

はじめに

自らが望む場所で自分らしく暮らす、その権利は常に守られなければなりません。障害は社会によって作り出されている障壁とも言えます。障壁をなくしていけば、あらゆる人々にとって優しい社会に繋がります。



このたび、「第3次安芸高田市障害者プラン」「障害福祉計画（第6期）」「障害児福祉計画（第2期）」を策定しました。本計画の基本理念「一わがまちで・ともに・じぶんらしく一輝いて暮らす安芸高田」、そして「世界で一番住みたいと思えるまち」を関係者の皆様や市民の皆様とともに目指していきます。

本計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提言をいただきました安芸高田市障害者プラン推進協議会及び安芸高田市障害者自立支援協議会の皆様をはじめ、アンケートやパブリックコメントにご協力いただきました全ての皆様に対し、心より感謝を申し上げます。

令和3（2021）年3月

安芸高田市長 石丸 伸二

目次

第1章 計画の概要.....	1
1 計画策定の背景と趣旨.....	1
2 国における障害福祉計画の考え方.....	4
3 本計画の性格.....	6
第2章 障害者を取り巻く現状.....	9
1 統計からみる現状.....	9
2 アンケート調査結果.....	20
3 前期計画の評価.....	39
第3章 計画の基本的な考え方.....	54
1 計画策定の視点.....	54
2 基本理念と施策の方向.....	57
第4章 障害者プランの施策展開.....	60
施策分野1 地域生活支援の充実.....	60
施策分野2 保健・医療提供体制の充実.....	64
施策分野3 差別の解消と権利擁護の推進.....	66
施策分野4 教育・文化芸術・スポーツ活動の促進.....	68
施策分野5 就労・経済的自立を支援する環境づくり.....	70
施策分野6 安心・安全な生活環境づくり.....	72
施策分野7 情報アクセシビリティ向上と意思疎通支援の充実.....	75
施策分野8 行政サービス等における配慮.....	76
第5章 障害福祉計画・障害児福祉計画の推進.....	77
1 成果目標の設定.....	77
2 各種サービスの見込量と確保策（活動指標）.....	87
第6章 計画の推進体制.....	100
1 庁内推進体制の整備.....	100
2 関係機関との連携の強化.....	100
3 計画の進行管理.....	100
4 サービスの質の確保と経営基盤の安定化.....	101
5 計画や制度の周知と情報提供.....	101
資料編.....	102
1 安芸高田市障害者プラン推進協議会設置要綱.....	102
2 安芸高田市障害者プラン推進協議会委員名簿.....	104
3 安芸高田市障害者自立支援協議会設置要綱.....	105
4 施設・事業所一覧表.....	107
5 用語解説.....	111

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景と趣旨

安芸高田市では、平成 22（2010）年 3 月に「安芸高田市障がい者プラン（第 1 次）」を、平成 19（2007）年 3 月に「安芸高田市障害福祉計画（第 1 期）」、平成 30（2018）年 3 月に「安芸高田市障害児福祉計画（第 1 期）」を策定し、「一わがまちで・ともに・じぶんらしく一輝いて暮らす安芸高田」を基本理念とし、福祉・保健・生活支援・教育・雇用等の幅広い分野から、障害福祉を総合的に推進してきました。

国では平成 18（2006）年に国際連合が採択した「障害者権利条約」の締結に向けて、翌年に署名し、「障害者基本法」の改正（平成 23（2011）年 8 月）や「障害者虐待防止法」の施行（平成 24（2012）年 10 月）、「障害者差別解消法」の成立及び「障害者雇用促進法」の改正（平成 25（2013）年 6 月）といった国内法の整備が進められ、平成 26（2014）年 1 月に同条約が批准されました。

さらに、平成 25（2013）年 4 月に施行された「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下、「障害者総合支援法」という。）では、制度の谷間のない支援提供や、法に基づく支援が、地域社会における共生や社会的障壁の除去に資することを目的とする基本理念を掲げるなど、国の障害者制度の動向を加味したさらなる障害者施策の展開が求められています。

なお、平成 28（2016）年 5 月には、「障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律」が可決されました。改正の内容は、障害のある人自らが望む地域生活を営むことができるような、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しが行われるとともに、障害のある子どもへの支援の提供体制を計画的に確保するため、都道府県、市町村において障害児福祉計画を策定することとなりました。

このたび、「第 2 次安芸高田市障害者プラン」「安芸高田市障害福祉計画（第 5 期）」「安芸高田市障害児福祉計画（第 1 期）」がともに令和 2（2020）年度をもって計画期間を終了することから、国の制度改正の方向や障害のある人やその家族のニーズ、計画の進捗状況等を踏まえた計画の見直しを行い、障害福祉施策を総合的に推進するため、新たに「第 3 次安芸高田市障害者プラン」「安芸高田市障害福祉計画（第 6 期）」「安芸高田市障害児福祉計画（第 2 期）」を策定します。

■障害者関連法整備の主な動き（障害者基本法改正以降）

年	主な動き
平成 23(2011)年	8月 「障害者基本法の一部を改正する法律」の施行(一部を除く) ・社会的障壁の除去、差別の禁止、合理的配慮、教育・選挙における配慮の規定 等
平成 24(2012)年	10月 「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)」の施行 ・通報義務、立入調査権を規定 等
平成 25(2013)年	4月 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」の施行(一部を除く) ・理念の具体化、難病患者への支援、地域生活支援事業の追加 等 4月 「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(障害者優先調達推進法)」の施行 ・障害者就労施設等から優先的に物品等を調達、調達方針の策定 等 9月 「障害者基本計画(第3次)」策定 ・基本原則の見直し、障害者の自己決定の尊重を明記 等
平成 26(2014)年	1月 日本が「障害者の権利に関する条約(障害者権利条約)」を批准 4月 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」の施行(一部を除く) ・障害支援区分、重度訪問介護の対象拡大、共同生活援助一元化 等
平成 27(2015)年	1月 「難病の患者に対する医療等に関する法律(難病法)」の施行 ・医療費助成の対象疾病の拡大 等
平成 28(2016)年	4月 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」の施行 ・差別の禁止、合理的配慮の提供、自治体の差別解消の取組 等 4月 「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」の施行(一部を除く) ・差別の禁止、合理的配慮の提供義務 等 5月 「成年後見制度の利用の促進に関する法律(成年後見制度利用促進法)」の施行 ・利用促進委員会等の設置、利用促進に関する施策 等 8月 「発達障害者支援法の一部を改正する法律」の施行 ・切れ目のない支援、家族等への支援、地域の支援体制構築 等

平成 30(2018)年	<p>3月 「障害者基本計画(第4次)」策定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当事者本位の総合的・分野横断的な支援、複合的な困難や障害特性等に配慮したきめ細かい支援 等 <p>4月 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」の施行(一部平成 28(2016)年6月施行)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者の望む地域生活の支援、障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応、サービスの質の確保・向上に向けた環境整備 等 <p>6月 「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律(障害者文化芸術推進法)」の施行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者による文化芸術の鑑賞及び創造の機会の拡大、文化芸術の作品等の発表の機会の確保 等
令和2(2020)年	<p>4月 「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」の施行(一部令和元(2019)年6月、9月施行)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「障害者活躍推進計画」策定の義務化、特定短時間労働者を雇用する事業主に対する特例給付金の支給 等

2 国における障害福祉計画の考え方

(1) 基本指針の見直し

基本指針は、障害者総合支援法の規定に基づき、障害福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的として、作成されるものです。市町村・都道府県は、この基本指針に即して障害福祉計画・障害児福祉計画を策定します。

障害福祉計画（第6期）及び障害児福祉計画（第2期）に係る基本指針の見直しの主なポイントは以下の通りです。

① 見直しの主なポイント

- | | |
|---------------------------|----------------------|
| ・ 地域における生活の維持及び継続の推進 | ・ 障害児通所支援等の地域支援体制の整備 |
| ・ 福祉施設から一般就労への移行等 | ・ 相談支援体制の充実・強化等 |
| ・ 「地域共生社会」の実現に向けた取組 | ・ 障害者の社会参加を支える取組 |
| ・ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 | ・ 障害福祉サービス等の質の向上 |
| ・ 発達障害者等支援の一層の充実 | ・ 障害福祉人材の確保 |

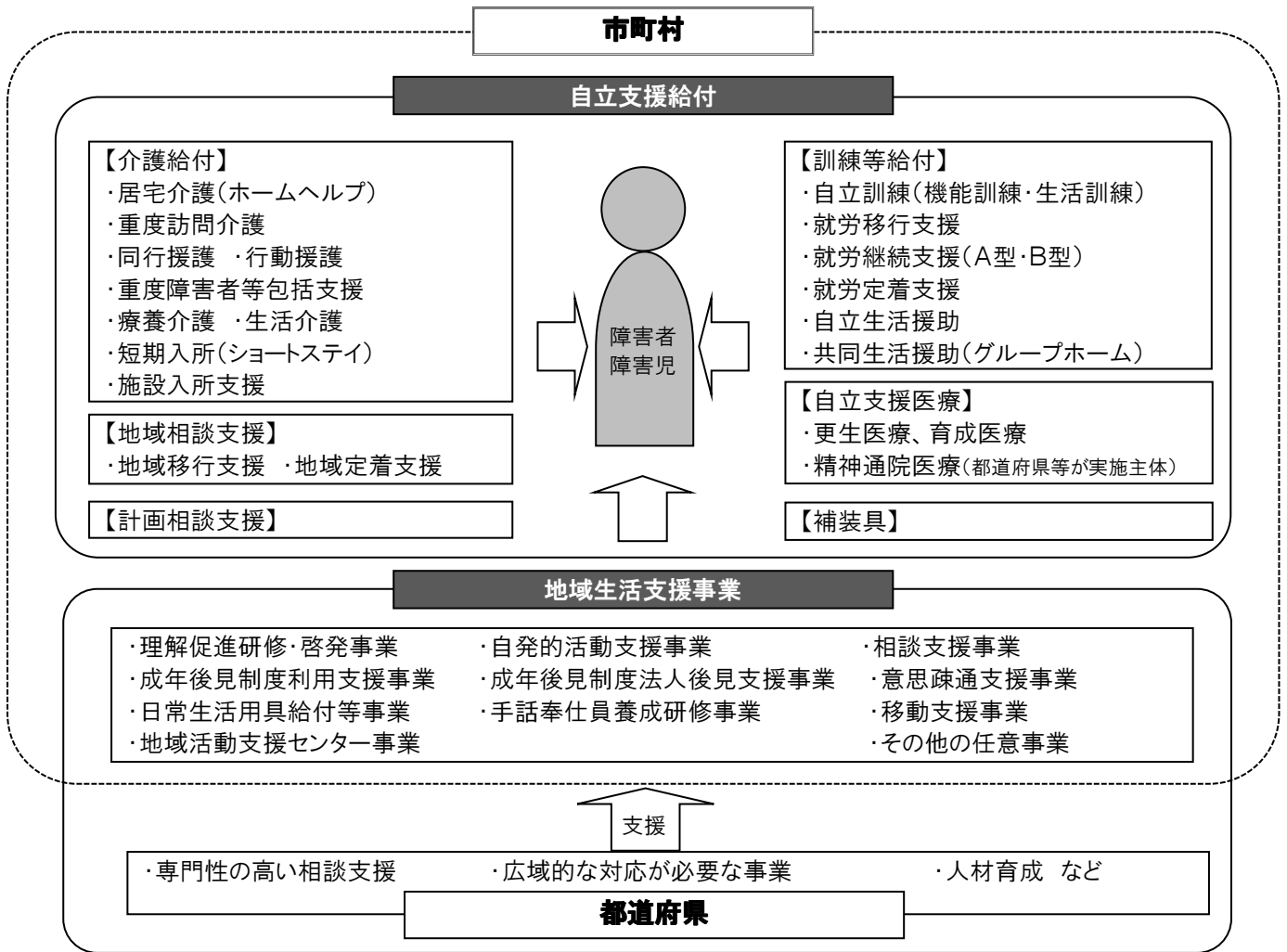
② 成果目標

- | |
|---------------------------------------|
| ア 施設入所者の地域生活への移行(目標値の見直し) |
| イ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築(都道府県が目標を設定) |
| ウ 地域生活支援拠点等が有する機能の充実(内容の見直し) |
| エ 福祉施設から一般就労への移行等(目標値の見直し、新規項目の追加) |
| オ 障害児支援の提供体制の整備等(一部新規項目の追加) |
| カ 相談支援体制の充実・強化等(新規の目標) |
| キ 障害福祉サービス等の質の向上(新規の目標) |

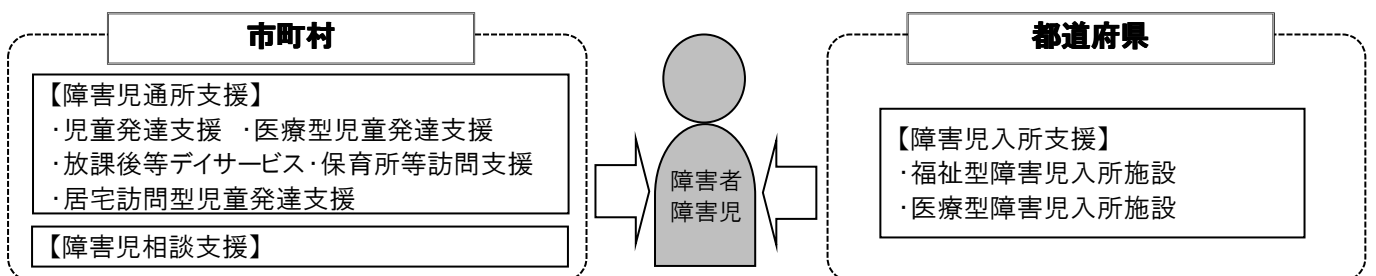
(2) 障害者総合支援法及び児童福祉法のサービス体系

障害者総合支援法によるサービスは、国や都道府県の義務的経費が伴う個別給付としての「自立支援給付」と、市町村の創意工夫により利用者の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大別され提供されています。これに加え、児童福祉法に基づく障害児（福祉）サービスとの連携を図っています。

障害者総合支援法によるサービス体系



児童福祉法によるサービス体系



3 本計画の性格

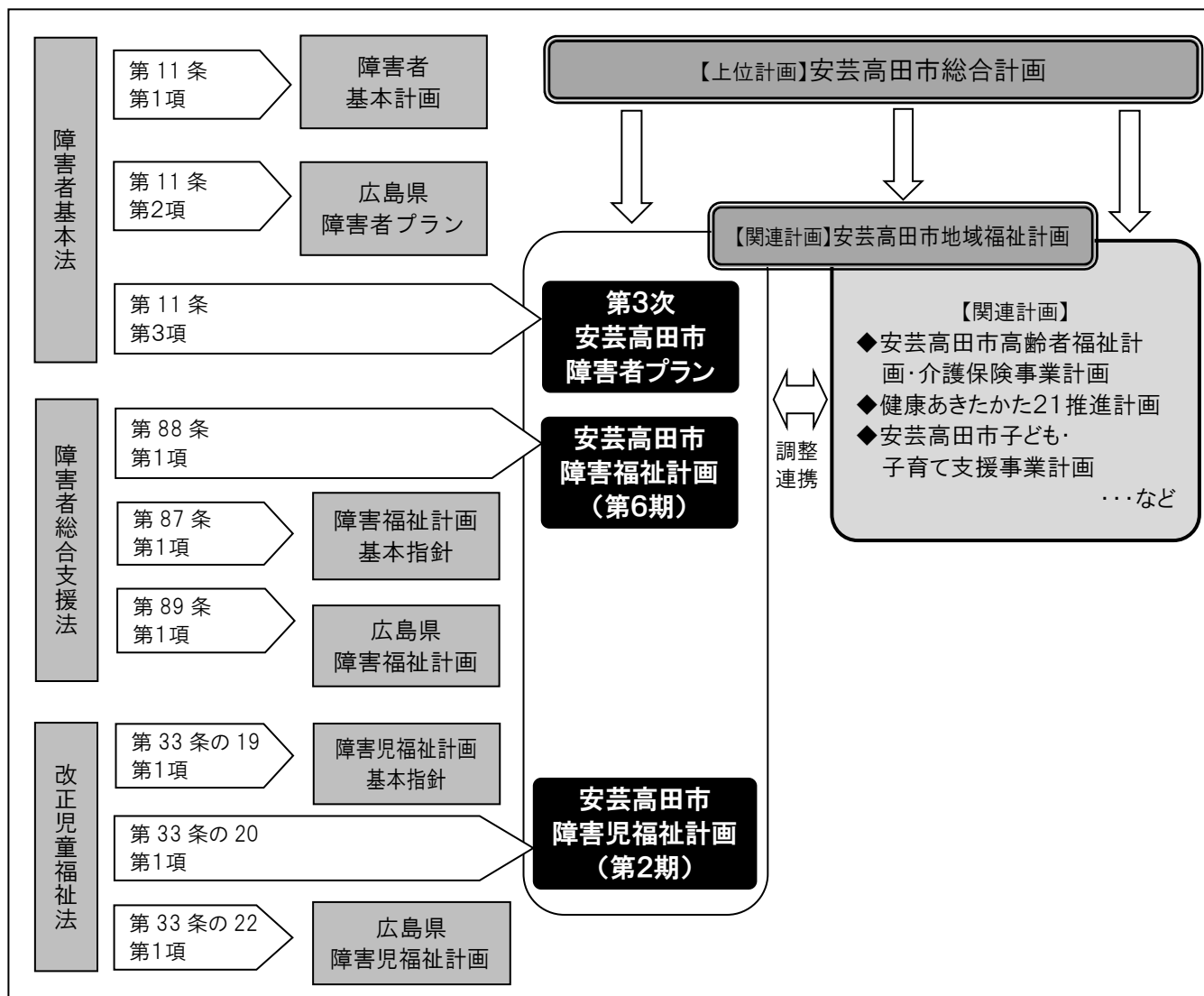
(1) 計画の位置づけ

本計画は、障害者施策を総合的に推進するため、「障害者基本法」第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」と、「障害者総合支援法」第88条第1項に基づく「市町村障害福祉計画」及び「児童福祉法」第33条の20第1項に基づく「市町村障害児福祉計画」の3つの計画を一体的に策定するものです。

また、国や県の計画を踏まえつつ、上位計画である「安芸高田市総合計画」をはじめ、福祉に関する分野の横断的な計画である「安芸高田市地域福祉計画」や、「安芸高田市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」「健康あきたかた21推進計画」「安芸高田市子ども・子育て支援事業計画」など関連する他の部門計画との整合にも配慮するものです。

計画の推進にあたっては、各計画との連携を十分に図り、新たな課題や環境の変化に柔軟に対応できるようにします。

計画の位置づけ

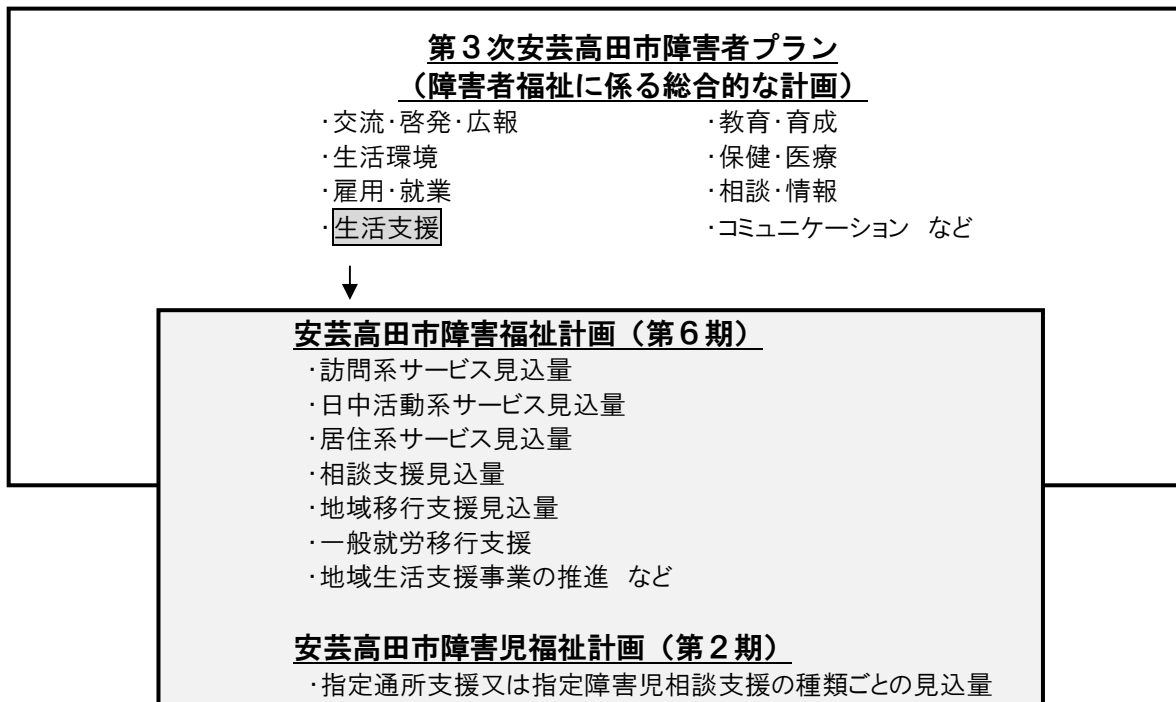


(2) 障害者プランと障害福祉計画の関係について

「第3次安芸高田市障害者プラン」は、障害者基本法に基づき、長期的視点に立って障害者の生活全般にわたる支援を行うための施策を規定する総合的な計画です。

「安芸高田市障害福祉計画（第6期）」は、障害福祉サービスや地域生活支援事業などの具体的なサービス見込量や見込量確保のための方策等を定めるもので、「安芸高田市障害児福祉計画（第2期）」は障害児通所支援及び障害児相談支援の見込量及び確保策を定めるものです。

「第3次安芸高田市障害者プラン」と
「安芸高田市障害福祉計画(第6期)・障害児福祉計画(第2期)」の関連イメージ



(3) 計画の期間

本計画の期間は、「第3次安芸高田市障害者プラン」が令和3(2021)年度から令和8(2026)年度までの6年間、「安芸高田市障害福祉計画(第6期)」「安芸高田市障害児福祉計画(第2期)」は令和3(2021)年度から令和5(2023)年度までの3年間とします。全ての計画について毎年、それぞれ取組の評価・見直しを行います。

	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
安芸高田市 障害者プラン	第2次プラン			第3次プラン						第4次プラン		
安芸高田市 障害福祉計画	第5期計画			第6期計画			第7期計画			第8期計画		
安芸高田市障 害児福祉計画	第1期計画			第2期計画			第3期計画			第4期計画		

(4) 計画の策定方法

① アンケート調査の実施

現在の生活状況や障害福祉サービス等のニーズ、必要な支援等を調査し、計画策定の基礎資料とすることを目的として、障害者と障害児の保護者に対してアンケート調査を行いました。また、障害者団体・障害福祉サービス提供事業所へのアンケート調査を実施しました。

② 安芸高田市障害者プラン推進協議会等による審議

障害者本人も参画している安芸高田市障害者プラン推進協議会、安芸高田市障害者自立支援協議会(以下「自立支援協議会」と表記)及び安芸高田市障害者プラン庁内検討会議で内容の検討・審議を行います。

③ 市民意見募集(パブリックコメント)の実施

市民の皆様から幅広い意見をいただくため、ホームページ、社会福祉課及び各支所窓口で、市民意見募集(パブリックコメント)を行いました。

実施期間	令和3(2021)年1月26日(火)～令和3(2021)年2月8日(月)
公表場所	安芸高田市ホームページ 安芸高田市福祉保健部社会福祉課、各支所窓口係
受付方法	窓口への持参、郵便、ファックス、電子メール

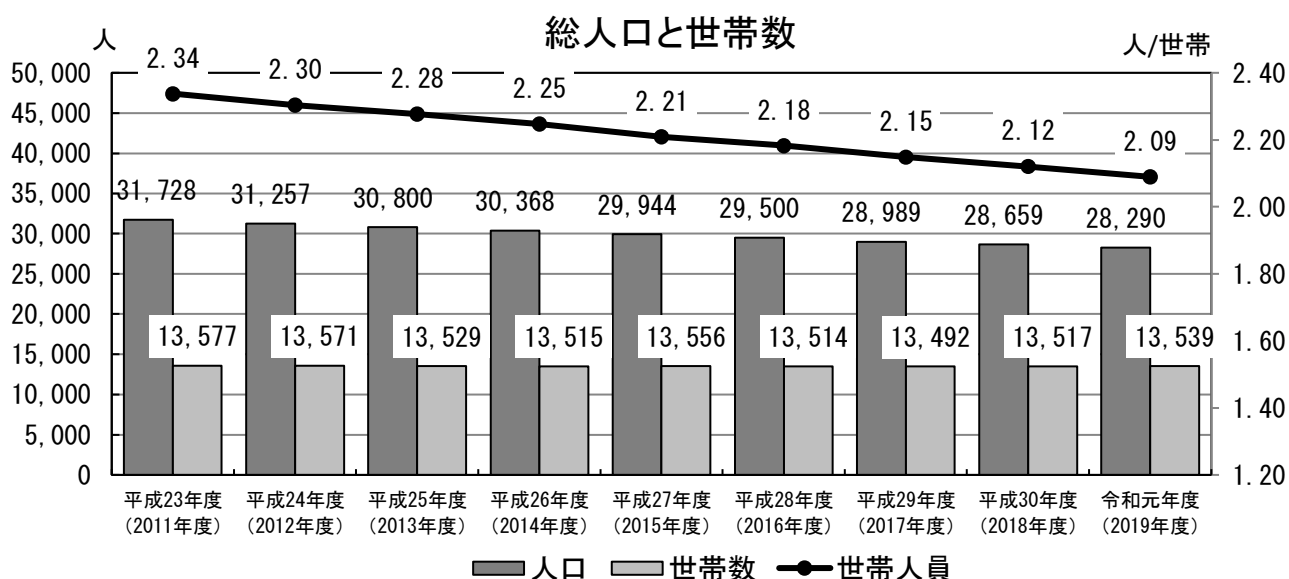
第2章 障害者を取り巻く現状

1 統計からみる現状

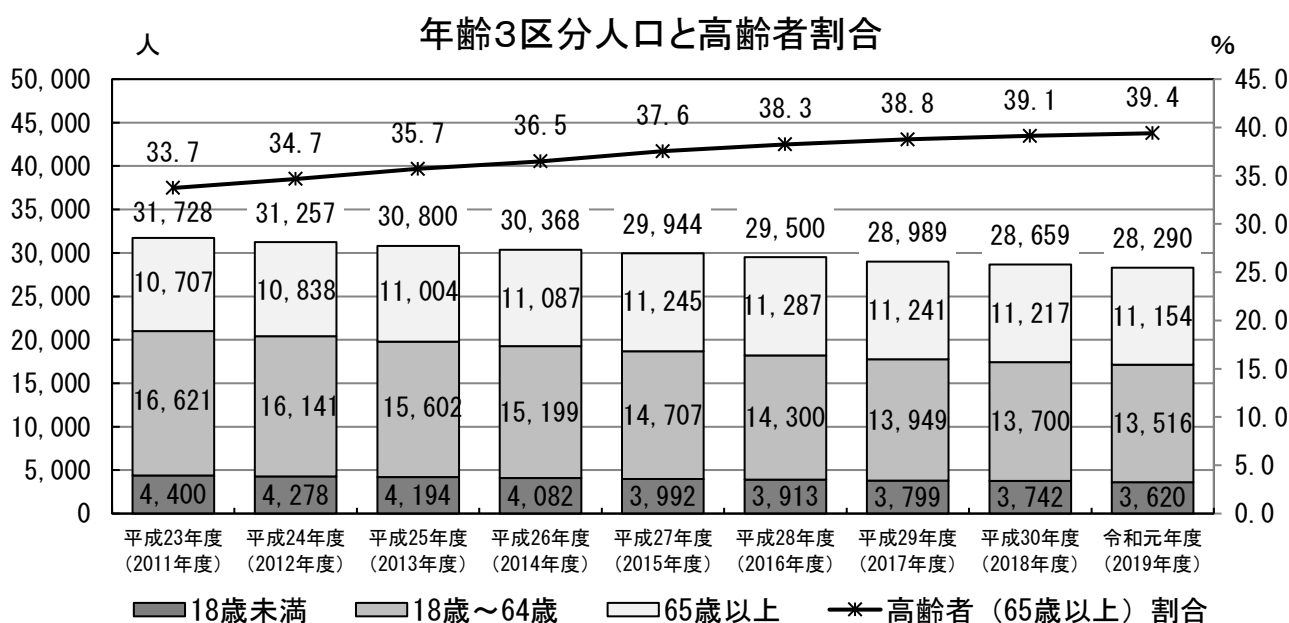
(1) 総人口と世帯数

総人口は減少傾向で推移し、令和元（2019）年度末現在で 28,290 人となっています。世帯数はほぼ横ばいで推移しており令和元（2019）年度末現在で 13,539 世帯、1 世帯あたりの人数は 2.09 人と小家族化の進行がうかがえます。

年齢区分別に人口推移をみると、18 歳未満並びに 18 歳～64 歳の人口は減少、65 歳以上の人口は平成 27（2015）年度以降ほぼ横ばいで推移し、高齢者の割合が年々高くなっています。



資料: 住民基本台帳(各年度3月31日現在)

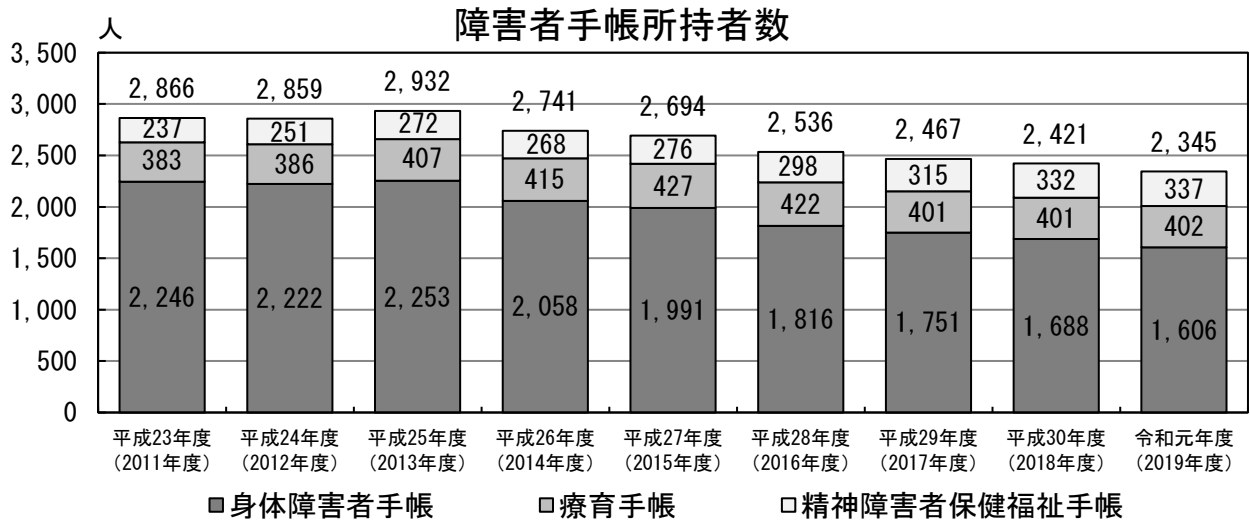


資料: 住民基本台帳(各年度3月31日現在)

(2) 障害福祉の対象者数

① 障害者手帳所持者

障害者手帳所持者数の合計は、令和元（2019）年度末現在で 2,345 人となっています。内訳として、身体障害者手帳が 1,606 人、療育手帳が 402 人、精神障害者保健福祉手帳が 337 人です。身体障害者手帳が占める割合が全体の 70%程度となっています。

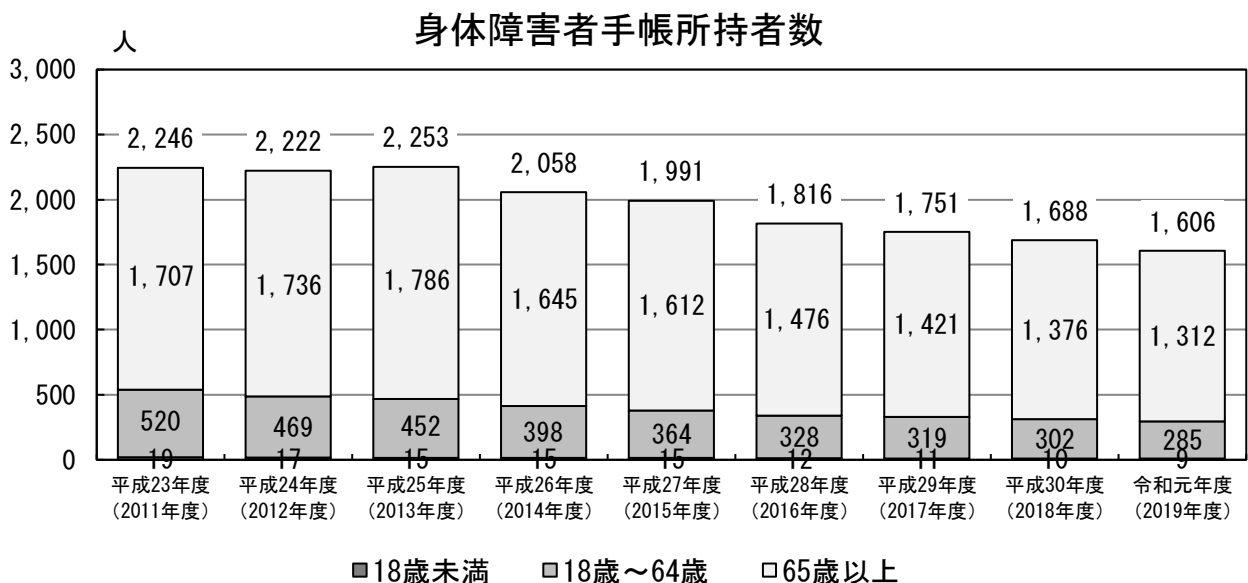


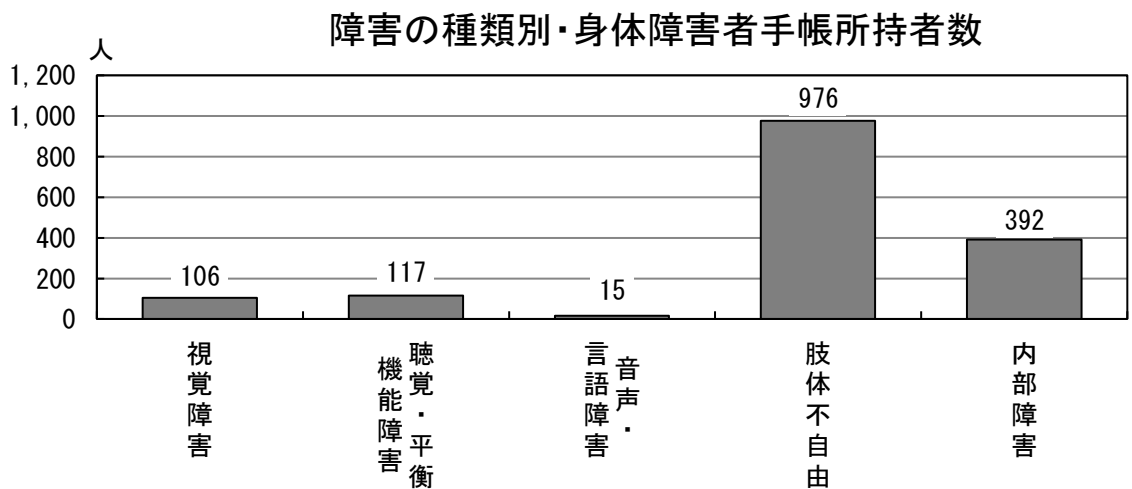
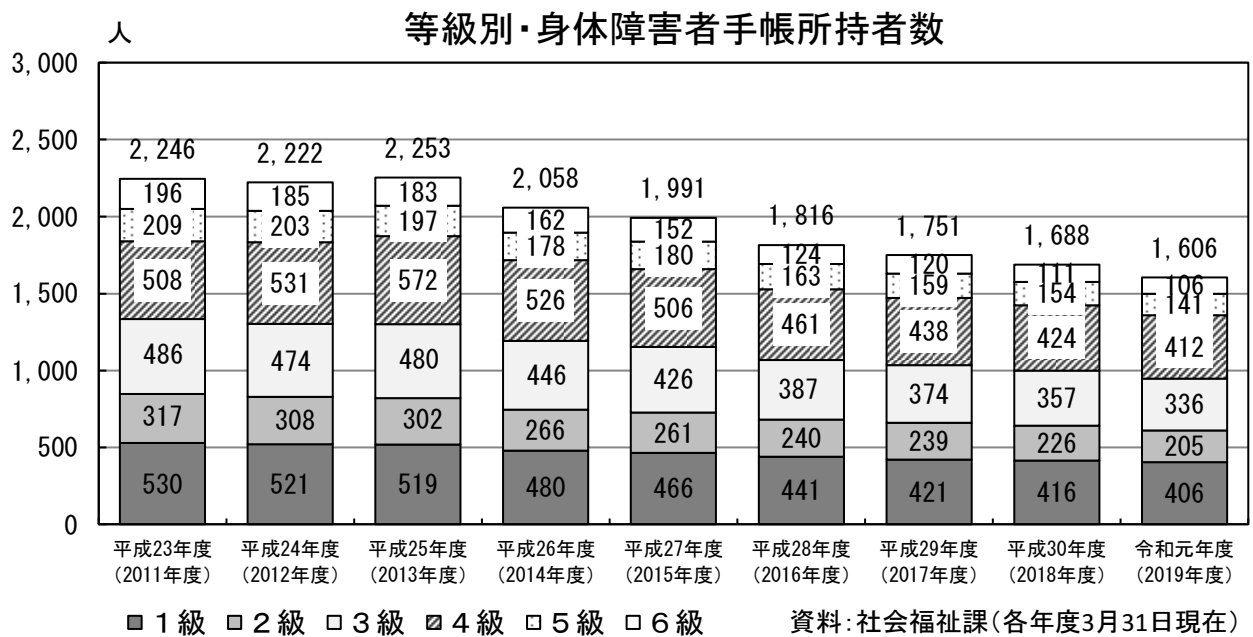
② 身体障害者

身体障害者手帳所持者数は、平成 26（2014）年度以降減少し、令和元（2019）年度末現在で 1,606 人となっています。年齢別にみると、手帳所持者のうち 65 歳以上が占める割合が 80% 台と依然として高くなっていますが、所持者数は減少傾向にあります。

等級別にみると、4 級、1 級、3 級の順に所持者数が多くなっています。

種類別にみると、肢体不自由による所持者が半数以上を占めており、内部障害、聴覚・平衡機能障害が続いています。

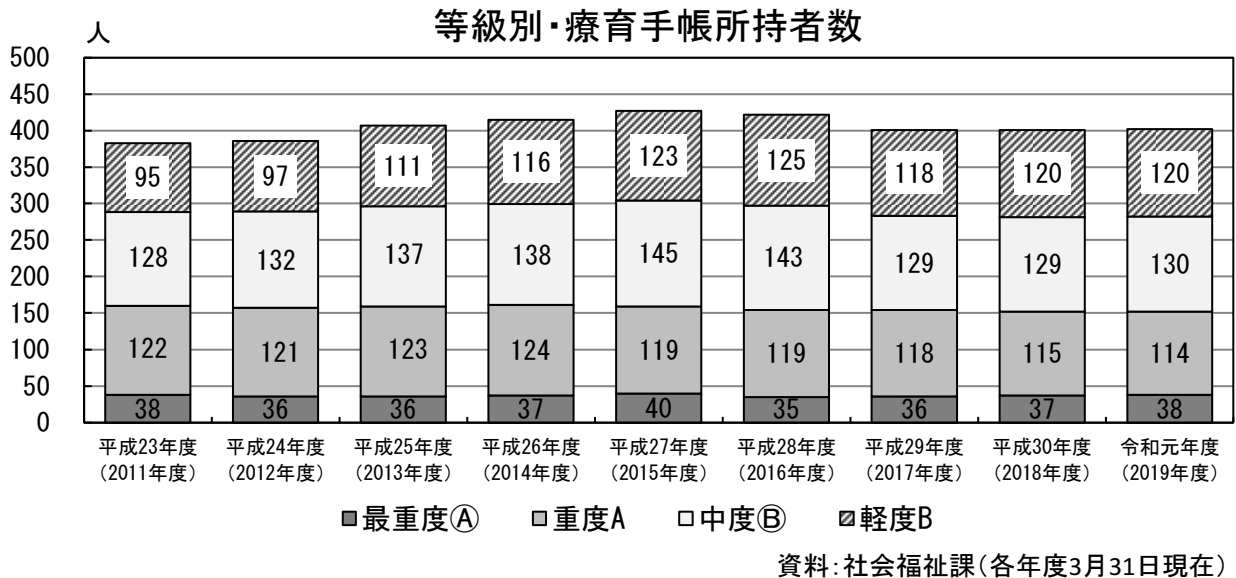
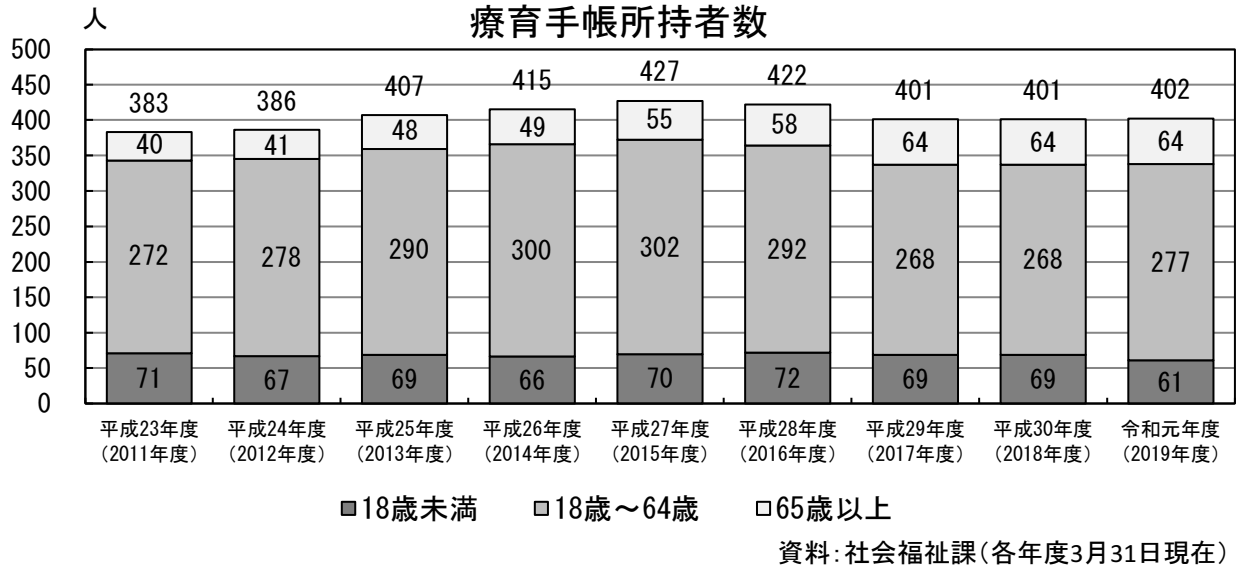




③ 知的障害者

療育手帳所持者数は、平成 27（2015）年度をピークに減少傾向で推移し、令和元（2019）年未度現在で 402 人となっています。年齢別にみると、65 歳以上の所持者が近年増加傾向にあります。

等級別にみると、重度 A、中度㊸、軽度 B の所持者数が多くなっています。

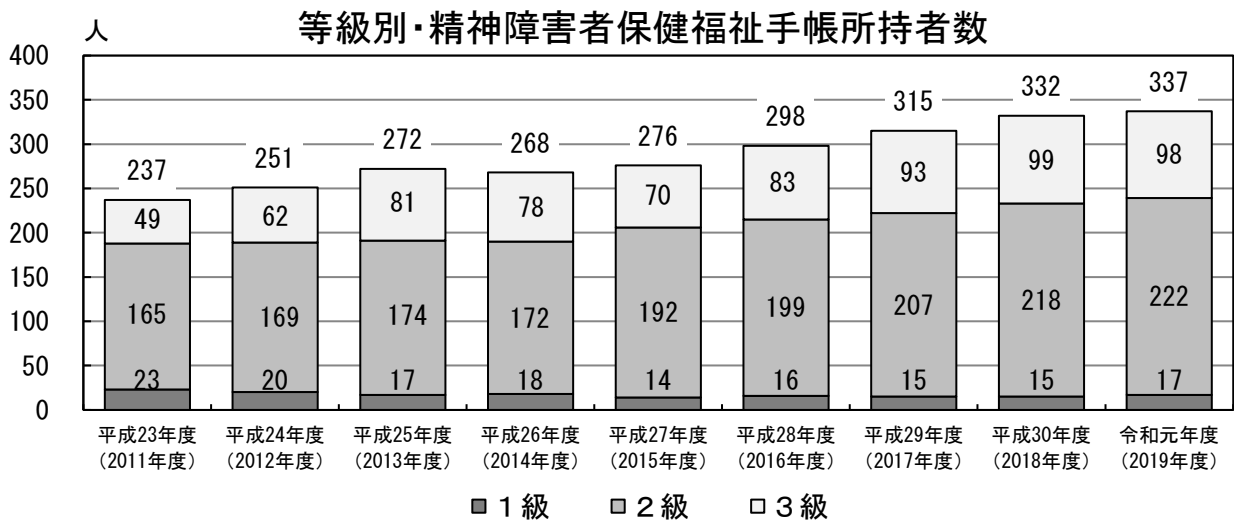
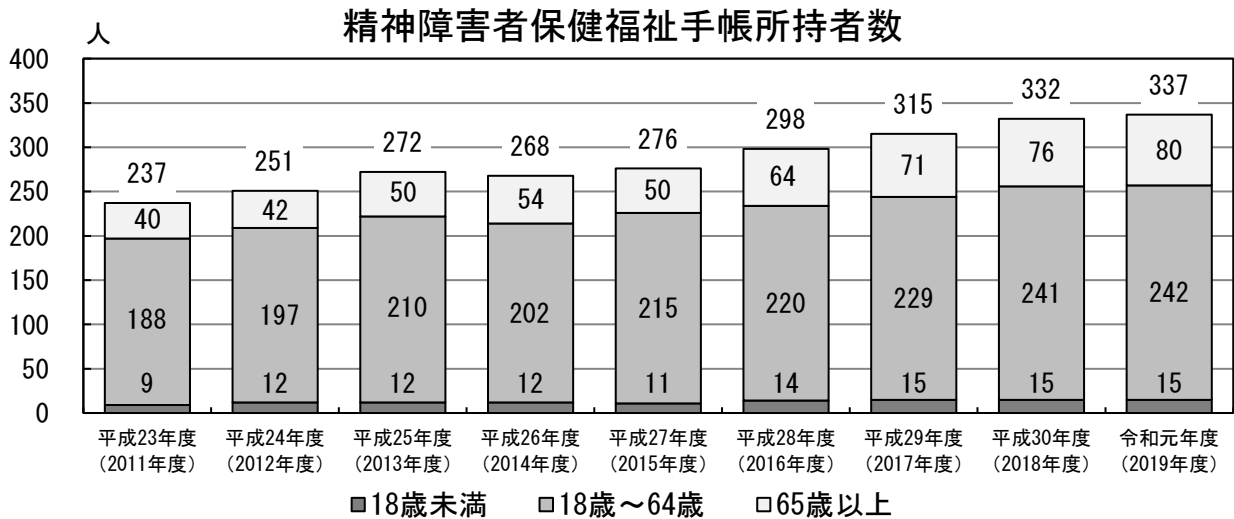


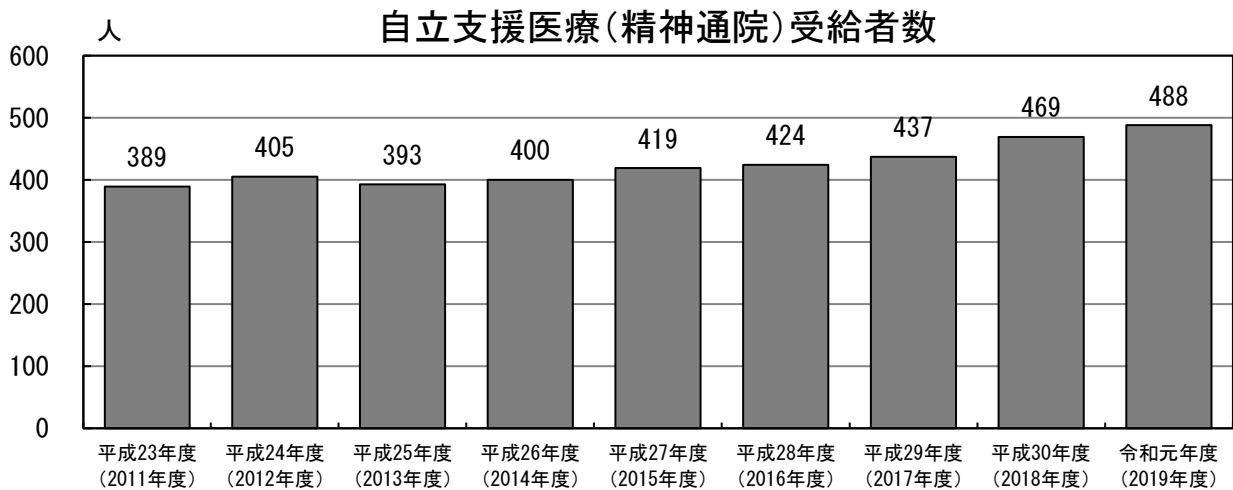
④ 精神障害者

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、平成 27(2015)年度以降増加しており、令和元(2019)年度末現在で 337 人となっています。年齢別にみると、18 歳～64 歳、65 歳以上の所持者数が増加しています。

等級別にみると、2 級、3 級の占める割合が高くなっています。

自立支援医療（精神通院）受給者数は、手帳所持者数の傾向と同様に、近年増加傾向にあり、令和元（2019）年度末現在で 488 人となっています。

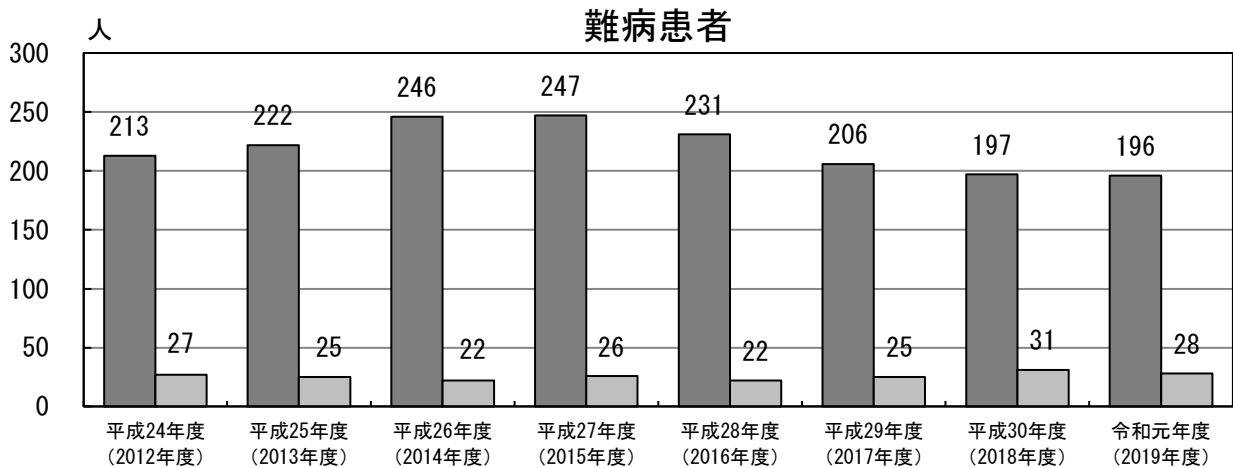




資料: 広島県立総合精神保健福祉センター(各年度3月31日現在)

⑤ 難病患者

特定医療費(指定難病)支給認定者は、平成28(2016)年度以降減少し、令和元(2019)年度末現在で196人となっています。小児慢性特定疾病医療費支給認定者は、ほぼ横ばいで推移しており、令和元(2019)年度末現在で28人となっています。



■ 特定医療費(指定難病)支給認定者 □ 小児慢性特定疾病医療費支給認定者

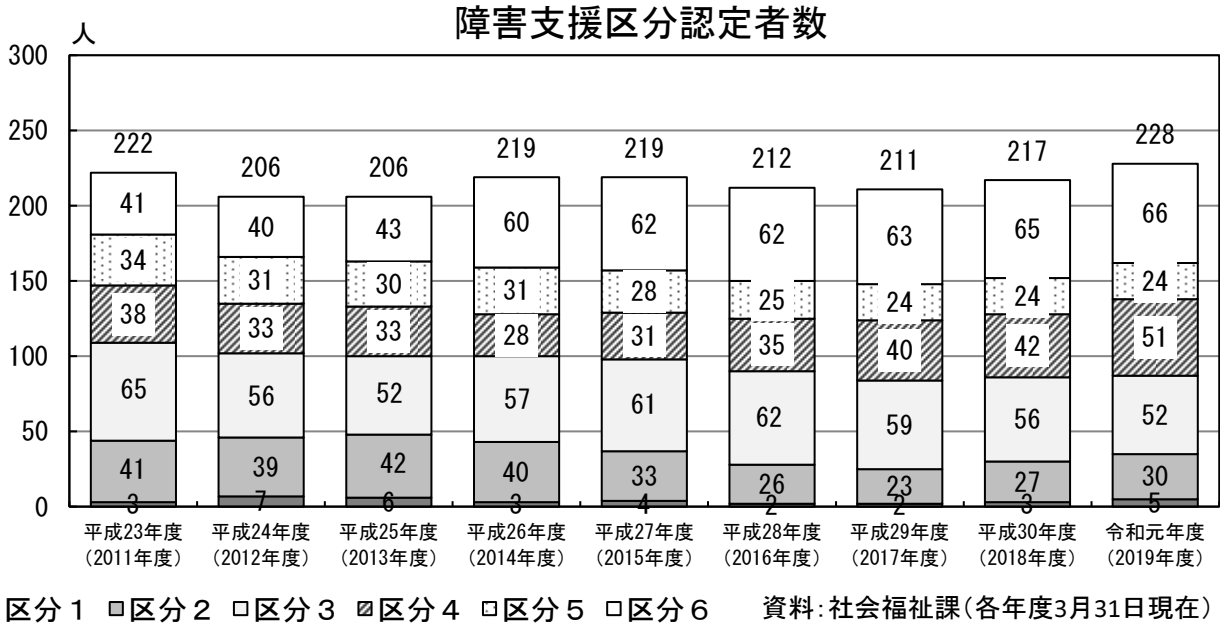
資料: 広島県健康対策課(各年度3月31日現在)

⑥ 障害支援区分認定者

障害福祉サービスを利用するためには、障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す障害支援区分の認定を受ける必要があります。

障害支援区分認定者数は、令和元（2019）年度末現在で228人となっています。

区分6、区分3、区分4の順に、認定者数が多くなっています。

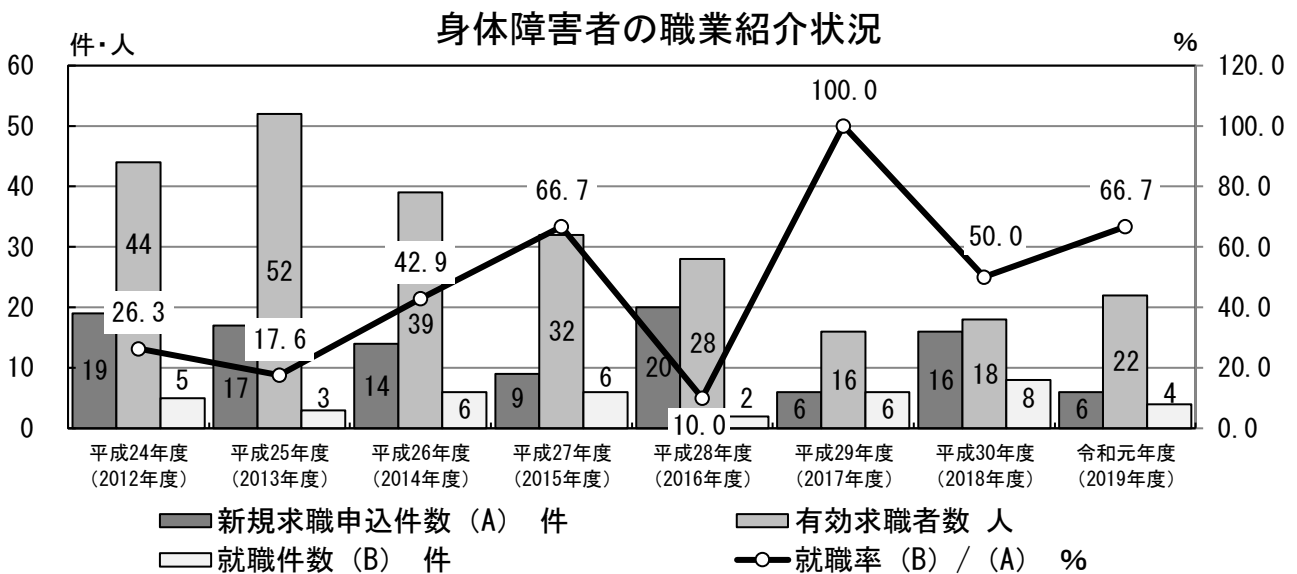
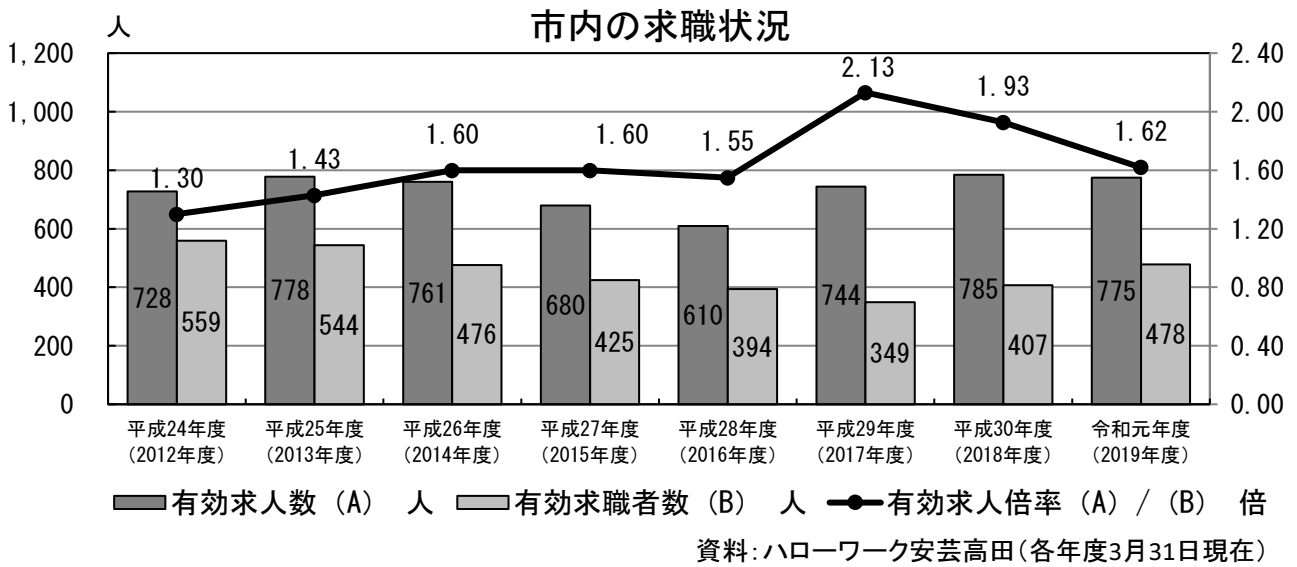


(3) 障害者の就労

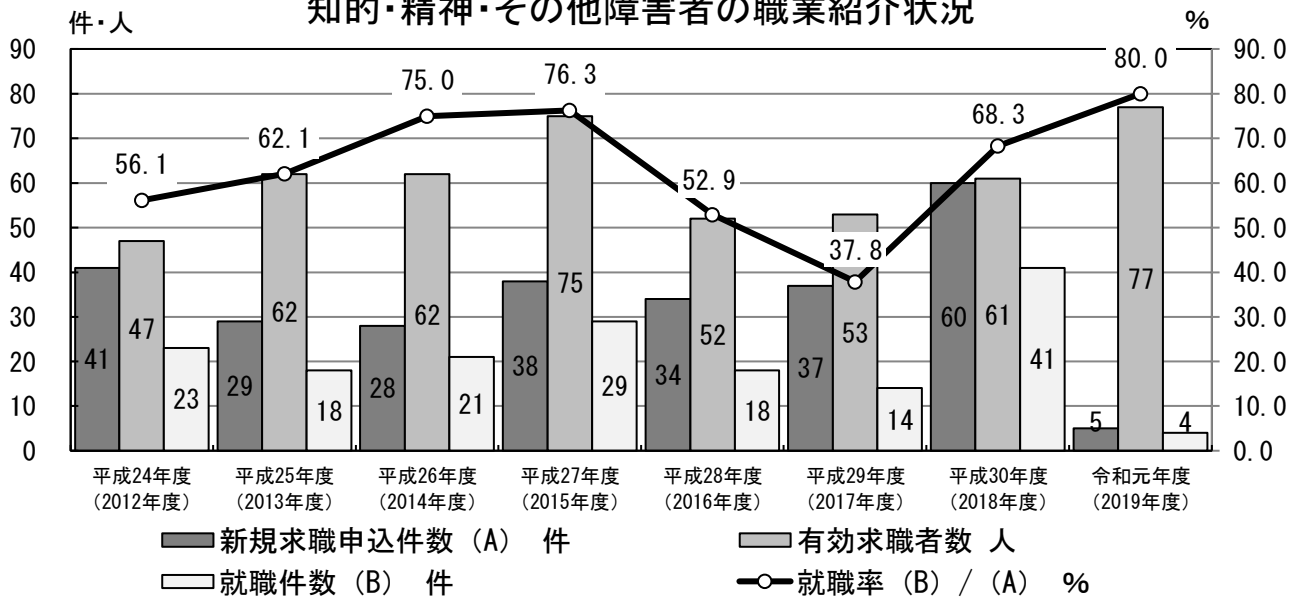
① 市内の求職状況

有効求人数（企業等からの求人数）は令和元（2019）年度 775 人で、有効求職者数（ハローワークに登録する求職者数）の 478 人を上回っており、有効求人倍率は 1.62 倍となっています。平成 27（2015）年度に 1.06 倍に落ち込んだ有効求人倍率は平成 29（2017）年度には 2.13 倍に上昇しましたが、以降徐々に下降してきています。

身体障害者の職業紹介状況をみると、就職率は年度ごとに上下しています。知的・精神・その他障害者の職業紹介状況は、身体障害者と比べ就職件数が多い傾向にあり、平成 30（2018）年度は 41 人となっています。



知的・精神・その他障害者の職業紹介状況

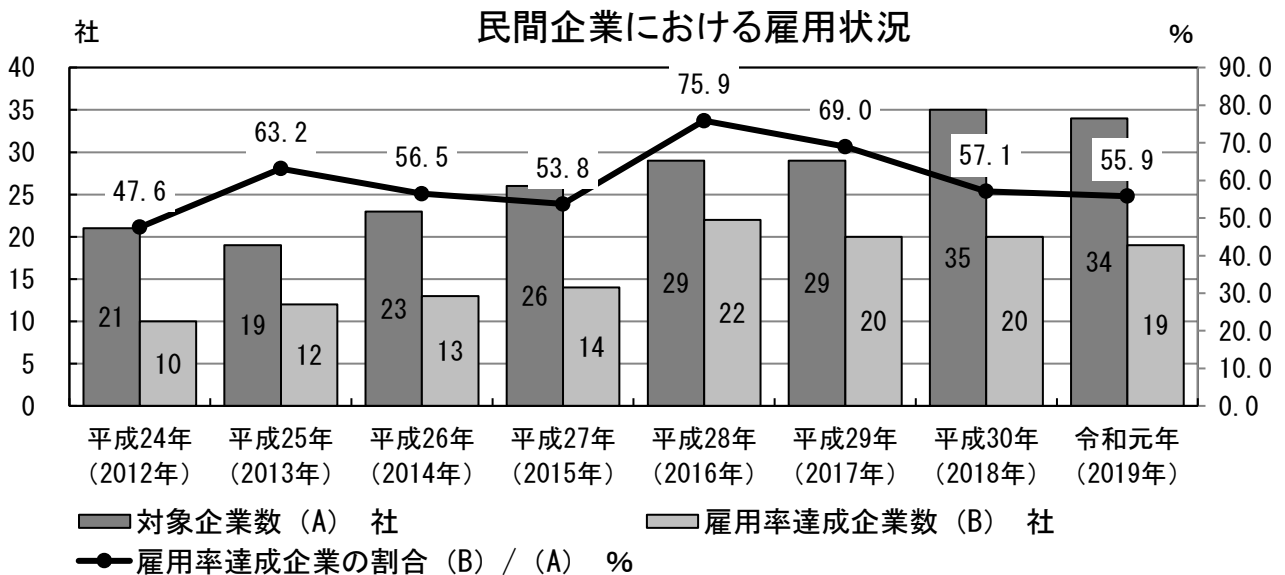


資料:ハローワーク安芸高田(有効求職者数は各年度3月31日現在)

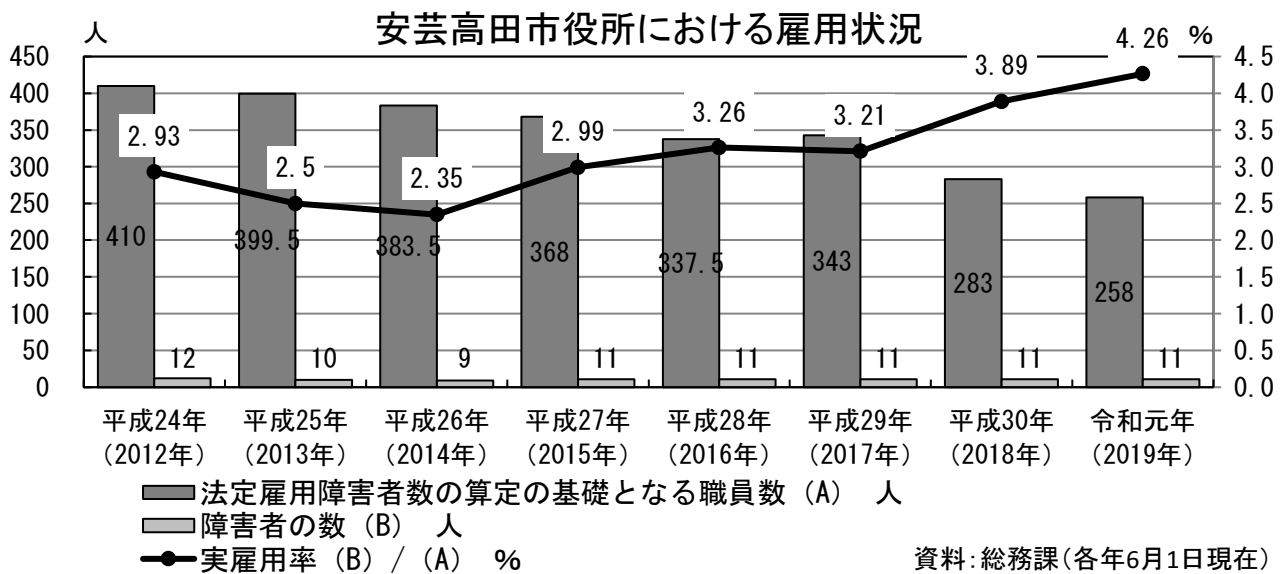
② 民間企業・安芸高田市役所における雇用状況

雇用率達成企業数は、近年 20 社前後で推移しており、達成企業の割合は令和元（2019）年度で 55.9%となっています。

安芸高田市役所の雇用状況をみると雇用率は達成していますが、平成 27（2015）年度以降障害者雇用枠での新規雇用者がいない状況です。



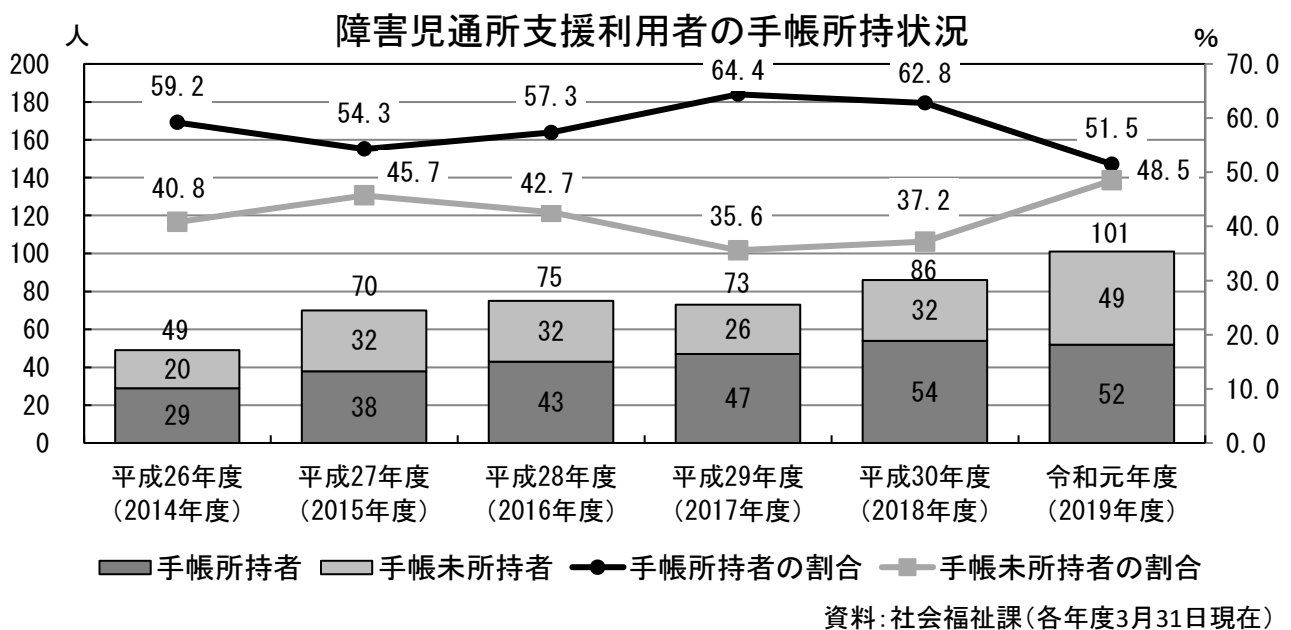
資料:ハローワーク安芸高田(各年6月1日現在)



(4) 障害児福祉の対象者数

① 障害児通所の利用状況

障害児通所支援利用者数は、年々増えています。利用者のうち発達障害等の理由で診断書の提出またはその疑い等で医師意見書により、手帳の所持は無いが療育が必要な児童についての利用が半数近くを占めています。



②こども発達支援センターの活動状況

こども発達支援センターでは専門機関での支援の必要性にかかわらず幅広く母子支援に関わり子どもの発達の不安軽減を図っています。こども発達支援センターでの発達相談の件数は近年100件から200件程度で推移しています。乳児の親子教室への参加組数は各年度100件台、幼児の親子教室への参加組数は各年度300件から400件で推移しています。

■こども発達支援センターの活動状況

		平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)
発達相談 (ベビーマッサージ含む)	延件数(件)	64	139	162	167	124	227
	延訪問園数(園)	37	32	31	33	15	10
保育所・幼稚園支援	延人数(人)	205	106	80	79	37	20
	実施回数(回)	13	23	23	24	31	31
乳児の親子教室	参加延組数(組)	55	112	106	125	146	119
	実施回数(回)	29	64	83	62	70	67
幼児の親子教室	参加延組数(組)	160	317	465	316	404	323

資料:こども発達支援センター(平成26(2014)年6月開所のため、平成26(2014)年度の
数値は6月から翌年3月までのもの)

■特別支援学級・特別支援学校等の在籍状況

(人)

		1年	2年	3年	4年	5年	6年	総数
特別支援学級 在籍者数	小学校	14	8	9	9	9	6	55
	中学校	9	9	4				22
通級による指導の 対象者数	小学校	12	15	11	12	7	9	66
	中学校	4	1	3				8
特別支援学校 在籍者数	小学部	1	1	0	1	2	0	5
	中学部	1	0	0				1
	高等部	5	5	1				11

資料:教育委員会学校教育課(令和2(2020)年5月1日現在)

2 アンケート調査結果

計画の策定にあたり、「手帳所持者等を対象としたアンケート調査」並びに「事業者・団体調査」を実施しました。

「手帳所持者等を対象としたアンケート調査」は、障害のある方並びに障害や発達に課題のあるお子さんの生活の様子や将来の希望を把握し、必要な支援策やサービスを検討することを目的に実施しました。

「事業者・団体調査」は、サービス提供事業所に対し、各サービスのニーズや提供サービスの拡充意向、運営上の課題等を聴取し、各サービスの見込量の設定や必要な支援策の検討を行うことを目的に、また、障害者や障害児とその家族が中心となって活動する団体に対し、障害のある方を取り巻く現状や課題、運営上の課題等を聴取し、必要な支援策の検討を行うことを目的に実施しました。

① 手帳所持者等を対象としたアンケート調査の実施概要

	18歳以上対象調査	18歳未満(保護者)調査
調査対象者	安芸高田市に住所がある18歳以上の次の方 ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を交付された方 ・障害福祉サービス受給者証を交付された方	安芸高田市に住所がある18歳未満の次の方の保護者 ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を交付された方 ・通所受給者証、福祉サービス受給者証を交付された方 ・特別支援学級、特別支援学校に在籍されている児童・生徒
対象数	2,021人	152人
調査期間	令和2(2020)年6月4日～令和2(2020)年6月19日	
調査方法	郵送による配布・回収	
有効回収数	1,020件	70件
有効回収率	50.5%	46.1%

② 事業者・団体調査の実施概要

	サービス提供事業所調査	関係団体調査
調査対象者	安芸高田市内に所在するサービス提供事業所	安芸高田市内に所在し、障害者や障害児とその家族が中心となって活動する団体
対象数	39事業所	5団体
調査期間	令和2(2020)年6月22日～令和2(2020)年7月7日	
調査方法	郵送による配布・回収	
有効回収数	35事業所	4団体
有効回収率	89.7%	80.0%

《図表等の見方》

○回答結果は小数点第2桁目を四捨五入しています。この関係で、単回答(複数の選択肢から一つだけを選ぶ形式)の合計値がちょうど「100.0」にならない場合があります。

○複数回答(2つ以上の回答を選ぶ形式)における割合についての単位はパーセントとしています。この場合、回答は有効標本数全体に対して各々の割合を示すものであり、各選択肢の回答を合計しても「100.0」とはなりません。

○図表中の「N」「SA」「MA」は、それぞれ

「N」=サンプル数のこと / 「SA」=単回答のこと (Single Answer の略) / 「MA」=複数回答のこと (Multiple Answer の略) を示します。

○図表中において「無回答」とある項目については、「回答のなかったもの」、もしくは「判別ができなかったもの」を表しています。

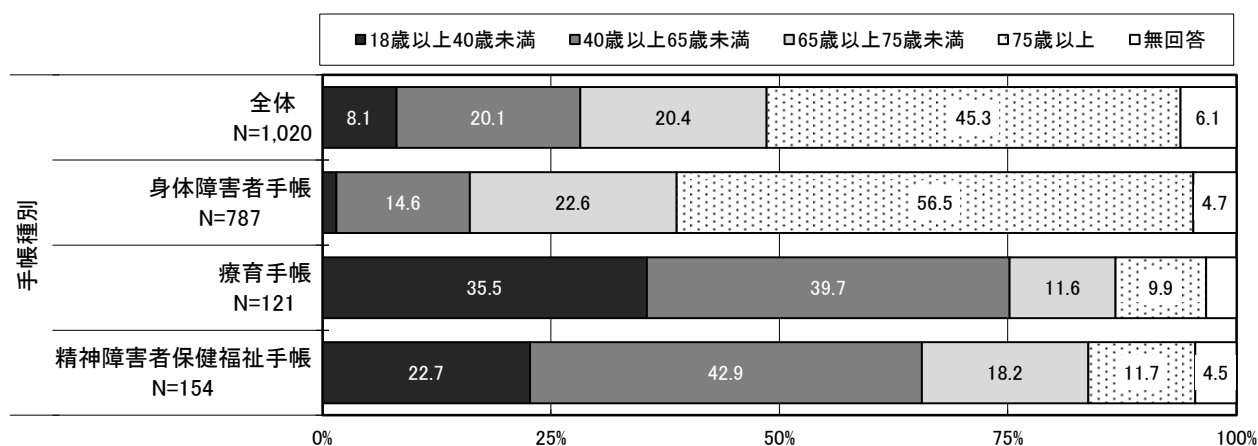
○本文中の設問の選択肢が長い場合は簡略化している場合があります。また、回答割合の少ない数値は省略している場合があります。

(1) 手帳所持者等対象調査【18歳以上対象調査】

回答者の属性

問1 あなたの年齢を教えてください。(数量)

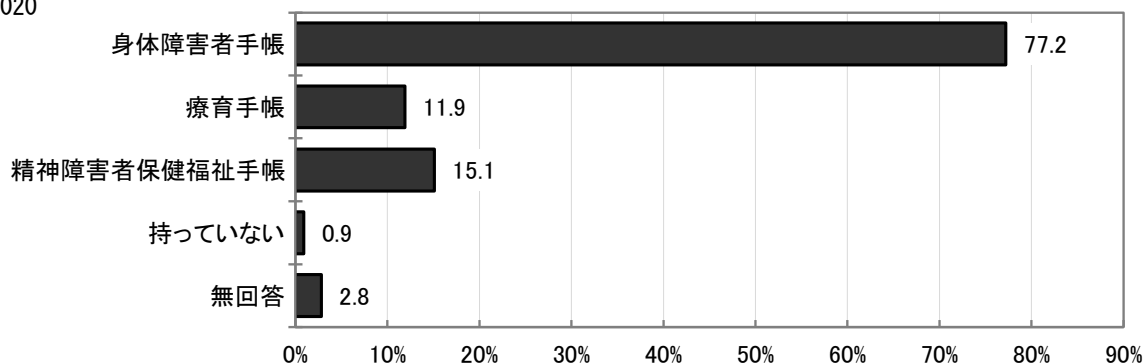
全体では65歳以上が65.7%、特に身体障害者手帳所持者では、「65歳以上」が79.1%となっています。療育手帳や精神障害者保健福祉手帳の所持者では、「18歳以上40歳未満」や「40歳以上65歳未満」の割合が高くなっています。



問2 あなたは、障害者手帳をお持ちですか。(MA)

「身体障害者手帳」が77.2%、「精神障害者保健福祉手帳」が15.1%、「療育手帳」が11.9%となっています。

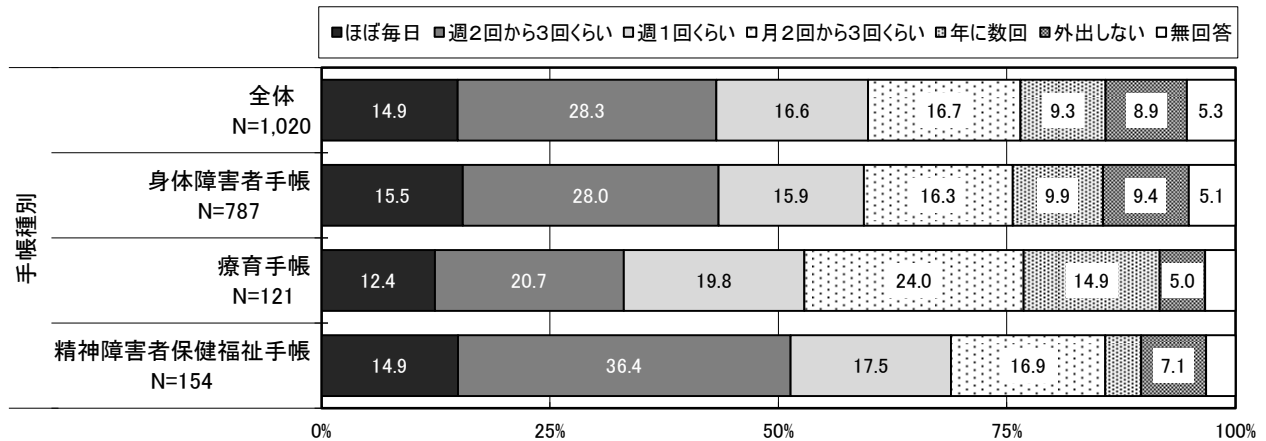
(MA) N=1,020



外出の状況

問1 あなたは、どの程度外出しますか。(SA)

全体では、「ほぼ毎日」が14.9%、「週2回から3回くらい」が28.3%、「週1回くらい」が16.6%で半数以上を占めていますが、**外出頻度の低い人も一定数うかがえます。**



問2 あなたが外出しやすくなるためには何が必要ですか。(MA)

全体では、「**一緒に出かけてくれる人がいること**」が**34.6%**で最も高くなっています。次いで「公共交通機関（鉄道・バスなど）が充実していること」が23.7%で続いています。

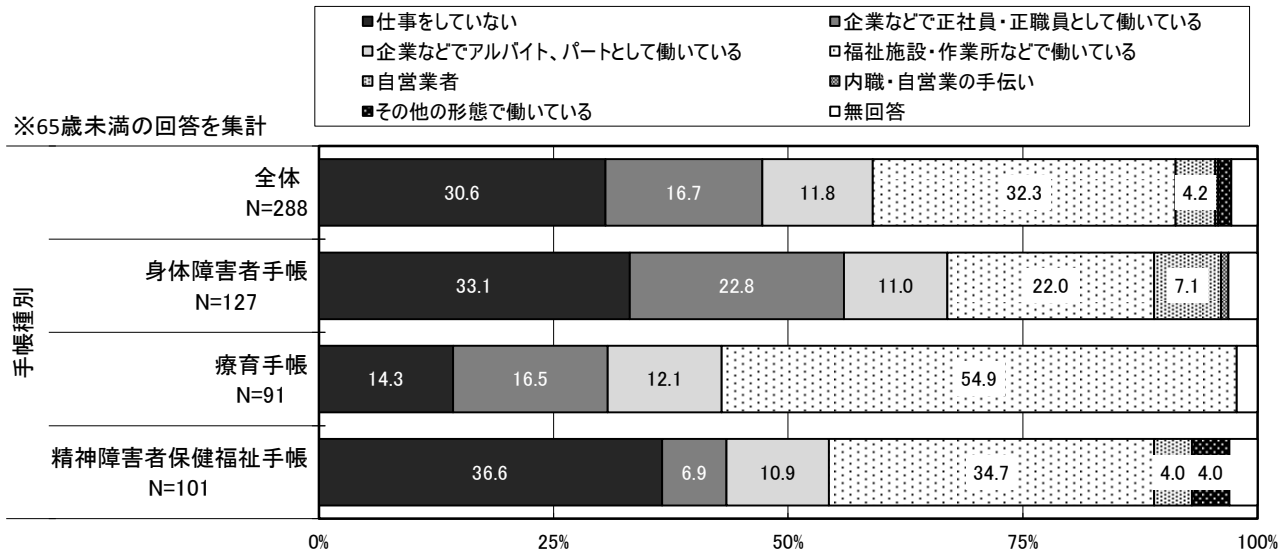
療育手帳所持者では、「一緒に出かけてくれる人がいること」が58.7%と他の手帳種別と比べ特に高くなっています。

	全体 N=1,020	身体障害者手帳 N=787	療育手帳 N=121	精神障害者保健福祉手帳 N=154
単位:%				
だれでも参加できる行事が充実すること	16.5	16.3	25.6	12.3
公共交通機関（鉄道・バスなど）が充実していること	23.7	22.0	28.1	35.1
移動支援のサービス（同行援護・行動援護など）が充実していること	16.9	17.5	23.1	14.3
施設、道路などがバリアフリー化されていること	13.0	14.9	13.2	3.9
障害がある方専用の駐車場が充実していること	14.3	17.7	4.1	7.8
コミュニケーション支援（通訳など）が充実していること	2.2	1.4	3.3	4.5
一緒に出かけてくれる人がいること	34.6	32.7	58.7	26.0
行事や活動の参加費が安く済むこと	8.5	7.1	6.6	18.8
市民の障害に対する理解が深まること	14.4	11.6	19.8	24.7
特にない・わからない	23.1	23.4	17.4	23.4
その他	4.7	4.7	1.7	7.1
無回答	8.8	9.0	5.8	7.8

仕事について

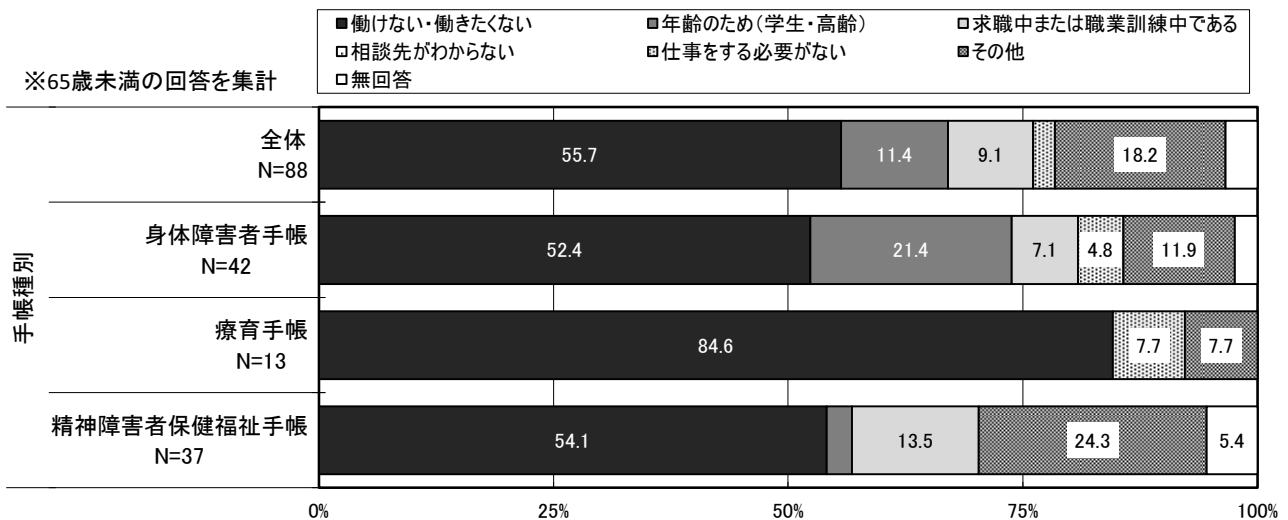
問1 あなたは、仕事をしていますか。仕事をしている場合、どこで働いていますか。(SA)

65歳未満の回答を集計したところ、全体では、「仕事をしていない」が約30%を占め、企業や福祉施設等で働いている割合が60%台となっています。「福祉施設・作業所などで働いている」が療育手帳所持者では54.9%、精神障害者保健福祉手帳所持者では34.7%と高くなっています。



問2 働いていない理由は何ですか。(SA)

全体では、「働けない・働きたくない」が過半数を占めています。身体障害者手帳所持者では、「年齢のため(学生・高齢)」が21.4%と高く、療育手帳所持者では、「働けない・働きたくない」が84.6%と多数を占めています。



問3 働けない・働きたくない理由は何ですか。(MA)

全体では、「働くことが不安であるため」が46.9%で最も高く、「障害が重い、病弱であるため」が42.9%、「自分に合う仕事がないため」が30.6%で続いています。

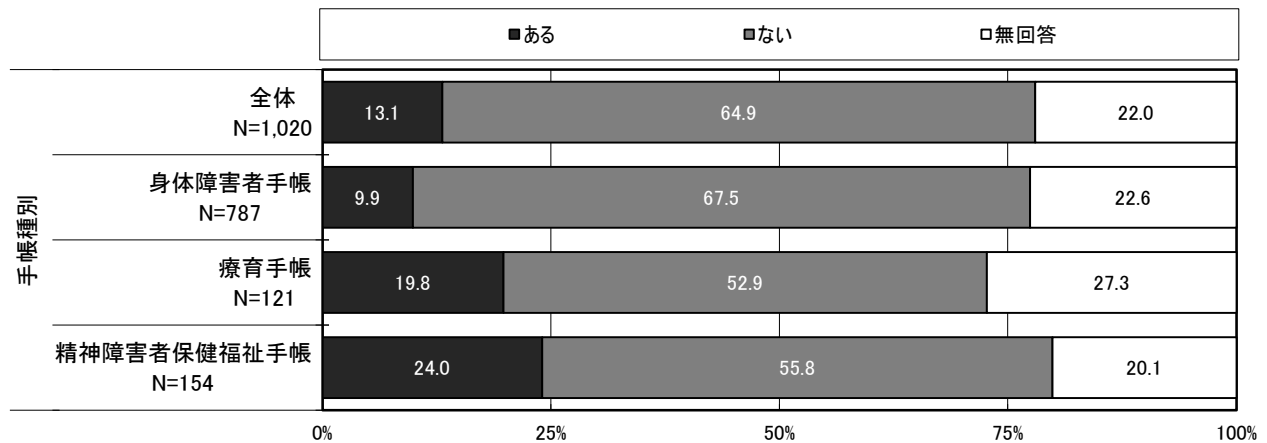
精神障害者保健福祉手帳所持者では、「働くことが不安であるため」が60.0%で特に高くなっています。

※65歳未満の回答を集計 単位:%	全体 N=49	身体障害 者手帳 N=22	療育手帳 N=11	精神障害 者保健福 祉手帳 N=20
障害が重い、病弱であるため	42.9	50.0	54.5	40.0
働く場が見つからないため	20.4	22.7	9.1	25.0
賃金が低いなどの労働条件が悪いため	-	-	-	-
自分に合う仕事がないため	30.6	31.8	-	40.0
通勤が困難であるため	16.3	9.1	-	25.0
家事・育児・介助・介護のため	6.1	9.1	-	5.0
職場の人間関係がわずらわしいため	14.3	-	9.1	25.0
働くことが不安であるため	46.9	31.8	36.4	60.0
その他	18.4	13.6	-	30.0
無回答	4.1	-	9.1	-

権利擁護について

問1 あなたは、障害があることを理由に差別された経験はありますか。(SA)

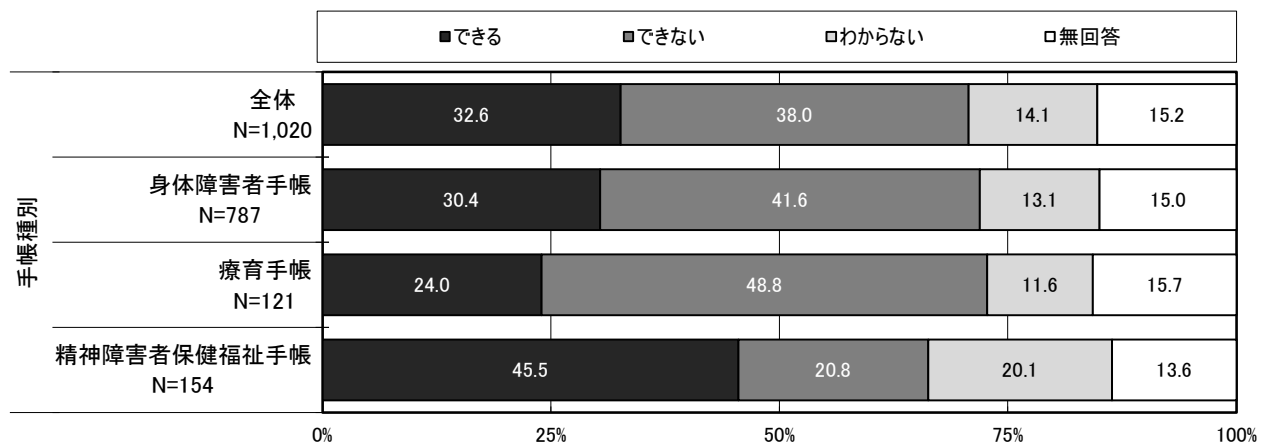
全体では、「ある」は13.1%となっています。**療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者では、身体障害者手帳所持者と比べ「ある」の割合が高い傾向にあります。**



災害時の避難などについて

問1 あなたは、災害がおきたときにひとりで避難することができますか。(SA)

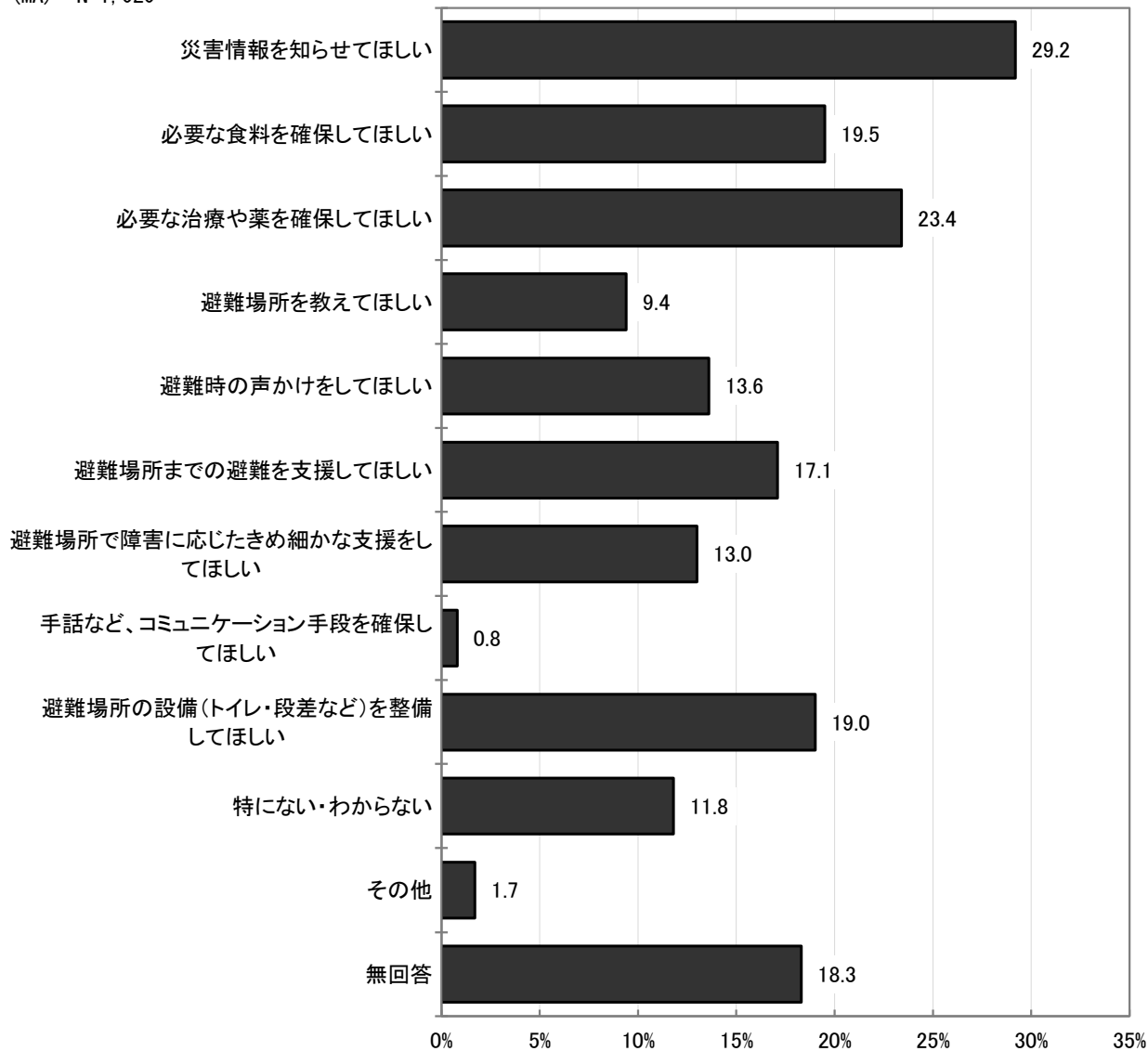
「できる」が32.6%、「**できない**」が**38.0%**となっています。



問2 災害がおきたときにあなたが支援してほしいことは、何ですか。(MA)

「災害情報を知らせてほしい」が29.2%で最も高くなっています。次いで「必要な治療や薬を確保してほしい」が23.4%、「必要な食料を確保してほしい」が19.5%が続いています。

(MA) N=1,020

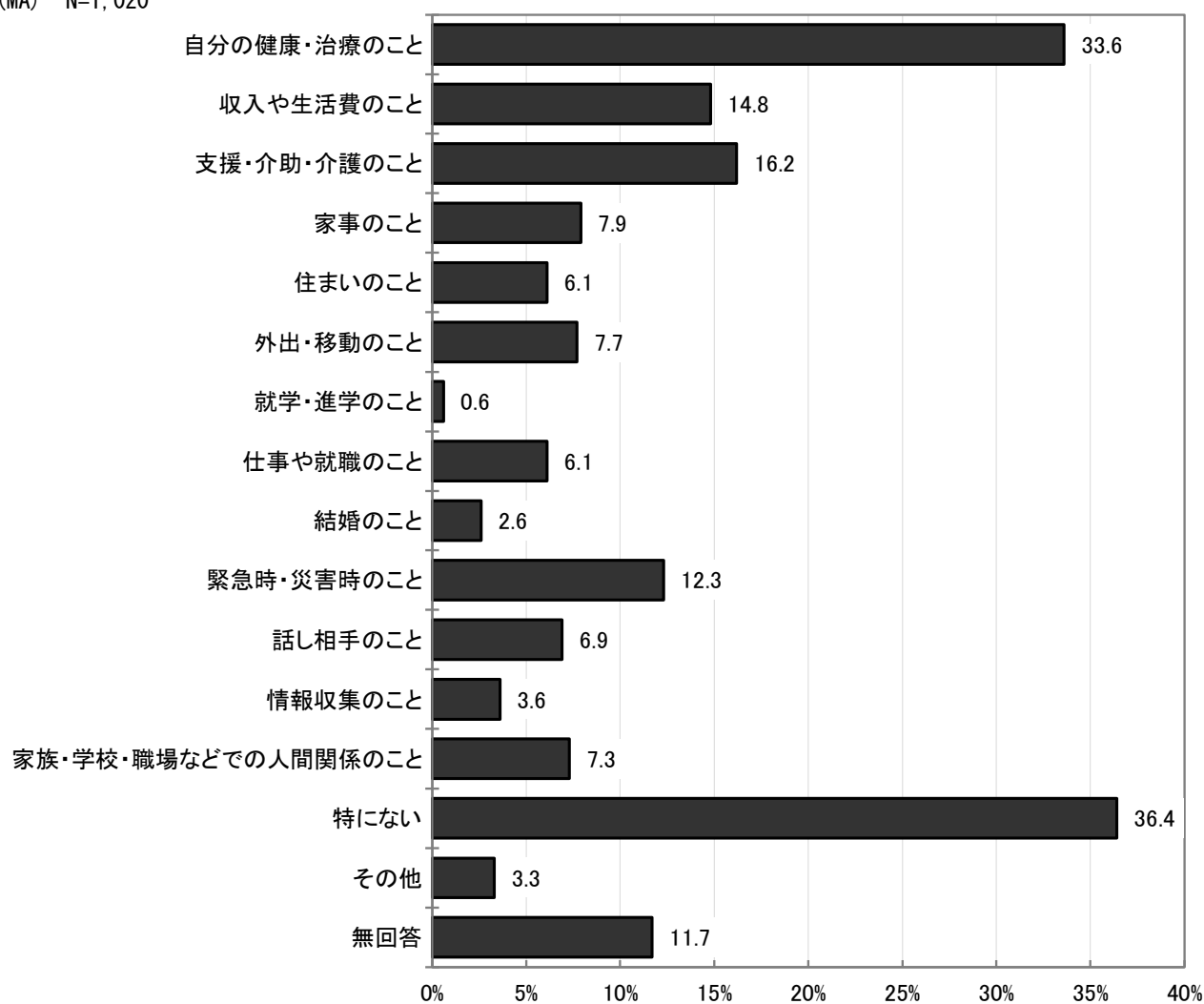


相談について

問1 現在、あなたは誰かに相談したいことがありますか。(MA)

「**自分の健康・治療のこと**」が**33.6%**で最も高くなっています。「支援・介助・介護のこと」が16.2%、「収入や生活費のこと」が14.8%で続いています。

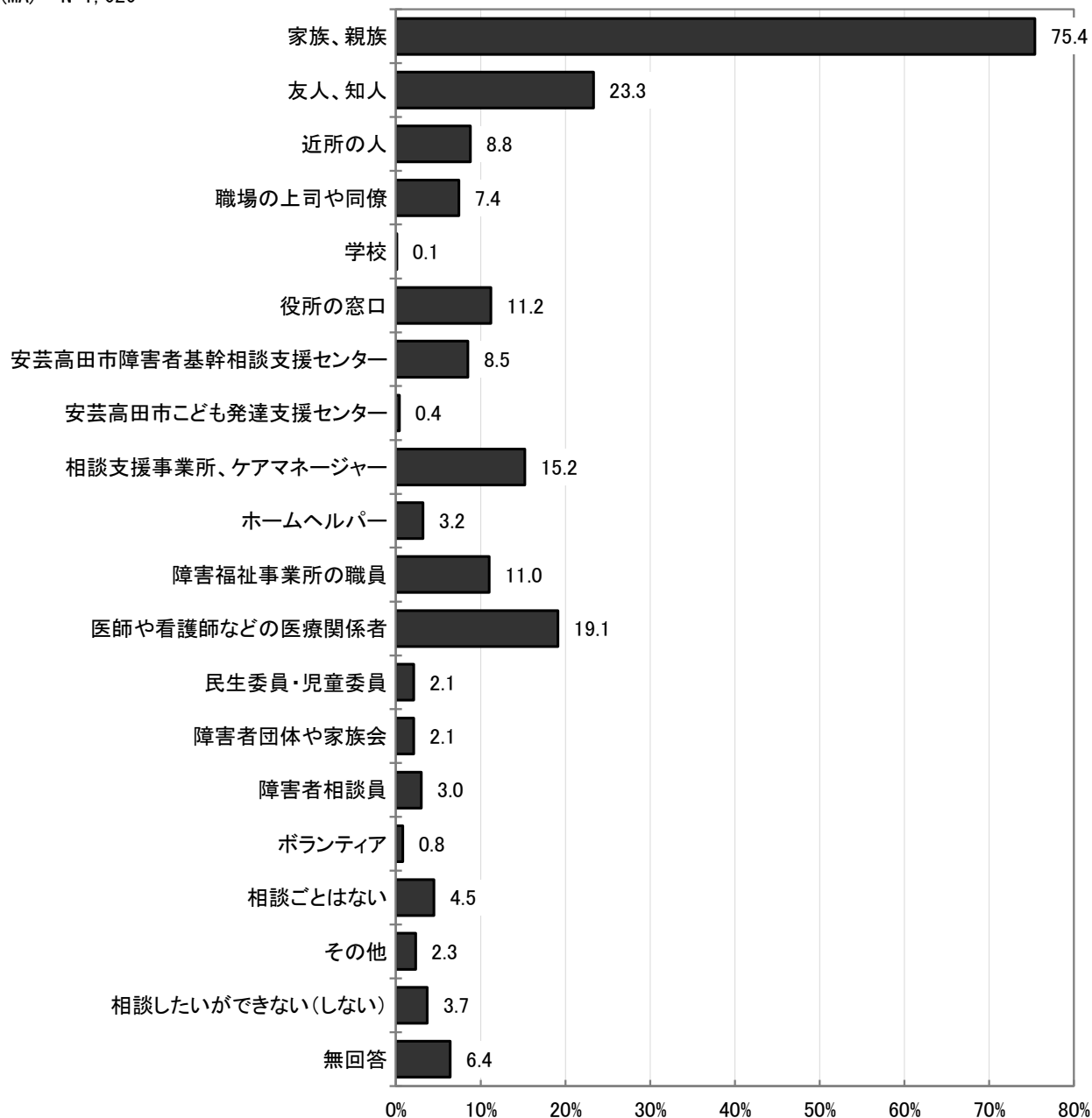
(MA) N=1,020



問2 あなたがおもに相談する機関（人）は、どこ（どなた）ですか。（MA）

「**家族、親族**」が**75.4%**で突出しています。「友人、知人」が23.3%、「医師や看護師などの医療関係者」が19.1%で続いています。**基幹相談支援センターや相談支援事業所の利用は10%前後**となっており、家族や友人、知人といった身近な人への相談と、専門的な相談先とを使い分けている状況がうかがえます。

(MA) N=1,020

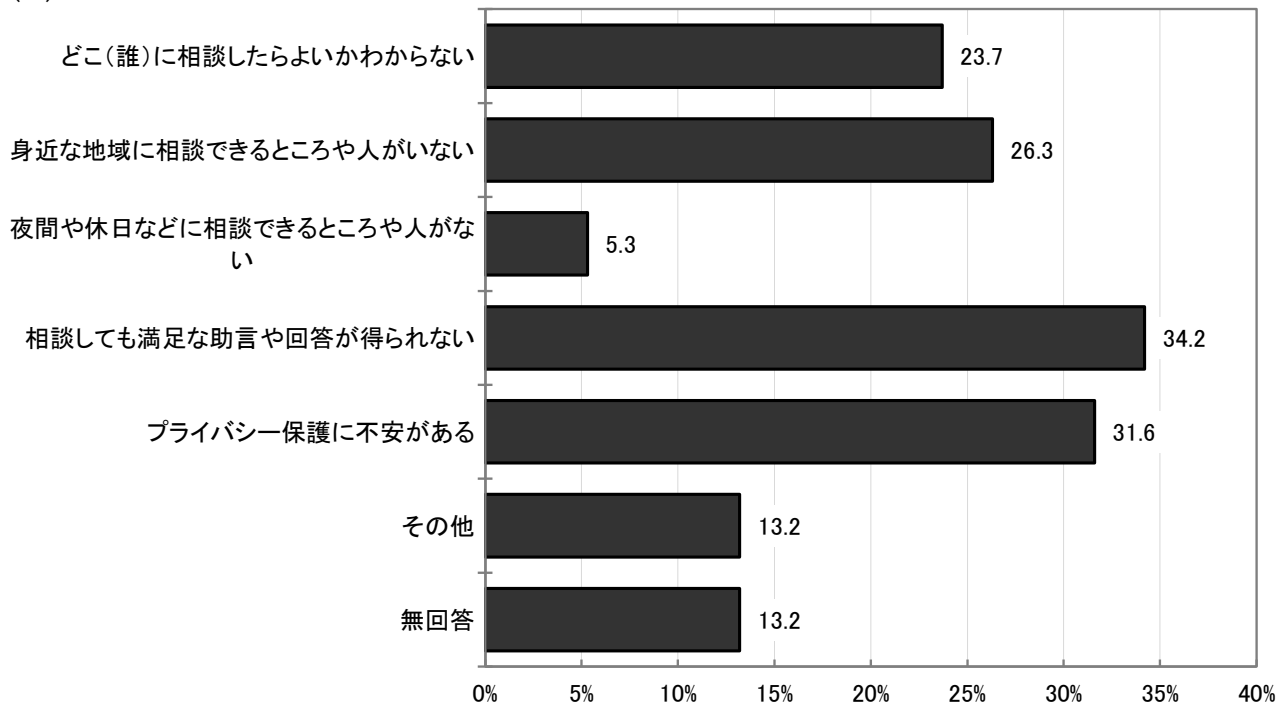


【問2において「相談したいができない(しない)」と回答した方】

問3 できない(しない)理由は何ですか。(MA)

「相談しても満足な助言や回答が得られない」が34.2%で最も高くなっています。次いで「プライバシー保護に不安がある」が31.6%、「身近な地域に相談できるところや人がいない」が26.3%が続いています。

(MA) N=38



(2) 手帳所持者等対象調査【18歳未満（保護者）調査】

回答者の属性

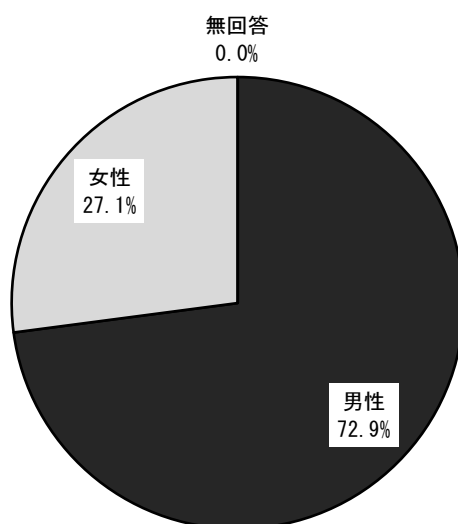
問1 お子さんの性別と年齢を教えてください。(SA) (数量)

「男性」が72.9%、「女性」が27.1%となっています。

「7歳～12歳」が55.7%を占めています。「4歳～6歳」が24.3%、「16歳以上」が15.7%となっています。

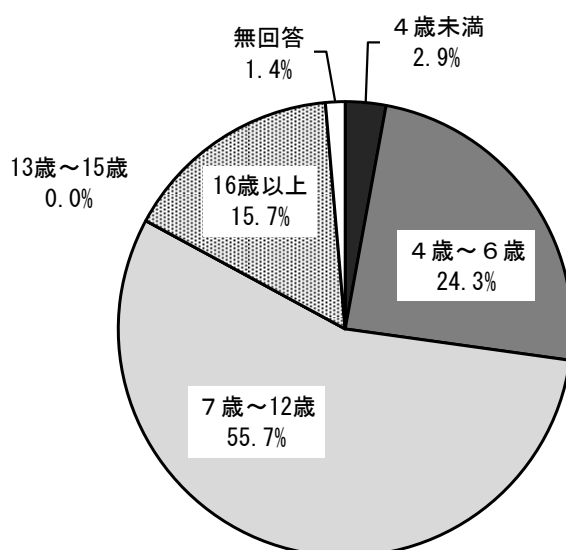
■性別

(SA) N=70



■年齢

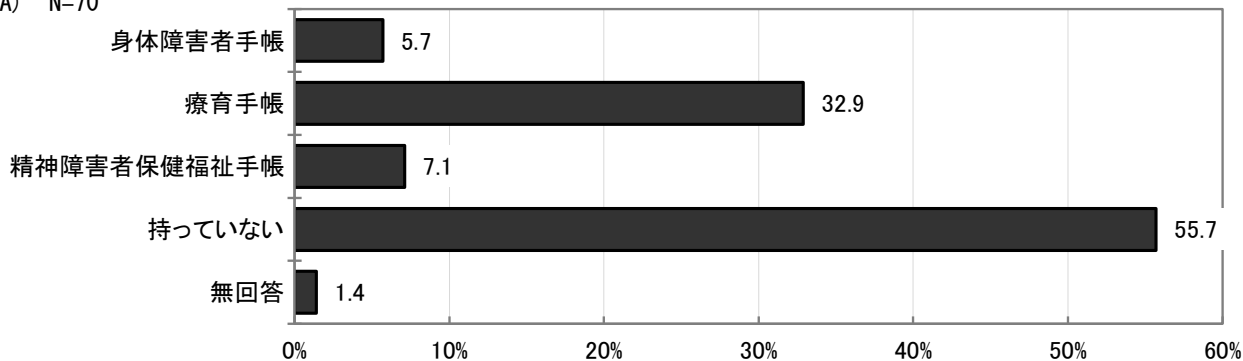
(数量) N=70



問2 お子さんは、障害者手帳をお持ちですか。(MA)

「持っていない」が55.7%を占めています。「療育手帳」が32.9%、「精神障害者保健福祉手帳」が7.1%となっています。

(MA) N=70

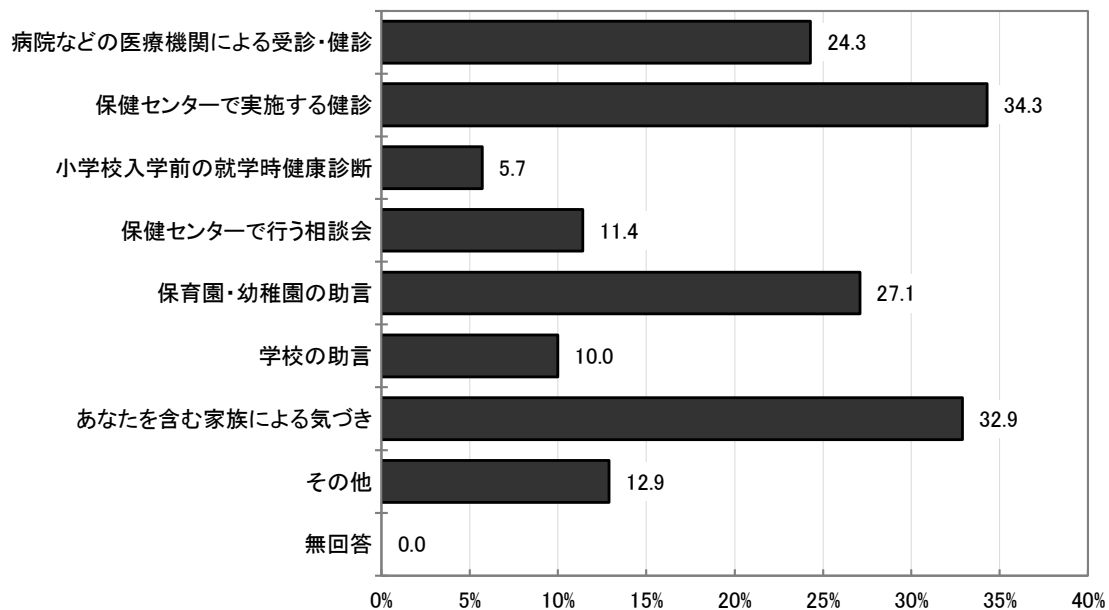


気づき・相談について

問1 お子さんの障害や発達上の課題に気づいたきっかけは何でしたか。(MA)

「保健センターで実施する健診」が34.3%で最も高くなっています。次いで「あなたを含む家族による気づき」が32.9%、「保育園・幼稚園の助言」が27.1%が続いています。家族による気づきのほか、**健康診断や保育園・幼稚園の助言により気づいたとする割合が高く、早期発見・早期対応の体制づくりが引き続き重要**です。

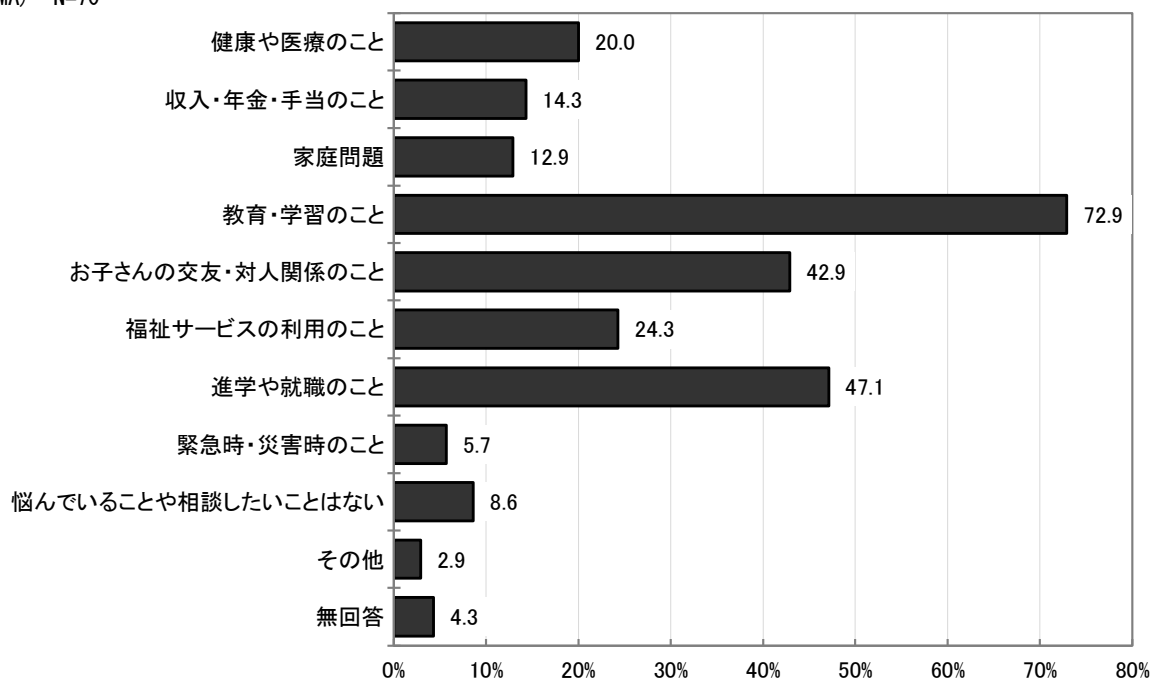
(MA) N=70



問2 あなたは、お子さんのことについて誰かに相談したいことがありますか。(MA)

「教育・学習のこと」が72.9%で最も高くなっています。次いで「進学や就職のこと」が47.1%、「お子さんの交友・対人関係のこと」が42.9%が続いています。

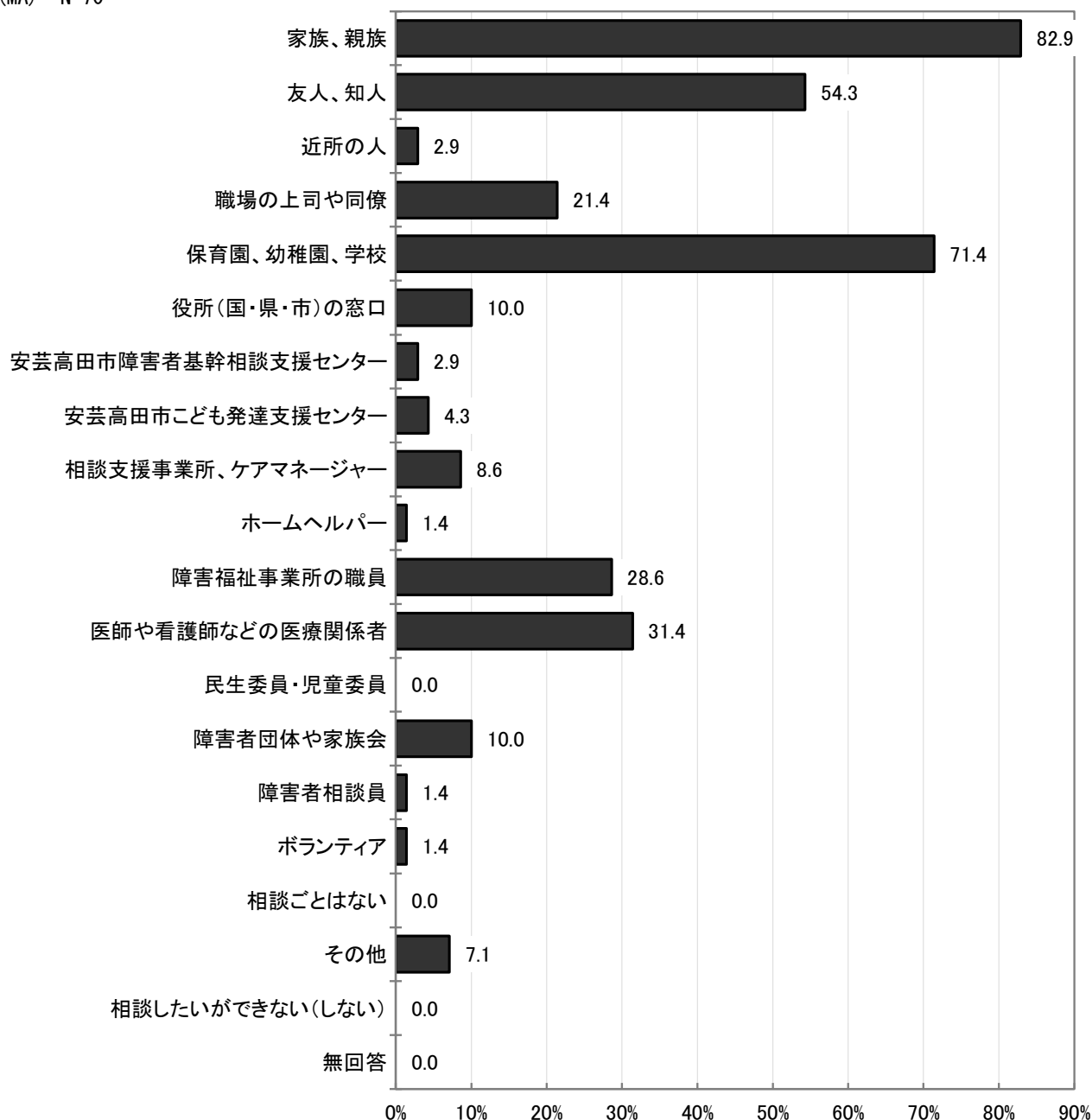
(MA) N=70



問3 あなたがお子さんのことについて、おもに相談する機関（人）は、どこ（どなた）ですか。（MA）

「家族、親族」が82.9%で最も高くなっています。次いで「保育園、幼稚園、学校」が71.4%、「友人、知人」が54.3%が続いています。**家族だけでなく、園や学校が身近な相談先**である状況がうかがえます。

(MA) N=70

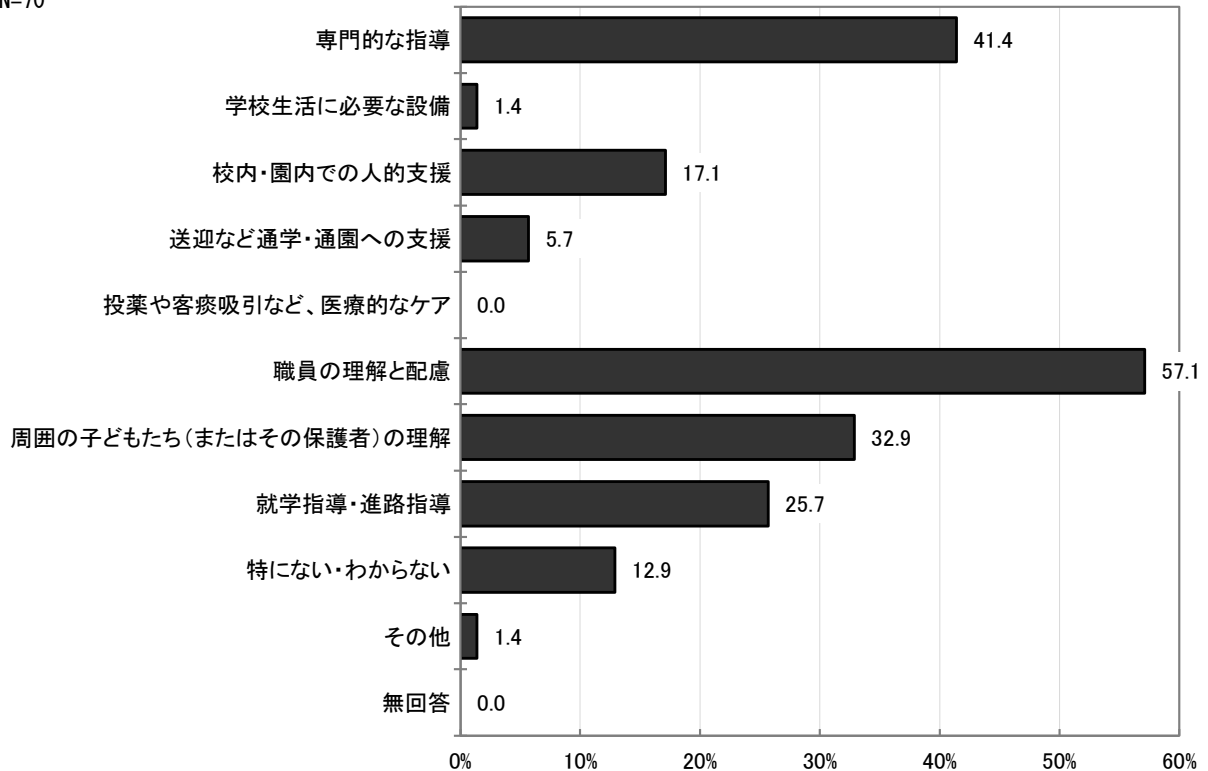


教育について

問1 お子さんが学校・園などで生活を送る上で、充実してほしいことは何ですか。(MA)

「職員の理解と配慮」が57.1%で最も高くなっています。次いで「専門的な指導」が41.4%、「周囲の子どもたち（またはその保護者）の理解」が32.9%が続いています。**職員が専門的な知識や理解を得られ、資質の向上を図ることができる機会の充実**が引き続き求められます。

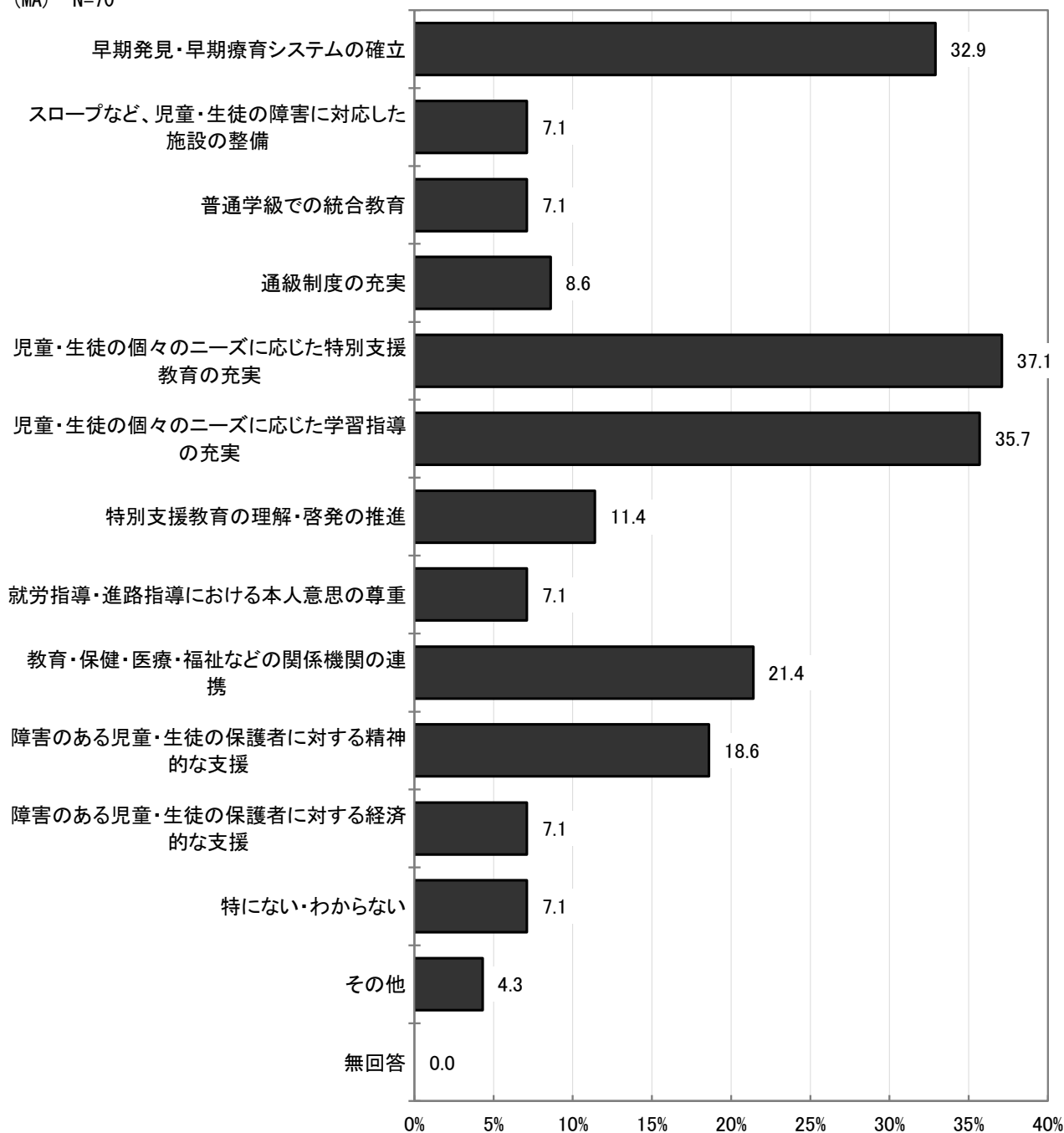
(MA) N=70



問2 あなたは、障害のある児童・生徒の教育に関し、どのようなことが重要であると思いますか。(MA)

「児童・生徒の個々のニーズに応じた特別支援教育の充実」が37.1%で最も高くなっています。次いで「児童・生徒の個々のニーズに応じた学習指導の充実」が35.7%、「早期発見・早期療育システムの確立」が32.9%で続いています。一人ひとりに応じた教育や指導、早期発見・早期療育の体制づくりが求められています。

(MA) N=70

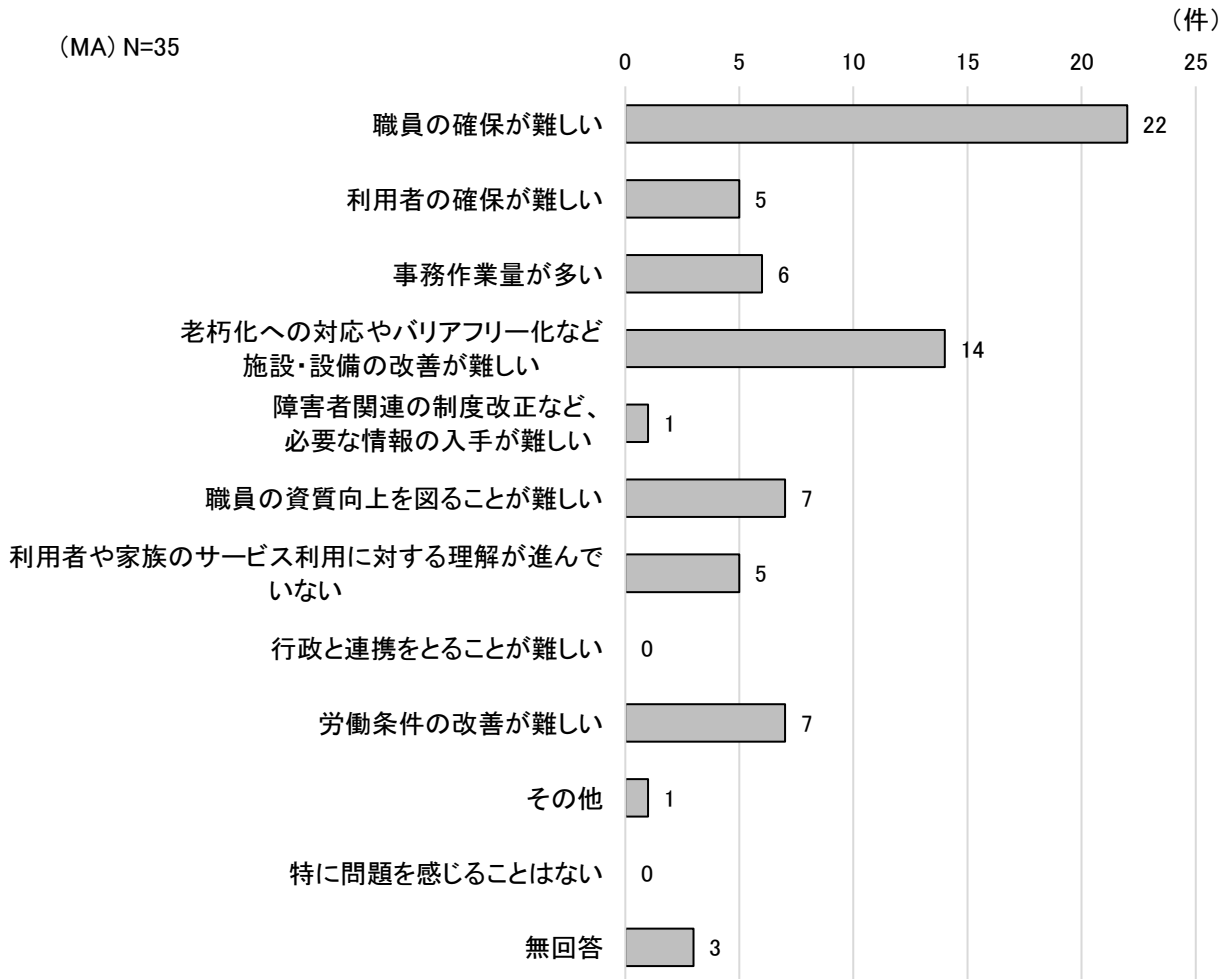


(3) 事業所・団体調査

① サービス提供事業所調査

問1 円滑な事業運営を進めていく上で、問題を感じることはありますか。

「**職員の確保が難しい**」が**22件で最も高く**、「**老朽化への対応やバリアフリー化など施設・設備の改善が難しい**」が14件で続いています。

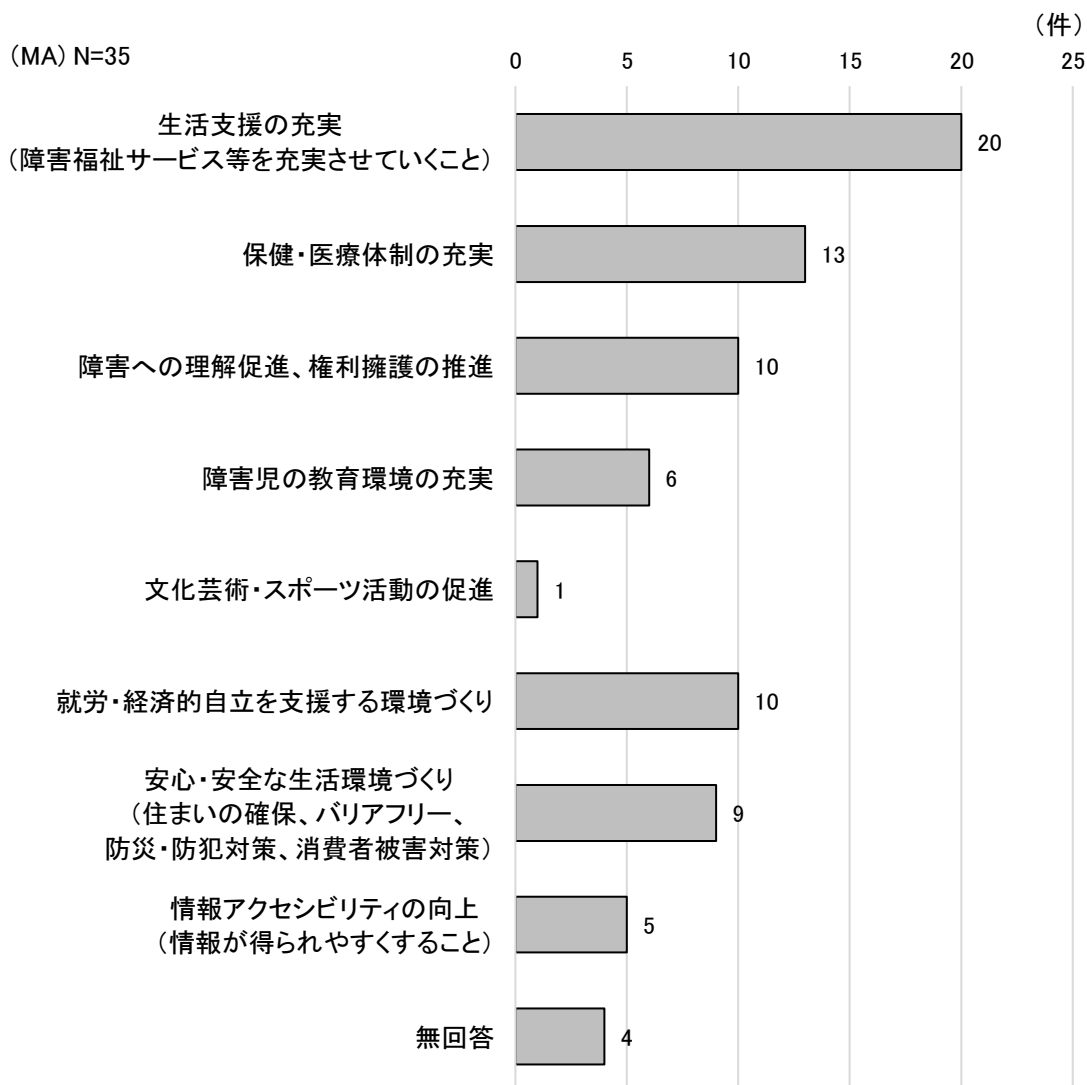


《回答内容（一部抜粋）》

職員の確保	<ul style="list-style-type: none"> ● 介護職員、調理員などの変則勤務の職種は確保が難しい ● 利用者の人数に対して介護職員が不足している状況 ● 短期的な時間での人員の確保が難しい ● 求人しても人が来ない（望む人材がなかなかいない）
施設・設備の改善	<ul style="list-style-type: none"> ● バリアフリーの環境であればある程度自立できる方がいるが、その方の行き先が地域にないので、整備が必要 ● 建物の老朽化への対応、設備の改善が必要だが、迅速な対応が難しい

問2 とくに力を入れていくべき分野はどの分野だと思いますか。

「生活支援の充実（障害福祉サービス等を充実させていくこと）」が20件で最も高く、「保健・医療体制の充実」が13件で続いています。



«回答内容（一部抜粋）»

生活支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●地域で生活しようと思われる方に24時間サポートできるようなサービスが増えれば良い ●精神障害の方のデイケアがあれば就労が難しい方の行き場になると思う ●訪問系サービスの充実、登録ヘルパーの確保が必要
保健・医療体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●高齢化が進んでおり、老人ホームに入居できない人を支援するため高齢者用のグループホームの増設が必要。そのためにも保健と医療体制の充実が課題 ●医療的ケアが必要な人や児が必要な支援を受けられる体制整備

② 関係団体調査

問1 市全体をみたときに、不足していると思われるサービスや支援はどのようなものですか。また、それらのサービスや支援が足りていない理由は何だと思われますか。

«回答内容（一部抜粋）»

- 子どもが遊べる場所が少ない。多動傾向や相手に譲るのが難しいなど他の子と狭い空間で遊ぶのが難しい子どもが多いため、広い空間の遊び場があるとよい。
- 保育所等訪問支援事業など、早期に障害と向き合えるような支援が必要。
- 障害児の移動支援を行ってほしい。
- 災害時の避難生活において、別部屋を用意するなど配慮があればありがたい。
- 総合窓口のようなものがあり、初回相談時等どここの事業所を利用したら良いかなど、コーディネートしてもらえれば保護者も利用しやすい。
- 子どもの将来について、親が高齢になり子どもを見られなくなったときや親亡き後の子どもの生活場所が不安である。

問2 とくに力を入れていくべき分野はどの分野だと思いますか。

«回答内容（一部抜粋）»

保健・医療体制の充実	障害児に理解のある医師を探すとき、人づてでないと見つからず、結局遠い所に行くようになってしまう。障害に対応している所はわかりやすくしてほしい。また、そのような病院を増やしてほしい
生活支援の充実（障害福祉サービス等を充実させていくこと）	手帳交付時に利用できる障害福祉サービスの一覧をいただいたが、安芸高田市で実際に使えるサービスは限られている。特例措置扱いで一定期間使えるサービスや代替えサービスができれば良い

3 前期計画の評価

(1) 第2次安芸高田市障害者プランの評価

施策分野	【1】地域生活支援の充実	
主な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者基幹相談支援センターと2か所の相談支援事業所での相談対応 ・ サービス等利用計画の作成 ・ 自立支援協議会運営の活性化 ・ 在宅サービスの整備や生活支援 ・ グループホームの新設 ・ 発達が気になる親子への相談支援として、0歳児の赤ちゃん教室や1歳児と2歳児の親子療育教室、3歳児以上の療育教室を開催 ・ 障害児や保護者等への相談支援 ・ 加配保育士や補助保育士を配置 ・ 事業所職員等を対象に、虐待防止について研修会を開催 	
	成果	課題
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基幹相談支援センターの周知が広がり、相談件数が増加。また、センターに障害者虐待防止センターの機能を付加し、24時間通報相談体制を整備 ・ 自立支援協議会に4つの部会を設置 ・ 毎年グループホームの定員を増員 ・ 発達障害児に関する相談の場を拡充（対象年齢の拡大） ・ 平成28（2016）年度に児童発達支援の事業所が1か所開設 ・ 地域生活支援拠点等を面的整備として令和元（2019）年度に1か所整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 在宅サービスの支援者が不足しており、サービス提供体制が十分に確保できていない ・ 外出時の支援についてはニーズが多いが、移動支援事業の利用にあたっては制限があるため、利用ニーズに対応できていない ・ 放課後等デイサービスについては、現在市内には5事業所があるが、年々利用ニーズが高まっており提供体制の充実が課題 ・ 保育所訪問支援や障害児の短期入所など、市内に提供事業所がないものについての体制整備や、既存サービスについても提供体制の充実を図る必要がある ・ 地域共生社会の実現に向けた相談機能の強化 ・ 障害福祉を担う人材の確保 ・ アウトリーチによる相談支援の強化

施策分野	【2】保健・医療提供体制の充実	
主な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 在宅医療・介護連携推進事業を継続して実施し、医療と介護の切れ目のない連携を強化 ・ 職員の資質向上を目的とし、保健師等職員が各種研修等へ参加 ・ 障害福祉サービス等の対象となる難病の拡大について、周知 ・ 母子健康手帳交付時に、保健師が面談を行うほか、各種健診を実施。必要に応じて、発達相談、療育教室、医療機関に連携 	
	成果	課題
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の保健・医療・福祉事業従事者間の調整会議に職員が参加し、医療・福祉連携が強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 在宅で生活する高齢者や医療ニーズのある障害児への医療提供体制の充実 ・ 早期発見、早期療育の体制を引き続き維持、強化 ・ アルコール、薬物及びギャンブル等をはじめとする依存症対策の推進

施策分野	【3】障害への理解促進と権利擁護の推進	
主な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者差別解消法の施行に基づく市職員対応要領を策定 ・ 差別解消に関する広報、啓発活動を実施。市民啓発事業として講演会を開催 ・ 関係機関と連携した虐待防止の啓発活動 ・ 成年後見制度の利用のニーズ把握、利用促進 	
	成果	課題
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基幹相談支援センターに障害者虐待防止センターの機能を付加し、24 時間通報相談体制を整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 療育手帳所持者の約 20%、精神障害者保健福祉手帳所持者の 24%が障害を理由に差別された経験がある（アンケート結果より） ・ 学校職員や児童、生徒に対する理解の促進

施策分野	【4】教育・文化芸術・スポーツ活動の促進	
主な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 親子教室や健診後の事後相談会の実施等、乳幼児期を含め早期からの相談に対応 ・ 特別支援学級または通常の学級に教育介助員を配置 ・ 通級による指導、特別支援学級という「多様な学びの場」の充実 ・ 個別の教育支援計画、個別の指導計画の作成 ・ 特別支援教育コーディネーターの配置や、特別支援教育に関する教職員の専門性や指導力の向上のための研修会への参加 ・ 障害者ふれあいスポーツ交流会や障害者フライングディスク競技大会を開催 ・ 「市民文化祭」にて障害の有無に関係なく芸術作品を出展 	
	成果	課題
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「通級による指導」について保護者や学校等教職員の理解が深まっており、障害の程度に応じた「多様な学びの場」の充実を図ることが出来ている ・ 特別支援学級、普通学級における特別な支援を要する児童生徒の個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成率 100% ・ 全ての小中学校に特別支援教育コーディネーターを配置 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校、園に充実を求めることとして、「職員の理解と配慮」が 57.1%、「専門的な指導」が 41.4%（アンケート結果より）。職員の資質向上が求められている ・ 中学校卒業後の進路選択に関する相談機能の強化、関係機関との連携強化

施策分野	【5】就労・経済的自立を支援する環境づくり	
主な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者雇用に関する制度の周知 ・ 障害者基幹相談支援センターに就労支援相談員を配置 ・ 自立支援協議会就労支援部会で、市内企業の体験実習の企画、庁内職場体験、庁舎内販売を実施 ・ 就労移行支援事業所を利用し、一般就労を希望する障害者の支援 ・ 障害者就労施設等の提供する物品・サービスの優先購入 ・ 農福連携推進に向けた検討、地域おこし協力隊の募集（最終的に辞退） ・ 安芸高田市障害者活躍推進計画の策定と公表 	
	成果	課題
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 企業向け研修会を通し、制度の周知と障害者理解を深めた ・ 優先調達の促進による受注機会の拡大 ・ 一般就労者への就労定着のためのハローワーク・相談員・その他機関との連携体制の強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害福祉サービスから一般就労に繋がるケースが少ないため、就労移行支援の充実と労働施策との連携を図る必要がある ・ 農福連携の仕組みづくり ・ 市における精神・知的障害者の雇用に向けた取組の強化

施策分野	【6】安心・安全な生活環境づくり	
主な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 居宅生活動作補助用具（住宅改修費）の給付 ・ グループホームの新設 ・ タクシー利用助成事業の実施 ・ 公共施設において、自動ドアの導入・多機能トイレの整備、公園のスロープ設置等を行いバリアフリーを推進 ・ 毎年、防災会議を開催し、国や県の計画等を踏まえて市地域防災計画の修正を実施 	
	成果	課題
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 毎年グループホームの定員を増員 ・ お太助フォンや緊急速報メールに加え、Facebook や LINE を導入し、災害発生時の情報伝達手段の多様化を図った ・ 聴覚、言語に障害のある方を対象にスマートフォンなどから119番通報が可能なNET119緊急通報システムの運用を開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時にひとりで避難できない人が全体で38.0%（アンケート結果より）。避難支援体制づくりが必要 ・ 避難行動要支援者に対する個別計画の作成には至っていない

施策分野	【7】情報アクセシビリティ向上の推進	
主な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・市の広報紙を朗読した声の広報を発行 ・手話・要約筆記奉仕員の派遣 ・手話奉仕員養成講座、要約筆記奉仕員養成講座を実施 ・災害時における、お太助フォンによる避難情報の発令や避難所開設情報について、視覚障害者を考慮し、放送内容は省略せず、添付内容と同じ内容を放送。SNS等を活用した文字での発信も行っている 	
	成果	課題
	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページ、お太助フォン、緊急速報メール、Facebook、LINEなど、災害時の情報伝達手段の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者マーク・ヘルプマーク・ヘルプカードの広報と障害理解のための啓発 ・行政情報のアクセシビリティの向上 ・手話通訳者、要約筆記者等の人材の育成・確保

施策分野	【8】行政サービス等における配慮	
主な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉課に手話通訳者を配置 ・お太助フォンにより文字や音声で行政情報を提供 ・投票所での出入口の段差解消や障害者用記載台の設置等、投票所における投票環境の向上を実施 ・代理投票制度や郵便による不在者投票制度の周知 ・音声読み上げ機能のあるアプリの提供など、デジタルコンテンツ活用の促進 	
	成果	課題
	<ul style="list-style-type: none"> ・投票所での出入口の段差解消や障害者用記載台の設置等、投票所における投票環境の向上が図られた 	<ul style="list-style-type: none"> ・「新しい生活様式」に対応した各種事業、支援の展開 ・職員の障害理解の向上 ・障害特性に対応した多様な配慮の提供

(2) 障害福祉計画（第5期）・障害児福祉計画（第1期）の評価

① 成果目標の達成状況

障害福祉計画（第5期）・障害児福祉計画（第1期）では、5つの成果目標を定め取組を進めてきました。各成果目標の達成状況は下記の通りです。

成果目標1 福祉施設入所者の地域生活への移行

平成28（2016）年度時点を基準として、令和2（2020）年度末までに9人の地域生活移行を目標としていましたが実績は4人で各年度において1人ずつでした。また、施設入所者数は令和2（2020）年度には94人を目標としていましたが、令和元（2019）年度は平成28（2016）年度時点と同じく96人でした。

地域生活への移行については、本人のニーズにあわせて地域生活への移行や地域生活が継続できるための居住の場や地域生活を支援する体制が不十分です。

項目	基準値	第4期	第5期計画期間			令和2年度 (2020年度) (目標値)
	平成28年度 (2016年度) (実績)	平成29年度 (2017年度) (実績)	平成30年度 (2018年度) (実績)	令和元年度 (2019年度) (実績)	令和2年度 (2020年度) (見込値)	
地域生活移行者数 (単年)		1人	1人	1人	1人	
地域生活移行者数 (累計)【B】		1人	2人	3人	4人	9人
		—	—	—	—	9.4% (B/A)
施設入所者減少数 (単年)		0人増	3人減	3人増	0人増	
施設入所者減少数 (累計)【C】		0人増	3人減	±0人	±0人	2人
		—	—	—	—	2.1% (C/A)
年度末入所者数	96人【A】	96人	93人	96人	96人	94人

成果目標 2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

令和2（2020）年度、自立支援協議会地域生活支援部会を活用し、保健・医療・福祉関係者による協議の場を市単独で設置しました。

課題の把握や状況、対策の検討等、各関係機関と協議を進めています。

項目	設置にあたっての考え方	令和2年度 (2020年度) (見込値)	令和2年度 (2020年度) (目標値)
令和2(2020)年度末時点での保健・医療・福祉関係者による協議の場設置	既存の協議会を活用しての設置を検討する	市単独で設置	市単独で設置

成果目標 3 地域生活支援拠点等の整備

当初、目標値を2か所としていましたが、本市では整備方針を「面的整備型」としたことから平成30（2018）年度に行った計画の評価検証により、1か所での整備とすることにしました。

安芸高田市地域生活支援システムの名称で複数の事業所・機関による面的な体制を整備し、令和元（2019）年6月より、相談と緊急時の受入れ及び対応機能を重点に運用を開始しました。今後は登録時や利用時の実施における検証や、まだ未実施の機能について取り組む必要があります。

項目	平成30年度 (2018年度) (実績)	令和元年度 (2019年度) (実績)	令和2年度 (2020年度) (当初目標値)
令和2(2020)年度末時点での地域生活支援拠点等の整備か所数	0か所	1か所	2か所

成果目標 4 福祉施設から一般就労への移行

一般就労移行者数は、各年度1人～4人で、目標値の6人を下回っていますが、就労移行支援事業利用者数は5人程度で推移しています。就労移行率が3割以上の事業者数は令和元（2019）年度末現在で0事業所となっています。

就労定着支援については事業所が市内に無く、今後、国の報酬改定や制度改正を見据えながら福祉事業所等と連携した体制整備が必要です。

また、就労支援事業所、ハローワーク、障害者就業・生活支援センター、企業等の関係機関の連携を引き続き強化します。あわせて、企業への障害理解の促進に努めていくことが必要です。

ア 福祉施設利用者からの一般就労移行者数

項目	基準値	第4期	第5期計画期間			令和2年度 (2020年度) (目標値)
	平成28年度 (2016年度) (実績)	平成29年度 (2017年度) (実績)	平成30年度 (2018年度) (実績)	令和元年度 (2019年度) (実績)	令和2年度 (2020年度) (見込値)	
福祉施設利用者からの一般就労移行者数 (単年)	4人【A】	1人	4人	2人	2人	6人【B】
		—	—	—	—	1.5倍 (B/A)

イ 就労移行支援事業利用者数

項目	基準値	第4期	第5期計画期間			令和2年度 (2020年度) (目標値)
	平成28年度 (2016年度) (実績)	平成29年度 (2017年度) (実績)	平成30年度 (2018年度) (実績)	令和元年度 (2019年度) (実績)	令和2年度 (2020年度) (見込値)	
就労移行支援事業利用者数(年度末)	11人【A】	4人	5人	4人	3人	5人【B】
		—	—	—	—	-55% (B-A)/A

※目標設定の考え方:平成 29(2017)年度から利用者数が激減している実態を踏まえ、平成 29(2017)年度当初利用者数4人を基準として2割以上増加

ウ 就労移行支援事業所数

項目	基準値	第4期	第5期計画期間			令和2年度 (2020年度) (目標値)
	平成28年度 (2016年度) (実績)	平成29年度 (2017年度) (実績)	平成30年度 (2018年度) (実績)	令和元年度 (2019年度) (実績)	令和2年度 (2020年度) (見込値)	
就労移行支援事業所数	2事業所	2事業所	2事業所	2事業所	2事業所	2事業所【A】
うち、就労移行率が3割以上の事業所数		0事業所	0事業所	0事業所	0事業所	1事業所【B】
		—	—	—	—	50% B/A

エ 就労定着支援事業の職場定着率

項目	第5期計画期間					
	平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)	
	見込	実績	見込	実績	見込	実績(見込)
就労定着支援事業新規利用者数	4人【A】	0人	5人【B】	0人		0人
年度末までに就労定着支援事業を利用して12か月以上にわたり一般就労している者の数			3人【C】	0人	4人【D】	0人
就労定着支援事業による支援開始1年後の職場定着率			75% C/A	—	80% D/B	—

成果目標 5 障害児支援の提供体制の整備等

児童発達支援センターや保育所等訪問支援を利用できる体制、重症心身障害児を支援する体制については、現状市内には整備実績はありません。関係機関の協議の場については、平成 30（2018）年度に設置をしています。

児童発達支援センターの設置について、地域の状況と必要性を検証しながら、利用者のニーズにあった支援体制の検討を継続していく必要があります。

ア 児童発達支援センターの設置数

項目	設置にあたっての考え方	第5期計画期間			令和2年度 (2020年度) (目標値)
		平成30年度 (2018年度) (実績)	令和元年度 (2019年度) (実績)	令和2年度 (2020年度) (見込値)	
児童発達支援センターの設置数	市単独での設置が困難な場合には、圏域での設置も検討する	0か所	0か所	0か所	1か所

イ 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築

項目	設置にあたっての考え方	第5期計画期間			令和2年度 (2020年度) (目標値)
		平成30年度 (2018年度) (実績)	令和元年度 (2019年度) (実績)	令和2年度 (2020年度) (見込値)	
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	児童発達支援センターの設置とあわせて体制を検討する	未構築	未構築	未構築	構築

ウ 重症心身障害児を支援する体制整備

項目	設置にあたっての考え方	第5期計画期間			令和2年度 (2020年度) (目標値)
		平成30年度 (2018年度) (実績)	令和元年度 (2019年度) (実績)	令和2年度 (2020年度) (見込値)	
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の設置数	ニーズ量を踏まえ圏域での確保を検討する	0か所	0か所	0か所	1か所
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の設置数	ニーズ量を踏まえ圏域での確保を検討する	0か所	0か所	0か所	1か所

エ 関係機関による協議の場設置

項目	設置にあたっての考え方	平成30年度 (2018年度) (実績)	平成30年度 (2018年度) (目標値)
保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置	市における既存の協議の場を活用しつつ、専門性や広域での連携体制を考慮した協議の場の設置を検討する	設置	設置

② サービス・事業の利用状況

ア 訪問系サービス

居宅介護が、訪問系サービス全体の利用時間の約9割を占めています。

居宅介護の利用実績をみると、計画値を人数、利用時間とも下回っていますが、ニーズはあるものの介護職員の不足により提供体制が十分でないことも要因となっています。

事業所、地域、関係機関と連携し、福祉人材の確保に向けた取組が必要です。

また、医療的ケアが必要な方の在宅支援では、医療、福祉、救急対応等、コーディネーターを中心に今ある資源を活用して支える連携体制を強化します。

サービス名			第5期計画期間		
			平成30年度 (2018年度) (実績)	令和元年度 (2019年度) (実績)	令和2年度 (2020年度) (見込)
居宅介護	時間/月	計画値	586	586	586
		実績値	443	365	381
	人/月	計画値	38	38	38
		実績値	31	28	29
重度訪問介護	時間/月	計画値	60	60	60
		実績値	6	32	3
	人/月	計画値	1	1	1
		実績値	1	1	1
同行援護	時間/月	計画値	15	15	15
		実績値	13	10	0
	人/月	計画値	2	2	2
		実績値	2	2	0
行動援護	時間/月	計画値	50	50	50
		実績値	0	0	0
	人/月	計画値	1	1	1
		実績値	0	0	0
重度障害者等 包括支援	時間/月	計画値	0	0	0
		実績値	0	0	0
	人/月	計画値	0	0	0
		実績値	0	0	0
合計	時間/月	計画値	711	711	711
		実績値	462	407	384
	人/月	計画値	42	42	42
		実績値	34	31	30

イ 日中活動系サービス

日中活動系サービスのうち、生活介護、就労継続支援 A 型・B 型が、利用人数、利用日数の多数を占めており、利用実績をみると概ね計画値に近い値で推移しています。

短期入所は計画値を下回っていますが、地域生活を続けるうえで介護者のレスパイト、また地域移行を進めるうえでも大きな役割を果たします。必要な方が利用できるよう、対象の方へのサービス周知に努めます。

サービス名			第5期計画期間		
			平成 30 年度 (2018 年度) (実績)	令和元年度 (2019 年度) (実績)	令和2年度 (2020 年度) (見込)
生活介護	人日/月	計画値	1,939	1,977	2,015
		実績値	1,915	2,039	2,119
	人/月	計画値	103	105	107
		実績値	100	104	107
自立訓練 (機能訓練)	人日/月	計画値	22	22	22
		実績値	2	5	14
	人/月	計画値	1	1	1
		実績値	1	1	1
自立訓練 (生活訓練)	人日/月	計画値	22	22	22
		実績値	27	24	17
	人/月	計画値	1	1	1
		実績値	2	1	1
就労移行支援	人日/月	計画値	83	83	83
		実績値	72	71	62
	人/月	計画値	5	5	5
		実績値	5	4	3
就労継続支援 A型	人日/月	計画値	1,588	1,588	1,588
		実績値	1,524	1,528	1,498
	人/月	計画値	74	74	74
		実績値	71	72	67
就労継続支援 B型	人日/月	計画値	2,346	2,346	2,346
		実績値	2,398	2,375	2,396
	人/月	計画値	120	120	120
		実績値	129	133	130
就労定着支援	人/月	計画値	4	5	6
		実績値	0	0	0
療養介護	人/月	計画値	14	14	14
		実績値	14	14	14
短期入所 (福祉型)	人日/月	計画値	95	95	95
		実績値	78	80	90
	人/月	計画値	11	11	11
		実績値	12	11	6
短期入所 (医療型)	人日/月	計画値	7	7	7
		実績値	1	1	1
	人/月	計画値	1	1	1
		実績値	1	1	1

ウ 居住系サービス

共同生活援助、施設入所支援の利用実績をみると、概ね計画値に近い値で推移しています。共同生活援助の総定員数は増員が進められ、令和2（2020）年度8月現在213人となっています。

共同生活援助について、市内では、重度化に対応した日中サービス支援型共同生活援助の提供事業所はありませんが、今後必要となる事業だと認識しています。

サービス名			第5期計画期間		
			平成30年度 (2018年度) (実績)	令和元年度 (2019年度) (実績)	令和2年度 (2020年度) (見込)
自立生活援助	人/月	計画値	1	1	1
		実績値	0	0	0
共同生活援助	人/月	計画値	67	70	72
		実績値	69	68	70
	総定員数	計画値	199	199	199
		実績値	197	201	213
施設入所支援	人/月	計画値	96	95	94
		実績値	93	94	97

エ 相談支援

計画相談支援の利用実績は、計画値をやや上回って推移しています。令和元（2019）年度現在の利用実績をみると、地域移行支援は0人、地域定着支援は3人が利用しています。

相談支援専門員が個人のニーズに即したサービスをコーディネートすることにより、本人にあったサービスを提供することができています。今後も定期的な相談支援連絡会議にて研修を通し、相談支援体制の強化を図っていきます。

サービス名			第5期計画期間		
			平成30年度 (2018年度) (実績)	令和元年度 (2019年度) (実績)	令和2年度 (2020年度) (見込)
計画相談支援	人/月	計画値	36	37	38
		実績値	42	41	51
地域移行支援	人/月	計画値	1	2	3
		実績値	0	0	0
地域定着支援	人/月	計画値	5	5	5
		実績値	2	3	3

オ 障害児通所に係るサービス

児童発達支援、放課後等デイサービスが利用人数、利用日数とも多数を占めており、児童発達支援をみると利用人数が計画値を大きく上回っています。放課後等デイサービスをみると、利用日数が計画値を上回っており、特に令和2（2020）年度においては利用人数が急増し、それにより利用日数も計画値をさらに大きく上回っています。

障害児通所支援は子どものライフステージの移行に伴い必要な支援も変化し利用率の変動の大きい事業となっています。ニーズとあわせ本人の状態に応じた療育の必要量を考慮し、対応できる体制を整備することが課題となっています。

サービス名			第5期計画期間		
			平成30年度 (2018年度) (実績)	令和元年度 (2019年度) (実績)	令和2年度 (2020年度) (見込)
児童発達支援	人日/月	計画値	95	95	95
		実績値	89	115	85
	人/月	計画値	12	12	12
		実績値	19	26	22
医療型 児童発達支援	人日/月	計画値	30	30	30
		実績値	8	0	0
	人/月	計画値	2	2	2
		実績値	1	0	0
放課後等 デイサービス	人日/月	計画値	596	607	618
		実績値	615	635	788
	人/月	計画値	55	56	57
		実績値	47	48	63
保育所等 訪問支援	人日/月	計画値	0	2	4
		実績値	1	0	0
	人/月	計画値	0	1	2
		実績値	1	0	0
居宅訪問型 児童発達支援	人日/月	計画値	0	4	4
		実績値	0	0	0
	人/月	計画値	0	1	1
		実績値	0	0	0
障害児 相談支援	人/月	計画値	12	12	12
		実績値	9	12	16
医療的ケア児 に対する関連 分野の支援を 調整するコーデ ィネータ配置数	人	計画値	0	0	1
		実績値	1	1	1

カ 地域生活支援事業

概ね計画通り事業が実施されていますが、成年後見制度法人後見支援事業が未実施のほか、ボランティア活動支援や移動支援事業、お太助タクシーチケット等の一部事業で計画値に比べて実績値が下回っています。

障害者理解促進のための啓発活動は重要な事業であり、広報やホームページでの啓発のほか、自立支援協議会を中心に、発達障害、権利擁護、障害者虐待、障害者雇用、引きこもり支援等の講演会を開催してきました。

また、相談支援事業については、基幹相談支援センターと2か所の相談支援事業所にて、令和元（2019）年度には2,470件の相談を受けています。

事業名				第5期計画期間		
				平成30年度 (2018年度) (実績)	令和元年度 (2019年度) (実績)	令和2年度 (2020年度) (見込)
理解促進研修・啓発事業						
広報啓発	実施の有無	計画値	実施	実施	実施	
		実績値	実施	実施	実施	
自発的活動支援事業	実施の有無	計画値	実施	実施	実施	
		実績値	実施	実施	実施	
ボランティア活動支援 (アシスタント事業)	実施事業所か所数	計画値	1	1	1	
		実績値	1	1	1	
	延べ利用件数 (件/年)	計画値	50	50	50	
		実績値	10	22	50	
相談支援事業						
障害者相談 支援事業	実施か所	計画値	3	3	3	
		実績値	3	3	3	
基幹相談支援 センター	設置の有無	計画値	設置	設置	設置	
		実績値	設置	設置	設置	
基幹相談支援センター 機能強化事業	実施の有無	計画値	実施	実施	実施	
		実績値	実施	実施	実施	
住宅入居等 支援事業	実施の有無	計画値	実施	実施	実施	
		実績値	実施	実施	実施	
成年後見制度 利用支援事業	利用件数(件/年)	計画値	1	1	1	
		実績値	1	3	1	
成年後見制度 法人後見支援事業	実施の有無	計画値	実施	実施	実施	
		実績値	未実施	未実施	未実施	

事業名			第5期計画期間		
			平成30年度 (2018年度) (実績)	令和元年度 (2019年度) (実績)	令和2年度 (2020年度) (見込)
意思疎通支援事業					
手話通訳者 設置事業	設置者数(人)	計画値	1	1	1
		実績値	1	1	1
手話通訳者・要約筆記者 派遣事業	延べ 利用件数(件/月)	計画値	6	6	6
		実績値	5	5	5
手話通訳		計画値	(3)	(3)	(3)
		実績値	(2)	(3)	(3)
要約筆記		計画値	(3)	(3)	(3)
		実績値	(3)	(2)	(2)
日常生活用具給付等事業					
介護・訓練 支援用具	利用件数 (件/年)	計画値	1	1	1
		実績値	2	1	1
自立生活 支援用具	利用件数 (件/年)	計画値	3	3	3
		実績値	1	5	5
在宅療養等 支援用具	利用件数 (件/年)	計画値	7	7	7
		実績値	6	3	3
情報・意思 疎通支援用具	利用件数 (件/年)	計画値	3	3	3
		実績値	5	2	2
排泄管理 支援用具	利用件数 (件/年)	計画値	778	778	778
		実績値	842	769	768
居住生活動作補助用具 (住宅改修)	利用件数 (件/年)	計画値	3	3	3
		実績値	1	0	0
手話奉仕員 養成研修事業	講座回数 (回)	計画値	20	20	20
		実績値	20	20	20
	講習終了者数 (人/年)	計画値	5	0 ^注	5
		実績値	1	0	0
移動支援事業	利用時間 (時間/月)	計画値	12	12	12
		実績値	5	4	12
	利用者数 (人/月)	計画値	3	3	3
		実績値	1	2	2

注 手話奉仕員養成研修事業については、入門編と基礎編を2年間で実施しているため、修了者は隔年となる。

事業名			第5期計画期間		
			平成30年度 (2018年度) (実績)	令和元年度 (2019年度) (実績)	令和2年度 (2020年度) (見込)
地域活動支援 センター(市内)	実施か所	計画値	1	1	1
		実績値	1	1	1
	利用者数 (人/月)	計画値	15	15	15
		実績値	12	13	13
地域活動支援 センター(市外)	実施か所	計画値	1	1	1
		実績値	1	1	1
	利用者数 (人/月)	計画値	1	1	1
		実績値	1	1	1
日常生活支援					
福祉ホーム	実施か所	計画値	1	1	1
		実績値	1	1	1
	利用者数 (人/月)	計画値	12	12	12
		実績値	9	9	8
日中一時支援事業	延べ利用日数 (日/月)	計画値	30	30	30
		実績値	19	17	9
	利用者数 (人/月)	計画値	10	10	10
		実績値	7	5	6
社会参加支援					
スポーツ・レクリ エーション教室 開催等事業	開催数(回)	計画値	2	2	2
		実績値	1	2	0
	参加者数 (人/年)	計画値	545	545	545
		実績値	260	488	0
声の広報等 発行事業	発行回数 (回)	計画値	21	21	21
		実績値	12	12	12
	利用者数 (人/年)	計画値	5	5	5
		実績値	5	4	4
要約筆記奉仕 員養成事業	講座回数 (回)	計画値	16	16	16
		実績値	16	16	0 ^注
	講習終了者数(人/年)	計画値	3	3	3
		実績値	2	2	0
自動車運転 免許取得事業	利用件数 (件/年)	計画値	1	1	1
		実績値	0	0	0
自動車改造費 助成事業	利用件数 (件/年)	計画値	2	2	2
		実績値	0	3	1
重度障害者 外出支援サービス (お太助タクシー チケット)	チケット使用枚数 (枚/年)	計画値	18,560	18,560	18,560
		実績値	15,222	14,594	13,677
	利用者数 (人/年)	計画値	320	320	320
		実績値	256	250	242

注 令和2(2020)年度は県主催広島県要約筆記者養成講座が本市で開催されたため、市主催講座は未実施

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の視点

国の制度改正や障害者の現状とアンケート調査結果などから、本計画の策定の視点について、次の通り整理します。

(1) 地域共生社会の実現

国においては、地域のあらゆる住民が「支え手」「受け手」に分かれるのではなく地域、暮らし、生きがいを共に創り高め合うことができる地域共生社会の実現を目指しています。障害者が支えられる側であるとする一方的な関係でなく、障害者が他の市民を支えたり一緒に社会を支えあったりという相互の関係づくりや、個性や価値観の違いを認め合う地域コミュニティの形成を進めます。

また、「互助・共助」の精神に基づいた地域づくりとともに制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保、分野を越えた包括的な相談支援体制や多様な社会参加への支援に取り組みます。

(2) 障害に対する理解の促進と障害を理由とする差別の解消

全ての市民が、障害の有無にかかわらず一人の人間として等しく権利が尊重され、あらゆる場面において選択の機会と社会参加の機会が保障される社会の実現を目指します。そのためには市民一人ひとりの障害に対する正しい理解と、地域社会における相互理解の促進が必要です。啓発活動を引き続き推進し、社会的障壁の除去、障害を理由とする差別の解消、人権意識や福祉に対する意識の全市的な高揚に努めます。

(3) 障害者の自己決定の尊重と意思決定の支援

障害者への支援の原則は自己決定の尊重であることを前提として、日常生活や社会生活等において障害者の意思が適切に反映された生活が送れるように、可能な限り障害者本人が自ら意思決定できるよう支援することが重要です。障害福祉サービスの提供に関わる主体等が、障害者の意思決定の重要性を認識した上で、必要な支援を提供するとともに、成年後見制度の適切な利用の促進に取り組みます。

(4) 相談支援体制の充実と高齢化に対応した施策の展開

障害者が地域において自立した日常生活や社会生活を営むためには、障害福祉サービスをはじめとする様々な福祉サービスの提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支援し、利用者のニーズに対応した相談支援体制の構築が重要です。

サービスの提供体制の確保に努めるとともに、基幹相談支援センターを中心とした各相談機関やサービス提供事業所等との連携体制の強化を図ります。

また、障害者の高齢化が進む中、高齢化に伴う生活の不安、介護家族の不安などの解消に向けた施策を推進します。さらに、移動に係る支援ニーズも高いことから、サービス提供体制の確保に取り組みます。

これらの障害福祉サービスを将来にわたって安定的に提供し、様々な事業を実施していくためには、これらを担う人材の確保が必要であり、専門性を高めるための研修の実施や障害福祉の現場が働きがいのある職場であることの周知・広報等に取り組みます。

(5) 保健や医療支援体制の充実

障害者が生涯にわたって、より健康な生活を送ることができるよう、保健や医療サービスの充実を図り、障害の種類や年代などに応じた適切な保健指導をはじめ、総合的な障害者の健康づくりのための支援が引き続き必要です。

保健・医療支援の充実は、早期発見、早期治療、障害予防にも結びつくことから、障害者の健康づくりを重視した施策の推進を図ります。

(6) 障害児の健やかな育成支援

専門的な支援の充実、障害児の子育て経験のある親等のつながり、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関の連携により、乳幼児期から学校卒業まで身近な地域で支援を受けて健やかに成長できるように地域支援体制を構築します。

障害児のライフステージに沿った切れ目のない支援体制の連携により、障害の有無にかかわらず、全ての児童がともに成長できる地域社会を目指します。

※ここでいう「児童」とは、児童福祉法に基づき「満 18 歳に満たない者」のことをいいます。

(7) 地域生活への移行とその基盤整備

障害者への自立支援の観点から、施設や病院等の入所・入院から地域生活への移行、地域生活の継続の支援といった課題に対応したグループホーム、地域移行支援、地域定着支援の充実など、提供体制の整備を推進します。

また、障害者の生活を地域全体で支える体制として地域生活支援拠点等（安芸高田市地域生活支援システム（以下「地域生活支援システム」と表記））を整備し、地域のボランティア活動など、地域の社会資源を最大限に活用していきます。

特に、親元からの自立を希望する人に対する支援等を進めるために地域生活への移行、自立等に係る相談、一人暮らし、グループホームへの入居、また、緊急時のショートステイの受け入れ等、障害者の高齢化や重度化、「親亡き後」の支援体制の充実といった現状も見据えて、これらの機能を強化していきます。

さらに、精神障害のある人が地域の一員として安心して自分らしく暮らせるよう、精神障害にも対応した地域包括ケアの実現を進めます。

(8) 福祉施設から一般就労への移行の推進

就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援）の推進により、福祉施設から一般就労への移行を促進します。

さらに、福祉施設から一般就労への移行に加え、特別支援学校卒業者や離職者に対する就職の支援と就労定着支援、障害者に対する一般就労や雇用支援策に関する理解の促進を図るなど、障害者雇用全般についての取組を、関係機関、サービス提供事業者等と協力して進めます。

(9) 国の動向に対応した事業の推進と国の制度等の有効な活用

制度改正や見直しなどの国の動向に対応した障害者施策を推進するとともに、このような国の新たな施策や制度等を有効に活用しながら、障害者やその家族への支援環境づくりや、事業者等が事業参入しやすい体制づくりに努めます。

顕在化した地域課題の解消に取り組む上で、現行制度の見直しが必要な場合には、積極的に国・県等への働きかけを行います。

2 基本理念と施策の方向

(1) 基本理念

本市では、安芸高田市人権尊重のまちづくり条例・指針を制定し、全ての人の人権が尊重される安芸高田市の実現を目指しています。

本計画においても、「人権尊重」を基底に置き、全ての人が障害の有無にかかわらず、お互いに人格と個性を尊重し合いながら、共生する社会を実現するため、様々な障害者施策を総合的かつ計画的に推進します。

本計画の基本理念

— わがまちで・ともに・じぶんらしく —
「輝いて暮らす安芸高田」

(2) 分野別施策の基本的方向

基本理念を具体化するための「分野別施策」については、先にみた国や県の動き、本市における障害者福祉を取り巻く現状と課題等を踏まえ、次の8つの分野を設定します。

取組にあたっては、障害者本人が必要な支援を受けながら自らの自己決定に基づき社会参加する主体であることを念頭に推進していきます。また、複数の分野にまたがる課題については総合的かつ横断的に取り組みます。

施策分野1 地域生活支援の充実

施策分野2 保健・医療提供体制の充実

施策分野3 差別の解消と権利擁護の推進

施策分野4 教育・文化芸術・スポーツ活動の促進

施策分野5 就労・経済的自立を支援する環境づくり

施策分野6 安心・安全な生活環境づくり

施策分野7 情報アクセシビリティ向上と意思疎通支援の充実

施策分野8 行政サービス等における配慮

(3) 持続可能な開発目標（SDGs）との関連

SDGs（エスディージーズ）は、持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）の略称であり、「誰一人取り残さない持続可能でよりよい社会の実現」を目指す国際社会共通の目標です。平成 27（2015）年の国連サミットにおいて全ての加盟国が合意した「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」の中で掲げられました。

令和 12（2030）年を到達年限とし、17 の目標と 169 のターゲット（具体的な目標）で構成されており、次のようなロゴマークを用いています。

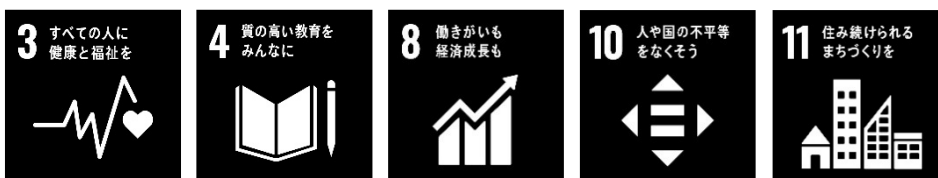
SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



「誰一人取り残さない」という SDGs の理念は、障害福祉施策を推進していく上においても重要な視点であり、持続可能な開発のためには障害者の参画が必要です。

障害者プランの施策展開を通じて、SDGs 達成に取り組みます。

<本計画に関する SDGs の目標>



3. あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
4. 全ての人々への、包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する
8. 包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する
10. 各国内及び各国間の不平等を是正する
11. 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する

(4) 障害者プランの施策体系

施策分野	基本施策
施策分野 1 地域生活支援の充実	<ol style="list-style-type: none">1. 相談支援体制の充実・強化2. 在宅サービス等の充実3. 障害児支援の充実4. サービスの質の向上と人材の育成・確保
施策分野 2 保健・医療提供体制の充実	<ol style="list-style-type: none">1. 保健・精神保健・医療の充実等2. 保健分野の人材の育成・福祉との連携3. 難病対策の充実4. 疾病予防・早期発見
施策分野 3 差別の解消と権利擁護の推進	<ol style="list-style-type: none">1. 障害を理由とする差別の解消の推進2. 虐待防止と権利擁護の推進
施策分野 4 教育・文化芸術・スポーツ活動の促進	<ol style="list-style-type: none">1. 共に学ぶ教育環境づくり2. 教育環境の整備3. 文化芸術活動・スポーツ活動等の促進
施策分野 5 就労・経済的自立を支援する環境づくり	<ol style="list-style-type: none">1. 総合的な就労支援2. ニーズに応じた多様な就業機会の確保3. 福祉的就労の活性化支援4. 経済的自立の支援
施策分野 6 安心・安全な生活環境づくり	<ol style="list-style-type: none">1. 住まいの確保2. ユニバーサルデザインのまちづくり3. 防災対策の推進4. 防犯対策の推進5. 感染症対策の推進6. 消費者トラブルの防止
施策分野 7 情報アクセシビリティ向上と意思疎通支援の充実	<ol style="list-style-type: none">1. 情報アクセシビリティの向上2. 意思疎通支援の充実
施策分野 8 行政サービス等における配慮	<ol style="list-style-type: none">1. 行政機関等における配慮の充実2. 選挙等における配慮の充実

第4章 障害者プランの施策展開

施策分野1 地域生活支援の充実

障害者が、地域において自立して生活できるために、様々な相談への対応をはじめ、多様なニーズに対応する生活支援体制の整備や、サービス基盤の量的・質的な充実を計画的に推進し、安心して暮らせる地域社会の実現に向けた体制づくりを目指します。また、支援やサービスを提供する担い手の確保に取り組みます。

基本施策1 相談支援体制の充実・強化

取組・事業	事業内容
基幹相談支援センターを核とした相談体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ●地域における相談支援の中核的な役割を担う「安芸高田市障害者基幹相談支援センター」と相談支援事業所において、障害者やその家族等からの総合的な相談に対応します。 ●ピアカウンセリングの内容充実に向けて、カウンセラーの養成やピアサロンの充実を検討します。 ●広島県西部こども家庭センター、広島県身体障害者更生相談所、広島県西部保健所広島支所等の関係機関と連携を図り、障害者が身近な地域で専門的相談を行うことができる体制を構築します。
ニーズに応じたサービス利用支援	<ul style="list-style-type: none"> ●障害者個々の心身の状況、サービス利用希望、家族の状況等を踏まえたサービス等利用計画案を作成、当事者の支援の必要性に応じた適切な支給決定を実施します。
安芸高田市障害者自立支援協議会運営の活性化	<ul style="list-style-type: none"> ●地域の実情に応じた体制整備について、関係機関と連携しながら協議を行うことで、障害者等への支援体制の整備を図ることを目的とする「安芸高田市障害者自立支援協議会」の運営の活性化を図ります。 ●地域課題の意見集約や、課題解決に向けた具体的な取組の検討・実施を行います。
安芸高田市障害者虐待防止センター	<ul style="list-style-type: none"> ●障害者虐待防止法に基づく「安芸高田市障害者虐待防止センター」の機能を安芸高田市基幹相談支援センターに付加し、24時間通報相談体制をとるとともに、障害者及び障害者の養護者に対して相談等の支援を行います。 ●安芸高田市虐待等防止ネットワークの関係機関と連携を密にし、虐待防止の啓発活動及び相談・通報に対する対応を行います。
相談の専門性の向上	<ul style="list-style-type: none"> ●高次脳機能障害（失語症等の関連症状を併発した場合を含む）や、難病患者に関する相談について、広島県高次脳機能センターや障害者団体等主催の研修会に参加し、専門性の向上を図ります。 ●身体障害者相談員及び知的障害者相談員や相談支援に従事する職員への研修を充実し、相談業務の質の向上を図ります。 ●安芸高田市基幹相談支援センターにより相談支援事業所への指導・助言等や研修の場の提供を行います。

取組・事業	事業内容
地域生活支援拠点等（地域生活支援システム）の機能強化	<ul style="list-style-type: none"> ●「面的整備型」として設置している地域生活支援システムを継続して確保するとともに、複雑化するケースや緊急対応、障害の重度化・重複化、高齢化、「親亡き後」の支援などに対応できるよう機能の充実を図ります。 ●システムの運用状況や関係する機関、サービス提供事業者の登録状況の検証、機能強化に向けた検討を、自立支援協議会において実施します。
重層的な相談支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ●障害福祉分野のみならず、高齢者福祉や児童福祉、生活困窮、引きこもり支援等の相談支援機関とも横のつながりを強化し、横断的・複合的な課題にも対応できる総合的な相談支援体制を構築します。
発達障害児者・家族等への相談と支援体制	<ul style="list-style-type: none"> ●「安芸高田市こども発達支援センター」で、地域の医療、保健、福祉、教育等の関係者と連携して、発達障害児やその家族に対する相談支援や療育教室を行います。 ●子育てが難しいと感じている家族や、発達障害の子どもをもつ家族を対象とした、ペアレントプログラムやペアレントトレーニングの提供や、保護者に寄り添うペアレントメンターの設置、当事者の家族どうしが話し合いや交流をしやすい場づくりを検討します。

基本施策2 在宅サービス等の充実

取組・事業	事業内容
支援サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ●在宅の障害者の個々のニーズや実態に応じて、日常生活や社会生活を営む上での居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護等の支援を行うとともに、短期入所や日中活動の場の確保等により、在宅サービスの量的・質的充実を図ります。 ●個別ケースや課題については、関係機関がケア会議等で連携し、また、地域課題となる事例については、障害者自立支援協議会にて必要な支援策を検討します。 ●介護保険と障害福祉のサービスを同一の事業所で一体的に提供することができる「共生型サービス」の指定を支援します。
地域社会の中での自立した生活の支援	<ul style="list-style-type: none"> ●自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう、市外の障害者支援施設等の利用も含め、身体機能や生活能力向上のために必要な訓練（機能訓練及び生活訓練）を提供します。 ●創作的活動や生産活動の機会を提供するとともに、日常生活に必要な便宜を供与する地域活動支援センターの機能の充実等、地域の特性や利用者の状況に応じて実施する地域生活支援のための取組を推進します。 ●地域で生活する障害者が、気軽に外出するための居場所づくりを検討し、引きこもりを抑制し社会参加を促します。 ●外出のための移動支援についてはニーズが高く、移動支援施策や提供事業所の新規開拓について検討します。
障害者支援施設等の役割	<ul style="list-style-type: none"> ●地域で生活する障害者に対する在宅支援の拠点として、短期入所や日中一時支援として障害者支援施設の活用を図るとともに、施設の個室化等により入所者の生活の質の向上を図ります。 ●グループホーム等の定員増や老朽化した施設の建て替え、サテライト型住居の設置を図り、入所者の地域生活への移行を促進します。
障害の重度化・高齢化等への対応	<ul style="list-style-type: none"> ●障害者の重度化・高齢化に対応できる共同生活援助の新たな類型である「日中サービス支援型共同生活援助」について事業者の参入を支援します。 ●見守り等を通じ地域住民との関わりを重視しながら在宅生活を積極的に支援します。 ●高齢の障害者が適切なサービス利用ができるよう、介護保険サービスへの移行を適宜進めます。
福祉用具の普及促進	<ul style="list-style-type: none"> ●補装具の購入または修理に要する費用の一部補助、日常生活用具の給付を行うとともに、福祉用具に関する情報提供などにより、その普及を促進します。

基本施策3 障害児支援の充実

取組・事業	事業内容
子育て支援施策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●障害児を含む全ての子どもや子育て家庭を対象として、本市の子ども・子育て支援事業計画に基づく子育て支援を推進するとともに、障害児が、円滑に教育・保育施設や事業等を利用できるよう、必要な支援を行います。
障害児支援・サービスの提供体制強化	<ul style="list-style-type: none"> ●障害児を受け入れる保育所のインクルーシブな環境づくりの促進、障害児保育を担当する保育士の専門性向上を図るための研修の実施等により、障害児への、より質の高い保育の提供に努めます。 ●就学後も切れ目のない一貫した支援を提供する体制として、また障害の重度化・重複化、多様化に対応する地域における中核的な支援施設としての児童発達支援センター設置に向け、地域の状況と必要性を勘案しつつ引き続き検討を継続します。 ●児童発達支援や放課後等デイサービス等の障害児通所支援の提供体制を充実するとともに、保育所等訪問支援や障害児短期入所等、市内に提供事業所がないサービスについて体制整備を検討します。
家族の相談支援等の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●障害児の発達を支援する観点から、障害児及びその家族に対して、乳幼児期から学齢期終了まで、一貫した効果的な支援を、地域の関係機関と連携して提供する体制の構築を図り、療育方法等に関する情報提供やカウンセリング等の支援を行います。 ●障害の早期発見や支援機関情報の提供、相談支援等により、本人や家族を支援するとともに、関係機関と連携し、支援の充実を図ります。

基本施策4 サービスの質の向上と人材の育成・確保

取組・事業	事業内容
地域の人材育成・確保	<ul style="list-style-type: none"> ●福祉人材の確保に向けて、高齢者福祉や児童福祉など分野を越えて連携します。 ●地域住民が福祉施設で介護補助等の就労に参加しやすくなるように就労マッチングも含め取り組みます。
職員の専門性向上	<ul style="list-style-type: none"> ●市職員や民間事業所職員の専門性向上・スキルアップのため、県や関連団体等が行う研修会への参加を促進します。 ●市職員や民間事業所職員の事務負担軽減のため、業務改善やデジタル活用を検討・支援します。 ●若年性認知症等、特別な配慮が必要な方への支援については、支援者の正しい病症理解の促進に努めます。
魅力的な職場であることの周知・広報	<ul style="list-style-type: none"> ●障害福祉施設や事業所の働く場としての魅力を広報PRし、人材の確保につなげます。
障害福祉サービスの向上	<ul style="list-style-type: none"> ●障害福祉サービス等の質の向上を図るため、障害福祉サービス等提供事業者への適切な苦情解決の推進、事業者に対する第三者評価の適切な実施及び評価結果の公表の促進等に努めます。

施策分野 2 保健・医療提供体制の充実

障害者が身近な地域において、保健・医療サービス、医学的リハビリテーション等を受けることができるよう提供体制の充実を図ります。特に、入院中の精神障害者の退院・地域移行を推進するため、地域で安心して自分らしく暮らせる環境の整備に取り組みます。

また、関係機関と連携を図りながら、依存症者やその家族、同じ環境の人同士のグループへの支援など依存症対策を推進します。

基本施策 1 保健・精神保健・医療の充実等

取組・事業	事業内容
医療・保健提供体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●障害者が身近な地域で必要な医療やリハビリテーションを受けることができるよう、地域医療体制の充実を図ります。また、特に高齢者に関して医療・介護の提供体制を強化するため、在宅医療・介護連携推進事業を実施し、高齢者のみならず障害者にも共通する課題について連携を図ります。 ●障害者の健康の保持・増進のため、福祉サービスと連携した保健サービス提供体制の充実を図ります。 ●近隣市町の医療機関と連携が図れるよう各種研修等を通じて、相談支援専門員や事業所支援者のスキルアップを図ります。
医療費の助成	<ul style="list-style-type: none"> ●障害者総合支援法に基づき、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な医療について、医療費（自立支援医療費）の助成を行います。 ●障害者に関する福祉医療の対象を拡大します。
医療的ケア児者への支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を継続して設置します。 ●医療的ケア児者に関するコーディネーターを配置し、医療的ケア児者が必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげます。さらに、関係機関等が連携を図る協議の場に参画し、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、医療的ケア児者に対する支援のための地域づくりを推進します。

基本施策 2 保健分野の人材の育成・福祉との連携

取組・事業	事業内容
保健分野の人材の育成・福祉との連携	<ul style="list-style-type: none"> ●各種研修等を通じて、地域において健康相談等を行う保健師等職員の、資質の向上を図ります。 ●地域の保健・医療・福祉各分野の多職種が連携を強化できるよう、研修会や従事者間の連絡調整会議を開催します。

基本施策3 難病対策の充実

取組・事業	事業内容
難病に関する施策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●難病患者等に対する障害福祉サービス等の提供にあたっては、難病等の特性（病状の変化や進行・福祉ニーズ等）に配慮し、難病への理解と協力の促進を図ります。

基本施策4 疾病予防・早期発見

取組・事業	事業内容
疾病等の早期発見	<ul style="list-style-type: none"> ●妊婦健診、乳幼児及び児童に対する健康診査、保健指導の適切な実施、周産期医療・小児医療体制の充実を図るとともに、これらの機会の活用により、疾病等の早期発見に努めます。
歯科検診の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●定期的に歯科検診を受けること、また、歯科医療を受けることが困難な障害者に対する歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持・増進を図る取組を進めます。 ●妊婦や乳幼児、中高年の歯科検診事業を実施します。また、いい歯の表彰、中学校における歯科保健に関する健康教育を引き続き実施します。
生活習慣病予防対策	<ul style="list-style-type: none"> ●糖尿病等の生活習慣病の発症や重症化を予防するため、食生活・運動習慣等、生活習慣の改善による健康の保持増進、医療連携体制の推進、健康診査・保健指導の実施等に取り組みます。 ●健診の受診勧奨を行い、健診結果により保健指導、受診勧奨を行い、生活習慣病の発症予防、重症化予防に努めます。
依存症対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●アルコール、薬物及びギャンブル等をはじめとする依存症に対する誤解及び偏見を解消するための関係職員に対する研修の実施及び幅広い普及啓発を行います。 ●依存症に関する相談機関や医療機関に関する情報提供や周知を行うとともに、依存症に関する同じ問題を抱えた人と自発的に、当事者の意志でつながり、結びついた集団である自助グループ等の当事者団体や回復施設の情報提供など関係機関と連携を図りながら依存症である者及びその家族の支援を行います。
こころの健康づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ●こころの健康に関する支援者向け研修の実施や専門相談機関の情報提供等の普及啓発を行います。 ●こころの健康相談会を実施し、専門相談機関や医療機関と連携を図りながら支援を行います。

施策分野3 差別の解消と権利擁護の推進

全ての市民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し、共生する社会の実現に向け、障害者差別解消法等の法制度に基づき、障害を理由とする差別の解消や合理的配慮の提供に取り組みます。また、障害者虐待防止法に基づく障害者虐待の防止等、障害者の権利擁護のための取組を進めます。

基本施策1 障害を理由とする差別の解消の推進

取組・事業	事業内容
障害者の差別の解消	<ul style="list-style-type: none"> ●「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」に規定される基本方針に基づき、法の趣旨・目的等に関する効果的な広報・啓発活動、相談・紛争解決体制の整備、障害者差別解消支援地域協議会の組織の充実を図ります。 ●安芸高田市職員対応要領及び対応指針に基づき、適切な運用及び障害を理由とする差別の解消の推進に取り組むとともに、本市職員の資質向上のための研修を行います。 ●障害者の差別解消に向けて、引き続き自立支援協議会において差別解消に向けて協議し、広報、啓発活動を行います。 ●障害者が様々な場面で不便を感じることがないように、合理的配慮の提供に向けてあらゆる場面で啓発します。
雇用の機会均等	<ul style="list-style-type: none"> ●改正障害者雇用促進法に基づき、障害者と障害者でない人との均等な機会及び待遇の確保並びに障害者の有する能力の有効な発揮を図るため、ハローワーク、安芸高田市商工会等の関係機関と連携し体制の充実等に取り組めます。 ●障害者雇用や支援制度に関するパンフレット等を活用し、周知を行います。また、福祉施設が製造・販売する商品を各種イベントにおいて、PRし、認知度の向上を図ります。

基本施策2 虐待防止と権利擁護の推進

取組・事業	事業内容
障害者虐待防止への取組	<ul style="list-style-type: none"> ●障害者虐待防止法に関する積極的な広報・啓発活動を行うとともに、同法の適切な運用を通じ、障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に取り組みます。 ●安芸高田市虐待等防止ネットワークにおいて、情報の共有や連携の強化を図るとともに、虐待防止に向けた啓発を行います。さらに、虐待の未然防止、早期発見に向けて相談支援体制を構築します。
成年後見制度の適切な利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ●知的障害または精神障害（発達障害を含む）により判断能力が不十分な障害者の成年後見制度の適正な利用を促進するため、必要な経費について助成を行うとともに、後見人等の育成に努めます。 ●障害者の意思決定・自己決定を尊重する観点から、意思決定支援のあり方を検討するとともに、社会福祉協議会と連携し、法人後見、市民後見についての市民向け啓発活動を行うなど、成年後見制度の適切な利用の促進に向けた取組を進めます。 ●市職員や相談支援専門員が研修会等を通して専門的知識を身につけられる機会を提供します。
権利擁護と権利侵害の防止	<ul style="list-style-type: none"> ●当事者等により実施される障害者の権利擁護のための取組を支援するとともに、障害者に対する差別及びその他の権利侵害の防止に努めます。また、その被害からの救済を図るため、相談・紛争解決等の実施体制を充実し、その利用促進を図ります。
自己決定の尊重と意思決定の支援	<ul style="list-style-type: none"> ●知的障害者または精神障害者（発達障害者を含む）の自己決定を尊重する観点から、必要な対応を行いつつ、本人が意思決定できるよう配慮した支援を行います。

施策分野4 教育・文化芸術・スポーツ活動の促進

障害児支援にあたっては、本人の最善の利益を考慮しながら健やかな育成を支援することが必要です。障害児が必要な支援のもと、年齢や個々の能力に応じた十分な教育を、可能な限り障害のない児童・生徒とともに受けることができる仕組みづくりを目指します。

また、障害者の社会参加を支える取組として、障害者が円滑に文化芸術活動・スポーツ・レクリエーションを行うことができるよう、環境の整備を推進します。また、国において令和2(2020)年7月に「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画」が策定されました。この計画では、視覚障害者等の読書環境の整備を通じ、障害者の社会参加・活躍の推進や共生社会の実現を目指すものであり、本市においても視覚障害者等が読書をしやすい環境づくりに努めます。

基本施策1 共に学ぶ教育環境づくり

取組・事業	事業内容
就学先の選定支援	<ul style="list-style-type: none"> ●障害児やその保護者の意見や教育的ニーズ、必要な支援について、市教育委員会・学校等が、本人や保護者との合意の上で就学先を決定する仕組みを充実します。 ●児童生徒が発達の状況に応じて、柔軟に「学びの場」を変更できるよう、学校における個々の成長を適切に観察するとともに医療機関等における専門的な診断を促します。
インクルーシブ教育システムの構築	<ul style="list-style-type: none"> ●障害児が必要な支援を受けながら、同じ場で共に学ぶこと（インクルーシブ教育システム）の構築を図ります。また、交流や共同学習の場における具体的支援について、教員や教育介助員が引き続き専門的知識を身につけられるよう各種研修への参加を促進します。 ●個別の教育的ニーズに対して、自立と社会参加を見据えて、最も適切な指導を提供できるよう、今後も「通級による指導」について保護者や学校等職員の理解を得ながら、障害の程度に応じた「多様な学びの場」の充実を図ります。 ●「自立と社会参加」を意識した教育内容となるよう、特別支援学級担任及び特別支援教育コーディネーターを対象として、教育内容、教育課程に関する研修会を実施します。
相談支援・情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●医療、保健、福祉等の関係機関と連携し、乳幼児期を含め早期からの教育相談・就学相談を推進します。 ●障害児の成長段階に応じた切れ目のない支援の実施に向け、相談支援の充実と、多方面の機関とのネットワークづくりの強化を図ります。 ●親子教室や各種健診等の事後相談会等を通じて、相談支援や保護者へのフォローアップなどを行います。 ●各種研修会に参加し、障害児への支援に関する先進的な事例や情報の収集を行うとともに、関係者との情報共有を図ります。 ●特別支援教育について継続的な研修を実施します。

取組・事業	事業内容
就労を見据えた連続した支援	<ul style="list-style-type: none"> ●可能な限り早期から成人に至るまで一貫した指導・支援ができるよう、子どもの成長記録や指導内容等に関する情報を、取り扱いに留意しながら、必要に応じて関係機関間で共有・活用するとともに、保護者の参画を得つつ、医療、保健、福祉、労働等関係機関と連携し、個別の教育支援計画の策定・活用を促進します。 ●障害を持つ生徒の進路について、学校が個に応じた助言、連携を行うことが出来るよう、研修会を実施します。また、在学中から関係機関と連携を密にし、円滑なステージ移行ができるよう支援します。 ●就労後について障害者へのフォロー及び企業への障害者雇用に関する理解が深まるよう職場定着に取り組みます。

基本施策2 教育環境の整備

取組・事業	事業内容
学校施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> ●災害発生時における利用等も考慮しながら、教育環境の改善に向けて計画的に学校施設のバリアフリー化やユニバーサルデザインによる整備を推進します。
指導体制の質の向上と障害者理解の促進	<ul style="list-style-type: none"> ●各校の特別支援学級の担当教員の指導力の向上に向けて、研修会を行います。 ●県の事業等を通じて育成した教員を他の学校の校内研修等で活用するなどして、成果の還元を積極的に促進します。 ●専門家派遣事業等を活用し、小・中学校へ特別支援学校の担当者や大学教授を派遣し、各校で研修会を実施します。 ●児童生徒や特別支援学級の担当職員以外の職員に対しても障害理解の促進に努めます。

基本施策3 文化芸術活動・スポーツ活動等の促進

取組・事業	事業内容
文化芸術活動、スポーツ活動のための環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ●障害者が、地域において文化芸術活動、スポーツ活動等に親しむことができる施設や設備等の整備を進めるとともに、障害者のニーズに応じた文化芸術活動、スポーツに関する人材の養成等の取組を行い、障害の有無にかかわらず、文化芸術活動、スポーツを行うことのできる環境づくりに努めます。 ●文化芸術活動について、障害者の芸術作品展の既存の実施方法から、障害の有無にかかわらない実施の支援を行います。 ●市が主催する行事等において、手話・要約筆記の提供等、障害者のニーズに応じた工夫や配慮に努めます。
視覚障害者等の読書環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ●国が策定した「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画」を踏まえ、図書館利用に係る体制の整備や視覚障害者等が利用しやすい書籍（アクセシブルな書籍）の充実、図書館サービス人材の育成などに努めます。

施策分野5 就労・経済的自立を支援する環境づくり

障害者にとって就労は、地域で自立した生活を送るために重要なことです。働く意欲のある障害者が、その適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、個々の就労ニーズに応じた総合的な就労支援を推進します。

また、年金等の支給や経済的負担の軽減等により経済的自立を支援します。

基本施策1 総合的な就労支援

取組・事業	事業内容
障害者雇用の促進	<ul style="list-style-type: none"> ●障害者雇用促進法に基づく障害者雇用率制度を中心に、引き続き障害者雇用の促進を図ります。また、平成25(2013)年の障害者雇用促進法の改正により、平成30(2018)年4月から精神障害者の雇用が義務化されたことも踏まえ、精神障害者の雇用の促進のための取組を充実します。 ●関係団体と連携しながら各種制度に関するパンフレットを通じて、障害者雇用に関する情報提供等を行います。 ●市では障害者雇用の法定雇用率を踏まえ、計画的な採用を進めます。それぞれの障害特性に応じた新たな障害者雇用の実現に向けて、人事担当部局と福祉部局を中心に庁内の推進体制を構築し、自立支援協議会と協働で取り組みます。
総合的な就労支援の展開	<ul style="list-style-type: none"> ●障害者の身近な地域において、雇用、保健福祉、教育等の関係機関の連携拠点である広島障害者就業・生活支援センターと連携を図り、就業面及び生活面からの一体的な相談支援を実施します。また、特別支援学校在籍時から地域の就労支援機関と連携し、円滑で継続的な職場定着支援を実施します。 ●自立支援協議会等を通じて、障害者の職業能力の開発・向上の重要性に対する事業主や市民の理解を高めるための啓発に努めます。また、職場体験実習先の確保と市役所就労体験実習の充実を図り、特に、精神・知的障害者の雇用に繋がるよう取組を強化します。 ●就労移行支援事業所等において、一般就労をより促進するため、積極的な企業での実習や求職活動の支援（施設外支援）等の推進を図ります。また、障害福祉サービスから一般就労に繋がるケースが少ないため、就労支援サービスの充実及び労働施策との連携を図ります。

基本施策2 ニーズに応じた多様な就業機会の確保

取組・事業	事業内容
優先調達推進法の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●障害者優先調達推進法に基づき、障害者就労施設等からの優先調達が可能な物品・サービスを把握し、庁内各部署への情報提供を行い、優先購入（調達）を推進します。

取組・事業	事業内容
農業等への就労支援	<ul style="list-style-type: none"> ●農業法人等の農業関係者や、福祉関係者等に対する情報の提供、労働に係る身体的な負荷の低減に向けた技術開発等を通じて、農業分野での障害者就労を推進します。 ●農福連携のみならず、多種分野との連携による障害者の活躍の場の拡大について、自立支援協議会就労支援部会にて継続的に検討を行います。

基本施策3 福祉的就労の活性化支援

取組・事業	事業内容
就労支援サービスの工賃の向上	<ul style="list-style-type: none"> ●市内の就労系障害福祉サービス（就労継続支援A型・B型事業所）等の工賃の向上のための取組を推進します。 ●福祉事業所製品の目玉商品の開発や販路拡大など工賃向上に向けて、利用者および事業所の意識向上に努めます。
就労体験実習等	<ul style="list-style-type: none"> ●障害者の雇用拡大に向けて、市役所での就労体験実習等に取り組みます。
優先調達推進法の推進（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ●障害者優先調達推進法に基づき、優先調達が可能な物品・サービスの把握に努めるとともに、障害者就労施設等の提供する物品・サービスの優先購入（調達）を推進します。

基本施策4 経済的自立の支援

取組・事業	事業内容
障害者の雇用・就業の促進	<ul style="list-style-type: none"> ●障害者が、地域で質の高い自立した生活を営むことができるよう、広島障害者就業・生活支援センター、安芸高田市障害者基幹相談支援センター等関係機関との連携を図り、障害者の雇用・就業の促進を図ります。また、受給資格を有する障害者が、障害年金を受け取ることができるように支援を行います。 ●市内未実施である就労定着支援事業の支援体制を構築します。
利用料の減免等	<ul style="list-style-type: none"> ●市が所有・管理する施設の利用等にあたり、その必要性や利用実態を踏まえながら、利用料等に対する割引・減免等の措置を講じます。 ●様々な機会を通じて利用料の減免等について情報提供を行うなど、周知を図ります。

施策分野6 安心・安全な生活環境づくり

障害者の自立と社会参加を促進し、誰もが快適で暮らしやすい生活環境の整備を推進するため、障害者が安心して生活できる住宅の確保、建築物、公共交通機関等のバリアフリー・ユニバーサルデザインによる整備を推進するとともに、障害者に配慮したまちづくりを推進します。また、地域社会において、安全・安心に生活することができるよう、感染症予防、防災・防犯対策の推進、消費者被害からの保護等の施策を推進します。

基本施策1 住まいの確保

取組・事業	事業内容
公営住宅の整備	●市内の公営住宅等については、基礎部分の大規模修繕をはじめとして、安芸高田市公営住宅等長寿命化計画を改めて見直しを行いながら、併せて手すりの設置などのバリアフリー化やユニバーサルデザインに基づく整備を進めます。
民間賃貸住宅入居の支援	●高齢者・障害者等の民間住宅への円滑な入居を促進するため、広島県居住支援協議会と連携し、住宅確保の支援を行います。 ●障害者や民間賃貸住宅の賃貸人が行うバリアフリー改修等を促進するとともに、障害者の日常生活上の便宜を図るため、日常生活用具の給付、用具の設置に必要な住宅改修に対する支援を行います。
共同住宅の整備	●障害者が日常生活上の相談・援助等を受けながら共同生活を行うグループホームの整備を促進するとともに、その利用促進を図ります。整備にあたっては、事業所の意向や課題を共有し、必要な整備量や整備の内容について協議を行いながら取り組みます。

基本施策2 ユニバーサルデザインのまちづくり

取組・事業	事業内容
移動しやすい環境の整備	●新しいデマンド交通システムによる、利用者にとって適切で利便性の高い運行を図るとともに、駅等の旅客施設における段差解消等、公共交通機関のバリアフリー化やユニバーサルデザインに基づく整備を推進します。 ●公共交通機関の旅客施設及び車両内において、障害特性に配慮した案内表示や声掛けなどによる情報提供の充実を推進します。 ●公共交通機関「お太助ワゴン（区域運行デマンド交通）」「乗合バス」を利用困難な重度の障害者に対し、重度障害者外出支援サービス（タクシー利用助成）事業を実施し、社会参加の促進を図ります。
公共的施設等の整備	●窓口業務を行う公共的施設等について、高度なバリアフリー化・ユニバーサルデザインに基づく整備を推進します。 ●公園の整備について、出入口や園路の段差解消、高齢者や障害者等が利用可能なトイレの設置等を推進します。

基本施策3 防災対策の推進

取組・事業	事業内容
障害者等に配慮した防災対策と防災体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ●障害者や福祉関係者等の参加及び防災関係部局と福祉関係部局が連携し、地域防災計画等の作成、防災訓練の実施等の取組を促進し、災害に強い地域づくりを推進します。 ●自力避難の困難な障害者等が利用する「要配慮者利用施設」が立地する洪水・土砂災害のおそれがある箇所において、避難確保計画の作成の徹底など、ハード・ソフト一体となった土砂災害対策を重点的に推進します。 ●ユニバーサルデザインに基づく避難所、応急仮設住宅の設置を推進するとともに、避難所において、障害者が必要な物資を含め、障害特性に応じた支援を受けることができるよう、必要な体制を整備します。
災害発生時の支援体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ●災害発生時、または災害が発生するおそれがある場合に、障害者に対して適切に情報を伝達できるよう、お太助フォンのほか、緊急速報メールや SNS 等の多様な連絡手段を活用し、民間事業者等の協力を得ながら、障害特性に配慮した情報伝達の体制の整備を促進します。 ●火事や救急などにおける多様な通報体制の充実に取り組むとともに、新たにスマートフォンなどから 119 番通報が可能な、聴覚、言語に障害のある方対象の NET119 緊急通報システムの運用を開始しており、そのシステム加入者の増加を図ります。 ●災害発生時、または災害が発生するおそれがある場合に、障害者に対する適切な避難支援やその後の安否確認を行うことができるよう、避難行動要支援者名簿を活用し、個別計画の作成を進めます。
災害時の福祉・医療サービス	<ul style="list-style-type: none"> ●災害発生後にも継続して福祉・医療サービスを受けることができるよう、災害対応マニュアルの整備等、障害者支援施設・医療機関等における災害対策を推進するとともに、地域内外の他の社会福祉施設・医療機関等との広域的なネットワークの形成・維持に取り組みます。

基本施策4 防犯対策の推進

取組・事業	事業内容
犯罪被害の支援	<ul style="list-style-type: none"> ●地域の障害者団体、福祉施設、行政等との連携の促進等により、犯罪被害の防止と早期発見に努めます。

基本施策5 感染症対策の推進

取組・事業	事業内容
事業者と連携した感染症対策	<ul style="list-style-type: none"> ●感染症の発生及び拡散を防止するため、施設やイベント等における3密回避や換気、手洗い、消毒など、事業者や各関係機関との連携による予防と対策を徹底します。 ●「新型コロナウイルス感染症に関する福祉サービス調整会議」にて、発生時には、構成員である市・医療・福祉事業所等が連携して対応します。

基本施策6 消費者トラブルの防止

取組・事業	事業内容
トラブル防止のための対策	<ul style="list-style-type: none"> ●障害者の消費者トラブルに関する情報収集及び積極的な情報発信、情報提供により、障害者の消費者トラブルの防止及び被害からの救済を図ります。 ●障害者団体、消費者団体、福祉関係団体、地域の多様な主体の連携を促進し、障害者の消費者トラブルの防止及び早期発見に取り組みます。
消費生活相談体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ●市役所内に消費生活相談窓口を開設し、専門の消費生活相談員が相談に応じます。 ●市役所や消費生活センター等におけるファクシミリや電子メール等での消費者相談の受付や、相談員の障害者理解のための研修の実施等を促進することにより、障害者の特性に配慮した消費生活相談体制の整備を図ります。
消費者教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●消費者トラブルの防止及び障害者の消費者としての利益の擁護のため、障害者や民生委員等の各種消費者関係行事への参加の促進、研修の実施等により、障害者の特性に配慮する対応方法を習得し、消費生活相談体制の整備を図ります。

施策分野7 情報アクセシビリティ向上と意思疎通支援の充実

障害者が円滑に情報を取得・利用し、意思表示やコミュニケーションを行うことができるように、情報通信における情報アクセシビリティ^注の向上、情報提供の充実、コミュニケーション支援の充実等、各種障害特性に合わせた、情報利用におけるアクセシビリティの向上を推進します。

基本施策1 情報アクセシビリティの向上

取組・事業	事業内容
情報通信の活用支援	●安芸高田市障害者基幹相談支援センターにて、障害者のパソコン、IT教室を実施し、障害者の情報通信技術の利用及び活用機会の拡大を図ります。
障害者への情報提供の多様化	●視覚障害者に対し、活字文書読上げ装置による音声コードを付した文書の充実を図ります。 ●市ホームページや各種媒体を活用し、声の広報（録音広報）をはじめとした各種障害特性に配慮した情報提供の充実を図ります。 ●お太助フォンにて、行政情報の発信や災害発生時等の緊急性の高い情報伝達を行います。
ウェブアクセシビリティ ^{注2} の向上	●障害者を含む全ての人々が利用しやすいよう配慮した、行政情報の電子的提供の充実に取り組むとともに、市のウェブアクセシビリティの向上等に向けた取組を促進します。

注【情報アクセシビリティ】年齢や障害の有無に関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できること。

注2【ウェブアクセシビリティ】ホームページなどにおいて、高齢者や障害者を含む誰もが利用できるものとなるよう配慮されたもの。

基本施策2 意思疎通支援の充実

取組・事業	事業内容
コミュニケーション支援と人材の育成・確保	●意思疎通を図ることに支障がある障害者に対して、派遣可能な手話通訳者、要約筆記者の確保を行い、状況に対応した支援を行います。 ●手話通訳者、要約筆記者の養成研修等の実施により、人材の育成・確保を図り、コミュニケーション支援を充実させます。
コミュニケーション支援ツールの普及	●情報やコミュニケーションに関する支援機器の周知を図るとともに、機器を必要とする障害者に対する給付、利用の支援等を行います。 ●意思疎通に困難を抱える人が自分の意志や要求を的確に伝え、正しく理解してもらうことを支援するため、障害者マークやヘルプマーク等のさらなる普及及び利用の促進を図ります。
災害時における情報伝達	●災害発生時に障害者に対して適切に情報を伝達できるよう、障害特性に配慮した情報伝達手段の充実や体制の整備に努めます。 ●障害者や障害者施策について、緊急時の情報提供等を行う際には、知的障害者等にもわかりやすい情報の提供に努めます。

施策分野 8 行政サービス等における配慮

障害者が適切にサービスや支援を受けることができるよう、行政機関の職員等における障害者理解の促進に努めるとともに、障害者がその権利を円滑に行使することができるように、状況に応じた様々な手段を用いながら、障害者に対して選挙時や手続き時等における配慮を行います。

基本施策 1 行政機関等における配慮の充実

取組・事業	事業内容
事務・事業遂行における配慮	<ul style="list-style-type: none"> ●市役所等における事務・事業の実施にあたっては、各種サービスや手続きについてわかりやすい案内と説明を行うほか、筆談や手話通訳者の配置など、障害者特性に合わせて、必要かつ合理的な配慮を行います。 ●行政情報の提供にあたっては、情報通信技術（ICT）^注の進展等も踏まえた提供を行うとともに、とりわけホームページについては、ウェブアクセシビリティに配慮することで、情報提供の充実を図ります。
職員の研修	<ul style="list-style-type: none"> ●行政機関の職員等に対して、障害者に関する理解促進のために必要な研修等を実施し、障害者への配慮ある対応の徹底を図ります。

注【ICT】Information and Communication Technology

基本施策 2 選挙等における配慮の充実

取組・事業	事業内容
選挙時の情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●障害特性に応じた選挙等に関する情報提供の充実に努めます。
障害者の投票への配慮と機会の確保	<ul style="list-style-type: none"> ●移動に困難を抱える障害者に配慮した、投票所のバリアフリー化、障害者の利用に配慮した投票設備の設置等、投票所における投票環境の向上に努めます。 ●成年被後見人の選挙権の回復等を行う公職選挙法の改正を踏まえ、判断能力が不十分な障害者が、自らの意思に基づき円滑に投票できるよう、代理投票の適切な実施等を促進します。 ●指定病院等における不在者投票、郵便等による不在者投票の適切な実施の促進により、選挙の公正を確保しつつ、投票所での投票が困難な障害者の投票機会の確保に努めます。

第5章 障害福祉計画・障害児福祉計画の推進

1 成果目標の設定

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

国の指針

- ・ 施設入所者数(令和元(2019)年度末時点)の6%以上が地域生活へ移行する。
- ・ 施設入所者数(令和元(2019)年度末時点)の1.6%以上を削減する。

達成に向けた取組方針

- ・ 安心して地域生活への移行ができるよう、グループホームの定員数拡充に引き続き取り組みます。
- ・ 自立生活援助や地域移行支援、地域定着支援、自立訓練事業等を推進し地域移行を進めるとともに、地域生活を維持・継続するために、訪問系サービスや日中活動系サービスの提供体制を確保します。
- ・ 施設入所者の地域生活への移行に取り組むこととあわせて、障害者支援施設においては障害者の高齢化・重度化に対応した専門的なケアを行うことができる体制の整備や、地域との交流機会の確保など、入所者の生活の質の向上を図ります。
- ・ 地域生活支援システムの周知や関係機関とのネットワーク強化を図り、緊急時においても安心して地域生活を送ることができる体制を整備します。
- ・ 施設入所者個々の望む暮らしを計画相談支援を通して明らかにし、地域生活への移行や施設入所支援の個別支援計画へつなげていきます。

■成果目標

項目	数値	考え方
令和元(2019)年度末時点の施設入所者(A)	96人	
【目標(令和元(2019)年～令和5(2023)年)】 地域生活移行者数(B)	6人 6.3%	(A)のうち、令和5(2023)年度までの移行者数 (B)/(A)
【目標(令和元(2019)年⇒令和5(2023)年)】 施設入所者の削減数(C)	2人 2.1%	(A)時点から令和5(2023)年度末時点の削減数 (C)/(A)
令和5(2023)年度末時点の施設入所者	94人	令和5(2023)年度末の利用者数見込

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の指針

- ・市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場の一年間の開催回数の見込みを設定する。
- ・市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごと(医療にあつては、精神科及び精神科以外の医療機関別)の参加者数の見込みを設定する。
- ・市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場における目標設定及び評価の実施回数の見込みを設定する。

達成に向けた取組方針

- ・精神障害のある人が地域で自立した生活を送ることができるよう、障害者自立支援協議会地域生活支援部会で、年3回、長期入院患者の退院に向けての支援や退院後の支援を協議します。また、年に1回、精神障害のある人に対する支援方針や目標設定、昨年度に設定した目標に対する取組評価を行います。

活動指標

項目	見込
各年 保健、医療及び福祉関係者による協議の場の年間開催回数	3回
保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者の協議の場への参加者数	8人
協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回

- ・精神科病院長期入院患者の地域移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量(利用者数)について、県の算出数値を踏まえ、令和5(2023)年度末の安芸高田市の基盤整備量(利用者数)を以下の通り見込みます。

精神障害者の地域移行に伴う基盤整備量(利用者数)

項目	基盤整備量
令和5(2023)年度末時点 地域移行に伴う基盤整備量(利用者数)	6人
うち65歳未満利用者数	1人(うち障害サービス利用者数1人)
うち65歳以上利用者数	5人(うち障害サービス利用者数1人)

(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

国の指針

- ・各市町村又は各圏域に少なくとも1つを確保しつつ、その機能の充実のため年1回以上運用状況を検証・検討する。

達成に向けた取組方針

- ・本市では、必要な機能を複数の機関が分担して担う「面的整備型」として、地域生活支援システムを継続して確保します。地域生活支援システムの運用状況や関係する機関やサービス提供事業者の登録状況の検証、個別ケースを踏まえた地域課題に対応できる体制の機能強化に向けた検討を、自立支援協議会において年1回以上実施します。

■成果目標

項目	目標	整備の考え方と機能充実に向けた体制
令和5(2023)年度末時点 地域生活支援拠点等の設置か 所数	1か所	・令和元(2019)年度に面的整備として1か所整備した体制を維持し、機能の充実を図る
地域生活支援拠点等が有する 機能の充実に向けた検証および 検討の実施回数	年1回	・当事者や関係機関・団体、サービス提供事業者、基幹相談支援センター、市等で構成される自立支援協議会において、年1回以上、当支援拠点の運用状況を検証するとともに、必要な機能充実に向けて検討を行う

(4) 福祉施設から一般就労への移行

国の指針

- ① 福祉施設から一般就労への移行者数が令和元(2019)年度実績の1.27倍以上。
(就労移行支援事業:一般就労への移行者数が令和元(2019)年度実績の1.3倍以上。
就労継続支援A型事業:一般就労への移行者数が令和元(2019)年度実績の1.26倍以上。
就労継続支援B型事業:一般就労への移行者数が令和元(2019)年度実績の1.23倍以上。)
- ② 就労支援事業等を通じた一般就労移行者のうち、7割が就労定着支援事業を利用。
- ③ 就労定着率が8割以上の就労定着支援事業所が7割以上。

※福祉施設＝就労移行支援、就労継続支援(A・B)、生活介護、自立訓練(機能訓練・生活訓練)

達成に向けた取組方針

- ・福祉施設から一般就労への移行者数が少数であることから、就労移行支援の充実や、労働担当部局との連携による就労促進を図ります。
- ・就労移行支援事業所が令和2(2020)年度現在で2事業所(うち休止1事業所)であり、近年利用者が減少しています。引き続き、サービス提供事業所の確保に取り組むとともに、相談支援事業を通して一般就労を希望する人の個別ニーズの把握を行い、市外就労移行支援事業所を含め本人の希望に応じたサービス提供に繋がります。
- ・基幹相談支援センターに就労相談員を配置し、関係機関と連携して就労を支援します。
- ・自立支援協議会を通じて障害者就労支援事業所、ハローワーク、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校等、関係機関の連携強化を図っています。引き続き就労支援ネットワークを構築しながら取組を進めます。
- ・市及び県の労働担当部局とも連携を図り、障害者の一般就労先の確保や就労先における障害者理解の促進に取り組めます。
- ・自立支援協議会就労支援部会が中心となって取り組む一般企業の職場体験実習の充実を図り、障害者雇用の理解促進と一般就労に向けたステップアップにつなげます。
- ・就労定着支援については、令和2(2020)年度現在で市内に提供事業所がないことから、提供体制の確保を図ります。

■ 成果目標①

項目	数値	考え方
令和元(2019)年度の福祉施設利用者からの一般就労移行者数(A)	2人	
【目標】令和5(2023)年度の福祉施設利用者からの一般就労移行者数(B)	5人 2.5倍	(A)の1.27倍以上 ----- (B)/(A)

■ 成果目標①-1

項目	数値	考え方
令和元(2019)年度の就労移行支援事業利用者からの一般就労移行者数(A)	0人	
【目標】令和5(2023)年度の就労移行支援事業利用者からの一般就労移行者数(B)	1人 —	(A)の1.3倍以上 ----- (B)/(A)

■ 成果目標①-2

項目	数値	考え方
令和元(2019)年度の就労継続支援 A 型事業利用者からの一般就労移行者数(A)	1人	
【目標】令和5(2023)年度の就労継続支援 A 型事業利用者からの一般就労移行者数(B)	2人 2倍	(A)の1.26倍以上 ----- (B)/(A)

■ 成果目標①-3

項目	数値	考え方
令和元(2019)年度の就労継続支援 B 型事業利用者からの一般就労移行者数(A)	1人	
【目標】令和5(2023)年度の就労継続支援 B 型事業利用者からの一般就労移行者数(B)	2人 2倍	(A)の1.23倍以上 ----- (B)/(A)

■ 成果目標②

項目	数値	考え方
令和5(2023)年度の福祉施設利用者からの一般就労移行者数(A)	5人	
Aのうち就労定着支援事業の対象者(B)	2人	就労後6か月経過した者(令和5(2023)年度の4月～9月までに就労した者)
【目標】Bのうち就労定着支援事業を利用する人数(C)	1人 50.0%	(B)のうち7割程度が利用 ----- (C)/(B)

■成果目標③

項目	数値	考え方
令和2(2020)年度～令和4(2022)年度中の就労定着支援事業の総利用者数(A)	1人	
Aのうち、令和4(2022)年度末時点で就労定着している人数(B)と就労定着率	1人 100%	(A)のうち8割が職場定着 ----- (B)/(A)
令和4(2022)年度末時点の就労定着支援事業所数(C)	1事業所	
【目標】Cのうち、就労定着率が8割以上の事業所数(D)	1事業所 100%	(C)のうち7割が職場定着率8割以上 ----- (D)/(C)

就労定着率:過去3年間の就労定着支援の総利用者のうち前年度末時点の就労定着者数の割合

(5) 障害児支援の提供体制の整備等

国の指針

- ① 児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1か所設置する。
- ② 保育所等訪問支援を利用できる体制を各市町村で構築する。
- ③ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所を各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上確保する。
- ④ 医療的ケア児への適切な支援に向けて、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置するとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する。市町村単独での設置が困難な場合には、県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。

達成に向けた取組方針

- 本市ではこども発達支援センターにおいて、就学前の発達が気になる児童とその保護者の支援を行っています。発達が気になるといった早期の段階から相談や支援を行うことで、早期療育支援体制を強化していきます。
- 就学後も切れ目のない一貫した支援を提供する体制として、また障害の重度化・重複化、多様化に対応する地域における中核的な支援施設としての児童発達支援センター設置に向け、自立支援協議会を活用して、障害児及びその家族や関係機関の声を聴き、整備方針を協議します。
- 障害児の就学時における支援がその後の成長や、卒業後の生活に大きく影響をすることから、障害児支援と学校教育の関係者が緊密に連携することができる体制を構築します。
- 保育所等訪問支援は、保育所や幼稚園、認定こども園、小学校などの児童が集団生活を営む施設において障害児本人に直接発達支援を行うものです。現在市内には提供事業所がないため、児童発達支援センターの整備を検討する中で、併せて提供体制を考えていきます。また、こども発達支援センターで実施している保育所・幼稚園への施設支援との役割分担や連携体制についても協議していきます。
- 市内には重度の肢体不自由と重度の知的障害が重複した状態にある重症心身障害に対応する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所がないため、提供体制の確保について圏域も含めて検討します。
- 医療的ケア児の支援に向けた協議の場として、自立支援協議会を位置づけており、継続して個別ケースの検討や必要な支援策、体制整備の検討を行っていきます。
- 医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターを配置します。

■成果目標①

項目	目標	考え方
令和5(2023)年度末 児童発達支援センターの設置数	1か所	市に1か所設置する (市単独での設置が困難な場合には、圏域での設置も検討する)

■成果目標②

項目	目標	考え方
令和5(2023)年度末 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	構築する	児童発達支援センターの設置とあわせて体制を検討する

■成果目標③

項目	目標	考え方
令和5(2023)年度末 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の設置数	1か所	ニーズ量を踏まえ圏域での確保を検討する
令和5(2023)年度末 主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の設置数	1か所	ニーズ量を踏まえ圏域での確保を検討する

■成果目標④

項目	目標	考え方
令和5(2023)年度末 保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置	設置	継続して設置する
令和5(2023)年度末 医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	配置	継続して配置する

(6) 相談支援体制の充実・強化等

国の指針

- ・各市町村又は各圏域に、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保する。これらの取組は、基幹相談支援センター等がその機能を担うことを検討する。

達成に向けた取組方針

- ・障害者やその家族等からの総合的・専門的な相談に対応する機関として、基幹相談支援センターを継続して設置します。
- ・相談支援事業所に対する専門的な指導・助言、人材育成への支援、相談機関との連携強化については、市内の相談支援員が参加する相談支援連絡会議にて相談支援の検証や検討、研修、課題共有等の連携を実施します。

■活動指標

項目	目標	考え方
令和5(2023)年度末 障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施	実施	・基幹相談支援センターにおいて実施する
令和5(2023)年度 地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	6件	・基幹相談支援センターにおいて実施する
令和5(2023)年度 地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	6件	・基幹相談支援センターにおいて実施する
令和5(2023)年度 地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	6回	・基幹相談支援センターにおいて実施する

(7) 障害福祉サービス等の質の向上

国の指針

- 各都道府県や各市町村において、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築する。

達成に向けた取組方針

- 障害者総合支援法の具体的内容について市職員の理解が広がるよう、初任者向け研修や権利擁護・虐待防止に関する研修等への参加、事業所向け研修への聴講等への参加を促進します。
- 障害福祉サービス等にかかる給付費について請求の過誤を無くし事務負担の軽減を図るため、自立支援審査支払等システムの審査結果について分析しその結果を事業所等と共有し、請求にあたっての注意点を事業所が把握する機会とします。また、事業所に対する指導監査結果については、市と事業所で共有する機会を持ち、適切なサービス提供の促進を図ります。

活動指標

項目	目標
令和5(2023)年度 都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市職員の参加人数	6人
令和5(2023)年度 障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の構築と実施回数	構築 ----- 年1回

2 各種サービスの見込量と確保策（活動指標）

（1）訪問系サービス

サービス名	内容
居宅介護	障害者の居宅において入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、相談、援助等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障害もしくは精神障害により行動上著しい困難を有し、常に介護を必要とする人に対して、居宅で入浴や排せつ、食事等の介護、掃除等の家事、外出時の移動中の介護を総合的に行います。
同行援護	視覚障害により移動に著しい困難がある人に対し、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、その他外出する際の必要な援助を行います。
行動援護	知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有し、常に介護を必要とする人に対して、危険を回避するために必要な援護、外出における移動中の介護その他行動する際の必要な援助を行います。
重度障害者等包括支援	常時介護が必要な障害者で、その介護の必要な程度が著しく高い人に対して、居宅介護等の複数のサービスを包括的に提供します。

サービス名	単位	見込量		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
居宅介護	時間/月	393	393	393
	人/月	30	30	30
重度訪問介護	時間/月	32	32	32
	人/月	1	1	1
同行援護	時間/月	15	15	15
	人/月	2	2	2
行動援護	時間/月	36	36	36
	人/月	1	1	1
重度障害者等包括支援	時間/月	0	0	0
	人/月	0	0	0
訪問系サービス計	時間/月	476	476	476
	人/月	34	34	34

見込量確保のための方策

- ・市内に提供事業所のないサービスを含め、事業者の新規参入を促進するための情報提供や関係機関への働きかけを行います。
- ・サービス提供事業所においては支援者不足が課題となっており、事業所や地域、関係機関と連携し、福祉人材の確保に向け、福祉職場の魅力の発信、処遇改善、人材育成、市の無料職業紹介所やハローワークと連携した人材のマッチングに取り組みます。
- ・地域生活支援拠点等（地域生活支援システム）の機能強化に向け関係機関のネットワークの充実や制度の周知等に取り組み、緊急時にも安心して地域生活を継続できる支援体制を構築します。

(2) 日中活動系サービス

サービス名	内容
生活介護	昼間、常時介護が必要な障害者に対し、施設等において食事や入浴、排せつの介護、生産活動や創作的活動の機会を提供します。
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	障害者が自立した日常生活や社会生活を営むことができるように、施設で一定期間、身体機能や生活能力向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般就労を希望する障害者に対して、一定期間、生産活動等の機会を提供し、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援A型	一般企業等での就労が困難な人に対し、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援B型	一般企業等での就労が困難であり、年齢や体力面で就労が困難な人に対して、就労や生産活動の場を提供し、知識や能力の維持・向上のために必要な訓練を行います。
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障害者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人に対して、相談や連絡調整等、課題解決に向けて必要となる支援を行います。
療養介護	医療と常時介護が必要な障害者に対して、医療機関での機能訓練、療養上の管理・看護、医学的管理下における介護及び日常生活の世話をを行います。
短期入所	居宅において介護する人が疾病等の理由により一時的に介護ができない場合に、短期間、夜間も含めて施設に入所し、食事や入浴、排せつの介護等を行います。

サービス名	単位	見込量		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
生活介護	人日/月	2,120	2,340	2,340
	人/月	107	117	117
自立訓練(機能訓練)	人日/月	22	22	22
	人/月	1	1	1
自立訓練(生活訓練)	人日/月	30	82	112
	人/月	1	2	3
就労移行支援	人日/月	88	88	88
	人/月	5	5	5
就労継続支援A型	人日/月	1,694	1,694	1,694
	人/月	77	77	77
就労継続支援B型	人日/月	2,394	2,394	2,394
	人/月	133	133	133
就労定着支援	人/月	1	2	3
療養介護	人/月	14	14	14
短期入所(福祉型)	人日/月	84	98	98
	人/月	12	14	14
短期入所(医療型)	人日/月	1	1	1
	人/月	1	1	1

見込量確保のための方策

- 自立支援協議会就労支援部会において取り組んでいる一般企業の職場体験実習や障害者施設手作り製品庁舎内販売（あじさい横丁）を引き続き取り組みます。
- 自立支援協議会と連携して、安芸高田市障害者活動推進計画の推進体制を構築し、市役所における新たな障害者雇用を目指します。
- 関係機関が連携して、特別支援学校在籍中から卒業後の進路をともに考えていける体制を作ります。また、就労後の就労定着に向けた支援内容を検討します。
- 障害者優先調達法に基づき、障害者就労振興センターと連携して設置した共同受注窓口等を活用して、障害者就労支援施設等からの物品等を優先して調達します。
- 就労定着支援について、一般就労に移行した方を継続的に支援するため、事業所と連携を図りながら、サービスの提供体制確保に取り組みます。
- 短期入所については、医療的ケアの必要な人の受け入れや緊急時の受け入れ確保に向けて、事業所と連携しながら取り組みます。
- 農業の担い手対策と障害者の就労を組み合わせた「農福連携」の事業実施に向け、市内の農業法人と障害者の就労支援施設と連携して進めていきます。

(3) 居住系サービス

サービス名	内容
自立生活援助	施設やグループホームを利用していた障害者で、一人暮らしを希望する人に対して定期的な訪問を行い、生活面での課題はないか、体調に変化はないかなどについて確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。
共同生活援助	障害者が、夜間や休日に共同生活を行う住居で、相談や日常生活の援助及び食事や入浴、排せつの介護等を行います。
施設入所支援	施設に入所する障害者に対して、夜間や休日、入浴、排せつ又は食事の介護等を行います。

サービス名	単位	見込量		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
自立生活援助	人/月	0	1	1
共同生活援助	人/月	71	75	79
	総定員数	214	224	234
施設入所支援	人/月	96	95	94

見込量確保のための方策

- 自立生活援助について、引き続き事業所と連携してサービスの提供体制確保に向けて検討します。
- 共同生活援助（グループホーム）については、入所施設からの地域移行を進めるため、引き続き定

員数の増加に向け取り組みます。主に重度化・高齢化に対応した日中サービス支援型共同生活援助の施設の整備を推進します。

また、老朽化した施設の建て替えや、サテライト型住居の設置についても、事業所との連携により取り組みます。

- 施設入所支援について、老朽化した施設の整備にあわせ、多床室の個室化等、入所者の生活の質の向上に向けた環境整備を進めます。

(4) 相談支援

サービス名	内容
計画相談支援	障害福祉サービスを利用する全ての障害者を対象に、支給決定又は支給決定の変更前に、サービス等利用計画案を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。
地域移行支援	障害者支援施設等に入所している障害者又は精神科病院に入院している精神障害者を対象に、地域における生活に移行するための相談や住居の確保、その他必要な支援を行います。
地域定着支援	施設や病院から地域生活へ移行した障害者や一人暮らしへと移行した障害者などが、安定的に地域生活を営めるよう、障害の特性に起因して生じる緊急の事態等に常時、相談対応などの必要な支援を行います。

サービス名	単位	見込量		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
計画相談支援	人/月	42	43	44
地域移行支援	人/月	1	2	2
地域定着支援	人/月	5	5	5

見込量確保のための方策

- 計画相談支援においては、人材確保や相談員のスキルアップに向けて、事業所への積極的な情報提供や研修会の実施等の必要な支援を行います。
- 基幹相談支援センターを中心とした相談支援ネットワークの充実を図り、関係機関の連携や基幹相談支援センターによる相談支援事業所へのバックアップ体制を強化します。また、障害福祉分野以外の高齢者福祉や児童福祉、生活困窮、引きこもり支援等の相談支援機関とも横のつながりを強化し、包括的な相談支援体制を構築していきます。
- 地域移行支援、地域定着支援の利用促進に向けて、医療機関をはじめとする関係機関との連携強化や仕組みづくりを行います。

(5) 障害児通所に係るサービス

サービス名	内容
児童発達支援	未就学の障害児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。
医療型児童発達支援	上肢、下肢又は体幹の機能の障害児に対する児童発達支援及び治療を行います。
放課後等デイサービス	就学中の障害児に対して、授業の終了後又は学校の休業日に、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度心身障害児などの重度の障害児等であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障害児に対して、障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。
障害児相談支援	障害児通所支援を利用する全ての障害児を対象に、給付決定又は給付決定の変更前に、障害児支援利用計画を作成するとともに、一定の期間ごとに障害児通所支援等の利用状況のモニタリングを行います。

サービス名	単位	見込量		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
児童発達支援	人日/月	154	176	176
	人/月	26	29	32
医療型児童発達支援	人日/月	15	15	15
	人/月	1	1	1
放課後等デイサービス	人日/月	854	920	920
	人/月	76	80	84
保育所等訪問支援	人日/月	3	3	3
	人/月	2	2	2
居宅訪問型児童発達支援	人日/月	4	4	4
	人/月	1	1	1
障害児相談支援	人/月	13	13	13
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネータ配置数	人	1	1	1

見込量確保のための方策

- 児童発達支援センターを含めた障害児支援の中核機関と児童発達支援事業所の整備について、引き続き自立支援協議会や関係機関との協議を進めます。
- 令和2（2020）年度現在、市内には児童発達支援事業所が1事業所、放課後等デイサービス事業所が5事業所となっています。いずれの通所支援も利用ニーズが増加しており、提供体制の充実に取り組みます。
- こども発達支援センターで発達が気になる児童とその保護者への相談等を実施し、療育が必要な児童を早期に把握し支援するとともに、段階に応じて必要な機関へつなげていきます。
- 保育所等訪問支援は障害児への個別支援であるため、保護者と訪問先施設の両方の理解と協力が不可欠であり、関係機関の連携体制を強化します。また、市内に提供事業所がないことから、事業所の新規参入を進めます。
- 障害児の短期入所について、市内に提供事業所がなく、提供体制の確保を検討します。
- 居宅訪問型児童発達支援について、個別ニーズを把握し、提供事業所の確保策を検討します。
- 障害児相談支援事業所の相談支援専門員の不足を解消し、相談の質の向上を図ります。
- 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターを引き続き基幹相談支援センターに配置します。
- 保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業等の子ども・子育て支援等において、障害児を受け入れる体制整備に引き続き取り組みます。

(6) 地域生活支援事業

事業名	内容
理解促進研修・啓発事業	障害者が日常生活及び社会生活をする上で生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障害者に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行います。
自発的活動支援事業	障害者、その家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動(ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など)を支援します。
相談支援事業	障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護等のための必要な援助を行い、障害者等が自立した日常生活又は社会生活ができるように支援します。
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用が有用と認められる知的障害者又は精神障害者で、補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる者に対し、成年後見制度の申立てに要する経費(登記手数料、鑑定費用等)及び後見人等の報酬の全部又は一部を補助します。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行います。
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある人のために、手話通訳者や要約筆記者の派遣、点訳、代筆、代読、音声訳による支援などを行います。
日常生活用具給付等事業	重度障害者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付又は貸与を行います。 ※必須事業について掲載
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障害者との交流活動の促進、市区町村の広報活動などの支援者として期待される手話奉仕員(日常会話程度の手話表現技術を取得した者)の養成研修を行います。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障害者等に外出のための支援を行います。
地域活動支援センター事業	障害者に対し、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行います。

① 理解促進研修・啓発事業

事業名	単位	見込量		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
広報啓発	実施の有無	実施	実施	実施

見込量確保のための方策

- 広報紙やホームページなどへ障害理解を進める啓発記事等の掲載や講演会の開催を実施します。
- これまで継続して取り組んできた市内障害者施設の紹介パネル展やあいサポートアート展巡回展示を開催します。

- ・市内障害者の芸術活動を支援するよう、各種取組の情報や障害の有無にかかわらずの発表の場の情報提供を行います。
- ・障害者施設手作り製品庁舎内販売会（あじさい横丁）を毎月開催します。
- ・自立支援協議会で上がってきた地域課題の解決に向けた研修会、講演会を企画し、開催します。
- ・啓発事業を実施するにあたっては、障害者本人の声をもとに、企画や運営には障害のある人もない人も共に参画できるよう取り組みます。

② 自発的活動支援事業

事業名	単位	見込量		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
自発的活動支援事業	実施の有無	実施	実施	実施
ボランティア活動支援 (アシスタント事業)	実施事業所か所数	1	1	1
	延べ利用件数 (件/年)	50	50	50

見込量確保のための方策

- ・広報により事業の周知を図るとともに生活協力員とのマッチング機能を強化し、アシスタント事業の利用促進を図ります。

③ 相談支援事業

事業名	単位	見込量		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
障害者相談支援事業	か所数	3	3	3
基幹相談支援センター	設置の有無	設置	設置	設置
基幹相談支援センター 機能強化事業	実施の有無	実施	実施	実施
住宅入居等支援事業	実施の有無	実施	実施	実施

見込量確保のための方策

- ・障害者やその家族が気軽に相談できる先として相談支援事業所や基幹相談支援センターを認知してもらうために、広報や研修会等を通して周知します。
- ・相談支援従事者の質の向上を図るため、研修等に関する情報提供を行って参加を促進するとともに、市内の事業所間の連携を強化し、事例検討や研修会を実施します。
- ・障害者の相談支援関係機関はもとより、高齢者福祉や児童福祉、生活困窮、引きこもり支援等の相談支援機関とも横のつながりを強化し、包括的な相談支援体制を構築していきます。
- ・基幹相談支援センター業務の点検・評価を行い、支援の充実を図ります。
- ・基幹相談支援センターに専門資格を持った相談員と就労相談員を配置し、相談支援機能の強化を

図ります。

- 3 か所の相談支援事業所において、賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが保証人がいない等の理由により入居が困難な障害者に対して、入居に必要な調整等の支援を行います。

④ 成年後見制度利用支援事業

事業名	単位	見込量		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
成年後見制度利用支援事業	利用件数 (件/年)	3	3	3

見込量確保のための方策

- 成年後見制度による支援が必要であるが、申立てをする親族がいない、又は後見人等の報酬等必要となる費用の一部又は全部について補助を受けなければ制度の利用が難しい障害者に対して、市長申立てや費用助成等の必要な支援を行います。
- 成年後見制度の普及啓発を行います。市職員や相談支援専門員も研修会等を通して専門的な知識を身につけ、制度の利用が必要な人への普及を図ります。

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

事業名	単位	見込量		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	実施	実施	実施

見込量確保のための方策

- 成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことのできる法人の確保と活動支援に取り組みます。

⑥ 意思疎通支援事業

事業名	単位	見込量		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
手話通訳者設置事業	設置人数	1	1	1
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	延べ利用件数 (件/月)	6	6	6
	手話通訳者派遣事業 (人/月)	3	3	3
	要約筆記者派遣事業 (人/月)	3	3	3

見込量確保のための方策

- ・市役所社会福祉課に手話通訳者を設置し、手話通訳を必要とする方が安心して市役所を利用してもらえる体制を整えます。
- ・聴覚、言語機能、音声機能等の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある方に対し、手話通訳者や要約筆記者を派遣して、意思疎通を円滑にするための支援を行います。
- ・聴覚障害者等及び意思疎通支援者等から意見を聞き、効果的な事業推進を図ります。

⑦ 日常生活用具給付等事業

種 類	単 位	見込量		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
介護・訓練支援用具	利用件数 (件/年)	2	2	2
自立生活支援用具	利用件数 (件/年)	5	5	5
在宅療養等支援用具	利用件数 (件/年)	7	7	7
情報・意思疎通支援用具	利用件数 (件/年)	4	4	4
排泄管理支援用具	利用件数 (件/年)	836	836	836
居宅生活動作補助用具 (住宅改修)	利用件数 (件/年)	3	3	3

見込量確保のための方策

- ・たん吸引器やストーマ装具等の日常生活用具を給付し、日常生活の支援を行います。
- ・障害者手帳取得時の窓口案内や広報等を通じて、日常生活用具給付事業を周知します。

⑧ 手話奉仕員養成研修事業

事 業 名	単 位	見込量		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
手話奉仕員養成研修事業	講座回数(回)	20	20	20
	講座修了者数 (人/年)	0	5	0

※講座については入門編と基礎編を2年間で実施しているため、修了者見込量は隔年となっている。

見込量確保のための方策

- ・年 20 回の連続講座を開き、聴覚障害者等の生活や福祉制度等の理解、手話を行うことに必要な知識や技術を習得した手話奉仕員を養成します。

⑨ 移動支援事業

事業名	単位	見込量		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
移動支援事業	利用時間 (時間/月)	14	14	14
	利用者数 (人/月)	2	2	2

見込量確保のための方策

- 屋外での移動が困難な障害者等に対して外出の際の移動を支援し、地域における自立生活や社会参加の促進を図ります。
- 移動支援事業については、サービス提供事業者が少ないことや、中山間地域における公共交通網の課題等、様々な理由からニーズに対応できていない現状があり、課題の把握と事業内容の評価を行い、移動支援事業の対象拡大や提供事業所の新規開拓、他の移動に係る事業等も見据えながら今後の事業内容を検討します。

⑩ 地域活動支援センター事業

事業名	単位	見込量		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
地域活動支援センター (市内)	か所数(か所)	1	1	1
	利用者数 (人/月)	15	15	15
地域活動支援センター (市外)	か所数(か所)	1	1	1
	利用者数 (人/月)	1	1	1

見込量確保のための方策

- 地域活動支援センターにおいて、創作的活動や生産活動を提供します。
- 事業者に対して補助金を交付し、事業の安定的な運営と機能強化を図ります。

⑪ その他の任意事業

(ア)日常生活支援

事業名	単位	見込量		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
福祉ホーム	か所数(か所)	1	1	1
	利用者数 (人/月)	9	9	9
訪問入浴サービス	延べ日数 (日/月)	2	2	2
	利用者数 (人/月)	1	1	1
日中一時支援事業	延べ日数 (日/月)	28	32	36
	利用者数 (人/月)	7	8	9

(イ)社会参加支援

事業名	単位	見込量		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
スポーツ・レクリエーション 教室開催等事業	開催回数(回)	2	2	2
	参加人数 (人/年)	520	520	520
声の広報等発行事業	発行回数(回)	12	12	12
	利用者数 (人/年)	5	5	5
要約筆記奉仕員養成事業	講座回数(回)	16	16	16
	講座修了者数 (人/年)	3	3	3
自動車運転免許取得事業	利用件数 (件/年)	1	1	1
自動車改造費助成事業	利用件数 (件/年)	2	2	2
重度障害者外出支援サ ービス(お太助タクシーチケット)	チケット使用枚数 (枚/年)	14,594	14,594	14,594
	利用者数 (人/年)	250	250	250

見込量確保のための方策

- 家庭環境や住宅事情等の理由により住居を求めている障害者に対し、福祉ホームにおいて、低料金で住居や日常生活に必要な便宜を提供します。
- 訪問入浴サービスにおいて、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体の清潔と心身機能の維持等を図ります。
- 日中一時支援事業において、障害者等に日中活動の場を提供するとともに、家族に一時的な休息を提供します。
- 安芸高田市障害者ふれあいスポーツ交流会や広島県障害者フライングディスク競技大会 in 安芸たかたを毎年開催し、スポーツを通じた交流を図ります。また、障害者の芸術作品を展示する「あいサポートアート展」の巡回展示の開催を通じて、障害者の芸術文化活動への参加を支援します。こうした障害者が心豊かな生活を送るための余暇活動の支援を継続して行うための関係機関の協力体制を作っていきます。
- 声の広報等発行事業において、文字による情報収集が困難な視覚障害者等に対し、広報あきたかたや基幹相談支援センターの機関紙を録音した声による広報を提供します。
- 本市の公共交通システム（路線バスと、予約乗合型のお太助ワゴン、市町村運営有償運送の3つの公共交通機関の組み合わせ）を利用することが困難な重度の障害者等に対し、お太助タクシーチケットを交付し、外出支援を行います。

第6章 計画の推進体制

1 庁内推進体制の整備

本計画は、「第3次安芸高田市障害者プラン」及び「安芸高田市障害福祉計画（第6期）」「安芸高田市障害児福祉計画（第2期）」を一体的に策定するものであり、その推進にあたっては社会福祉課が中心的な役割を果たすこととなります。しかし、本計画は、福祉・保健・医療・教育・雇用、そしてまちづくり等、幅広い分野で障害者施策を総合的かつ効果的に推進する必要があることから、そのための庁内関係部署との連携を、より一層強化した推進体制の整備を図ります。また、高齢者福祉や児童福祉等、他の福祉分野とも連携し効果的な取組を進めます。

2 関係機関との連携の強化

地域全体で障害者を支援するという観点から、庁内の体制整備のみならず、地域住民、社会福祉協議会、障害者関係団体、サービス提供事業所、保健医療機関、NPO等民間団体、住民ボランティアなど、地域における福祉ネットワークの構築・強化を進めます。

また、自立支援協議会において、児童支援、就労支援、地域生活支援、権利擁護の各部会を中心に各方針について幅広い意見交換を図り、計画の着実な推進につなげます。

3 計画の進行管理

本計画を着実に推進するため、毎年、事業の達成状況や評価、サービスの利用量などの進行状況について取りまとめを行うとともに、達成状況の分析及び評価等を行い、その結果を踏まえて、必要に応じて計画の変更や事業の見直しを検討します。福祉計画の最終年度である令和5（2023）年度には、障害福祉サービスの成果目標や活動目標の見直しを行い、次期計画の策定につなげます。

なお、「第3次安芸高田市障害者プラン」においても、事業展開については、定期的に進行管理及び実施状況の点検・評価を行い、必要に応じて内容を見直すなど、より効果的に推進します。

4 サービスの質の確保と経営基盤の安定化

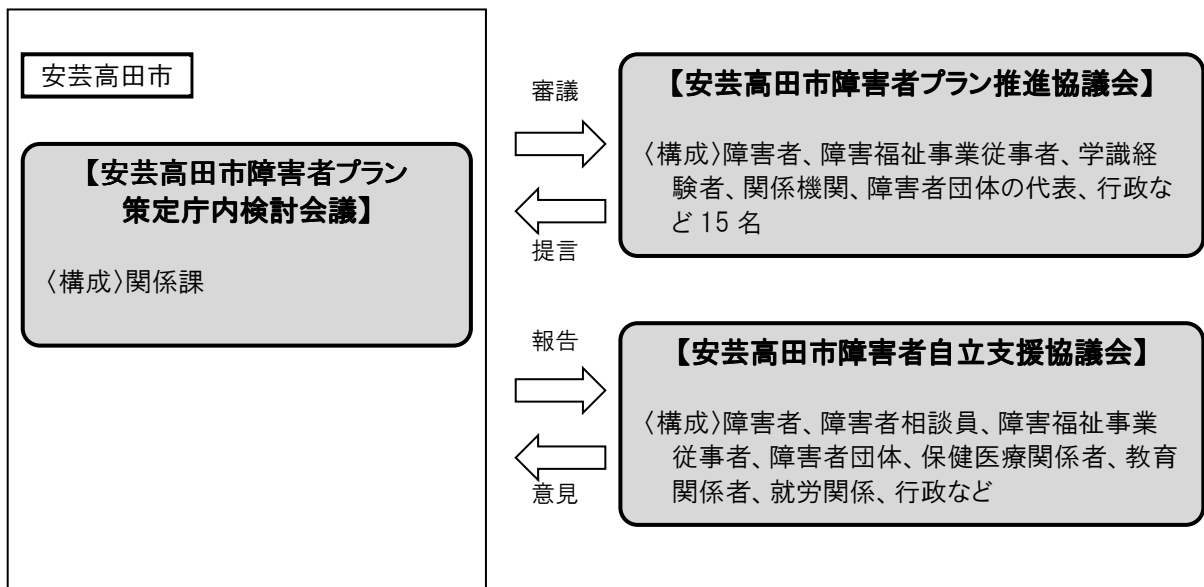
市の事業である地域生活支援事業の実施にあたっては、登録事業者がサービス提供者となりますが、これらの事業者に対しては、一定の基準を設けるとともに苦情処理体制を整備、確立するなど、質の確保を図ることにより、制度の円滑な運営につなげます。

また、このようなサービスの質の確保に加えて、障害者等が継続的にサービスを利用できるよう、担い手である事業者の経営基盤の安定化を図る必要があることから、行政としての支援のあり方についても、今後、さらに検討を進めます。

5 計画や制度の周知と情報提供

本市の障害者が、必要とするサービスを適切に受けることができるよう、本計画の概要や障害福祉サービス等の制度について、様々な機会を活用し、利用者、サービス提供事業所、福祉関係団体等に周知し、円滑な事業の実施及びサービスの適切な利用を促進します。また、そのための、サービス内容や利用手続き等の積極的な情報提供に努めます。

計画の推進体制



資料編

1 安芸高田市障害者プラン推進協議会設置要綱

平成 22 年 4 月 1 日

告示第 17 号の 6

改正 平成 23 年 9 月 15 日告示第 42 号 平成 26 年 6 月 18 日告示第 33 号

(目的及び設置)

第 1 条 障害者基本法(昭和 45 年法律第 84 号。以下「法」という。)第 11 条第 3 項に基づき市が策定した安芸高田市障害者プラン(以下「障害者プラン」という。)の推進に関し、第 3 条に規定する障害者等の意見を反映させるため、安芸高田市障害者プラン推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、市長の要請に応じて、障害者プランの推進について、必要な意見を述べる。

2 協議会は、市長の要請に応じて、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)第 88 条に基づく安芸高田市障害福祉計画に関し、必要な意見を述べることができる。

(委員)

第 3 条 協議会の委員は、15 名以内とし、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 法第 2 条に規定する障害者
- (2) 障害者の福祉に関する事業に従事する者
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) その他市長が認める者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、欠員により補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特別な理由があると認めるときは、任期中においても委員の委嘱を解くことができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 協議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により、これを定める。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会の会議は、委員の過半数の出席をもって開くものとする。

3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を協議会の会議に出席させ、意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、福祉保健部社会福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成23年9月15日告示第42号)

この告示は、平成23年9月15日から施行し、平成23年8月5日から適用する。

附 則(平成26年6月18日告示第33号)

この告示は、平成26年6月18日から施行する。

2 安芸高田市障害者プラン推進協議会委員名簿

令和3年2月1日現在

氏名	区分	所属・職名等	備考
矢野 和浄	当事者 または家族	—	
門出 剛		—	
富永 美香		—	
西岡 礼子		—	
下津江 博	当事者団体	安芸高田市障害者団体連絡協議会 会長	会長
伊藤 千代子	関係団体	安芸高田市障害者自立支援協議会 会長	
森近 泰典		安芸高田市立甲田中学校 校長 (安芸高田市小中学校校長会)	
中田 裕子		佐々部診療所 院長 (一般社団法人安芸高田市医師会)	副会長
中岡 良次		安芸高田市商工会 副会長	
国弘 淳		三次公共職業安定所安芸高田出張所 就職促進指導官	
下田 雪枝	事業者	特定非営利活動法人貴船 貴船ハウス指導員	
寺尾 文尚		社会福祉法人ひとは福祉会 理事長	
今本 慎一		社会福祉法人清風会 サンサンホーム管理者	
三上 寿和		社会福祉法人たんぽぽ グループホームたんぽぽ施設長	
大田 雄司	行政	安芸高田市福祉保健部長兼安芸高田市福祉事務所長	

()は推薦団体 敬称略

3 安芸高田市障害者自立支援協議会設置要綱

平成 24 年 4 月 1 日

告示第 30 号

改正 平成 25 年 8 月 1 日告示第 36 号 平成 28 年 2 月 22 日告示第 1 号

平成 29 年 2 月 24 日告示第 13 号

(目的及び設置)

第 1 条 障害のある人(以下「障害者」という。)とその家族が安心して生活するための地域づくりを目的とし、障害者をはじめとする障害者の支援に携わる関係者が協働し、保健、医療、権利擁護、福祉サービス、就労、教育等の地域の課題を協議する場として、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)第 89 条の 3 第 1 項の規定に基づき安芸高田市障害者自立支援協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議内容)

第 2 条 協議会は次に掲げる協議を行う。

- (1) 障害者又はその家族、その他当該障害者の生活の援助を行なう者(以下「障害者等」という。)からの相談内容に関する事。
- (2) 地域の障害者等によるネットワーク構築に関する事。
- (3) 地域の社会資源の開発及び改善に関する事。
- (4) 地域の障害者等の資質向上のための研修に関する事。
- (5) 障害者の権利擁護に関する事。(障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成 25 年法律第 65 号)第 17 条第 1 項の規定に基づき組織される障害者差別解消支援地域協議会が行う同法第 18 条第 1 項から第 2 項に規定する事務に関する事を含む。)
- (6) 中立性及び公平性を確保するための相談支援事業の評価に関する事。
- (7) 障害者計画及び障害福祉計画に関する事。
- (8) その他(協議会において協議することができない、又は解決することができない課題の国及び県への照会等)

(委員)

第 3 条 協議会委員は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 障害者
- (2) 障害者等の相談業務に携わる者
- (3) 障害福祉サービスの提供業務に携わる者
- (4) 障害者関係団体に属する者
- (5) 保健又は医療関係者
- (6) 教育関係者
- (7) 就労支援関係者
- (8) 福祉保健部社会福祉課の課員
- (9) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は3年とし、再任は妨げない。ただし、欠員に補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特別な理由があると認めるときは、委員の委嘱を解くことができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議の設置)

第6条 協議会内に、次に掲げる会議を設置する。

(1) 全体会

(2) 定例会

(3) 事務局会議

2 会長が必要と認めるときは、就労支援、児童支援、権利擁護、地域生活支援等、特定の事項についての協議を継続的に行うための専門部会及び特定の作業を行うための作業部会を設置することができる。

3 会長が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

4 会議の運営は、別にこれを定める。

(責務)

第7条 協議会の会議に出席する者は、職務上知り得た情報を、障害者等の利益及び意に反して第三者に提供してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、委員に諮って会長が定める。

附 則

この告示は、平成24年4月25日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則(平成25年8月1日告示第36号)

この告示は、平成25年8月1日から施行し、平成25年4月1日から適用する。ただし、第2条中安芸高田市在宅障害者介護手当支給事業支給事業実施要綱第3条の改正規定(「障害程度区分」を「障害支援区分」に改める部分に限る。)は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成28年2月22日告示第1号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年2月24日告示第13号)

この告示は、平成29年3月1日から施行する。

4 施設・事業所一覧表

(1) 障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス

サービス名	事業所名	運営法人名	電話 0826-	住所 安芸高田市
居宅介護 重度訪問介護	訪問介護事業所かがやき	社会福祉法人ちとせ会	46-7500	向原町坂 287-1
	安芸高田市社会福祉協議会 訪問介護甲田事業所	社会福祉法人 安芸高田市社会福祉協議会	45-2941	甲田町高田原 1490-1
	安芸高田市社会福祉協議会 訪問介護吉田事業所	社会福祉法人 安芸高田市社会福祉協議会	42-2929	吉田町吉田 1324-1
	高美園訪問介護事業所	社会福祉法人 高宮美土里福祉会	57-1260	高宮町原田 380-1
	JA広島北部訪問介護事業所	広島北部農業協同組合	54-0302	美土里町横田 1476-3
同行援護	訪問介護事業所かがやき	社会福祉法人ちとせ会	46-7500	向原町坂 287-1
生活介護 (多機能型)	就労センターあっぷ	社会福祉法人ひとは福祉会	45-7171	甲田町下小原 222-2
	ひとは工房	社会福祉法人ひとは福祉会	46-3757	向原町長田 1579-4
生活介護 (障害者支援施設) (日中サービス)	清風会吉田清風荘	社会福祉法人清風会	43-1026	吉田町竹原 1759-1
	清風会サンサンホーム	社会福祉法人清風会	43-0255	吉田町竹原 189
	清風会ほのか	社会福祉法人清風会	43-0611	吉田町竹原 920
	共同ホームひとは・ひとは作業所	社会福祉法人ひとは福祉会	46-2960	向原町長田 1841-1
短期入所 (併設)	短期入所事業所 清風会吉田清風荘	社会福祉法人清風会	43-1026	吉田町竹原 1759-1
	短期入所事業所 清風会サンサンホーム	社会福祉法人清風会	43-0255	吉田町竹原 189
	短期入所 清風会サンプリエ	社会福祉法人清風会	47-2056	吉田町竹原 157
	共同ホームひとはショートステイ	社会福祉法人ひとは福祉会	46-2960	向原町長田 1841-1
	ショートステイたんぽぽ	社会福祉法人たんぽぽ	54-0512	美土里町横田 2014-1
短期入所(空床)	短期入所事業所 清風会ワークセンター	社会福祉法人清風会	43-0611	吉田町竹原 967
施設入所支援 (障害者支援施設) (居住サービス)	清風会吉田清風荘	社会福祉法人清風会	43-1026	吉田町竹原 1759-1
	清風会ワークセンター	社会福祉法人清風会	43-0611	吉田町竹原 967
	清風会サンサンホーム	社会福祉法人清風会	43-0255	吉田町竹原 189
	清風会サンプリエ	社会福祉法人清風会	47-2056	吉田町竹原 157
	清風会ほのか	社会福祉法人清風会	43-0611	吉田町竹原 920
	共同ホームひとは・ひとは作業所	社会福祉法人ひとは福祉会	46-2960	向原町長田 1841-1

サービス名	事業所名	運営法人名	電話 0826-	住所 安芸高田市
共同生活援助 (外部サービス利 用型)	清風会グループホーム	社会福祉法人清風会	43-0611	吉田町竹原 967
	清風会いろは寮			吉田 1410-2
	清風会川本寮			川本 780-1
	清風会あおぞら			竹原 1759-1
	清風会第1常友			常友 1437-1
	清風会第2常友			常友 1437-1
	清風会第1郡山			吉田 582-1
	清風会第2郡山			吉田 582-1
	清風会第3郡山			吉田 3805-6
	清風会安芸			吉田 1347
	清風会あおい			吉田 582-1
	清風会かえで			竹原 1265-3
	清風会いこい			吉田 1538
	清風会たいよう			吉田 1538-7
	清風会すみれ			川本 1562-11
清風会せせらぎ	吉田 583-1			
清風会さつき	吉田 1506			
共同生活援助 (外部サービス利 用型) (地域移行型ホー ム)	清風会第1竹原寮	社会福祉法人清風会	43-0611	吉田町竹原 958-1
	清風会第2竹原寮	社会福祉法人清風会	43-0611	吉田町竹原 952
	清風会第3竹原寮	社会福祉法人清風会	43-0611	吉田町竹原 954
	清風会第1吉田寮	社会福祉法人清風会	43-0611	吉田町竹原 967
共同生活援助 (介護サービス包 括型)	ひとは長屋 的場邸 西本邸	社会福祉法人ひとは福祉会	46-2960	向原町長田 1604-1
	グループホームたんぽぽ	社会福祉法人たんぽぽ	54-0512	美土里町横田 2014-1
就労移行支援 (多機能型)	清風会つばさ	社会福祉法人清風会	43-0611	吉田町竹原 950-1
就労継続支援A型	清風会吉田工場	社会福祉法人清風会	43-0611	吉田町竹原 967
	清風会みつや工場	社会福祉法人清風会	43-0611	吉田町竹原 140
	清風会サンライフ	社会福祉法人清風会	43-0611	吉田町竹原 152-1

サービス名	事業所名	運営法人名	電話 0826-	住所 安芸高田市
就労継続支援B型	清風会ニューワーク	社会福祉法人清風会	43-0611	吉田町竹原 964
	清風会みやび	社会福祉法人清風会	43-2626	吉田町竹原 959-1
	清風会サンホーム	社会福祉法人清風会	43-0611	吉田町竹原 149-1
	ふれあいの家たんぽぽ	社会福祉法人たんぽぽ	54-0368	美土里町横田 2320-1
	タマシゲ就労支援サービス	株式会社タマシゲ・デンソー	43-2670	吉田町川本 1192-2
就労継続支援B型 (多機能型)	清風会つばさ	社会福祉法人清風会	43-0611	吉田町竹原 950-1
	就労センターあつぷ (アグリサポートひとは)※従たる事業所	社会福祉法人ひとは福祉会	45-7171	甲田町下小原 222-2
			45-4004	甲田町下小原 1352
	ひとは工房	社会福祉法人ひとは福祉会	46-3757	向原町長田 1579-4
就労継続支援B型 (障害者支援施設) (日中サービス)	清風会ワークセンター	社会福祉法人清風会	43-0611	吉田町竹原 967
	清風会サンプリエ	社会福祉法人清風会	47-2056	吉田町竹原 157

(2) 障害者総合支援法に基づく相談支援

サービス名	事業所名	運営法人名	電話 0826-	住所 安芸高田市
計画相談支援	清風会つぼみ	社会福祉法人清風会	47-2092	吉田町竹原 920
	相談支援事業所もやい	社会福祉法人ひとは福祉会	46-5760	向原町長田 1843
	安芸高田市障害者基幹相談支援センター	社会福祉法人清風会	47-1080	吉田町常友 1564-2
地域移行支援	相談支援事業所もやい	社会福祉法人ひとは福祉会	46-5760	向原町長田 1843
	安芸高田市障害者基幹相談支援センター	社会福祉法人清風会	47-1080	吉田町常友 1564-2
地域定着支援	相談支援事業所もやい	社会福祉法人ひとは福祉会	46-5760	向原町長田 1843
	安芸高田市障害者基幹相談支援センター	社会福祉法人清風会	47-1080	吉田町常友 1564-2

(3) 児童福祉法に基づく障害児通所支援サービス

サービス名	事業所名	運営法人名	電話 0826-	住所 安芸高田市
児童発達支援	ぴあ・くらぶ	社会福祉法人ひとは福祉会	42-1144	吉田町吉田 723-1
放課後等デイサービス	ひとはぼっこ	社会福祉法人ひとは福祉会	45-2565	甲田町高田原 2500
	くらむぼん	社会福祉法人ひとは福祉会	42-2188	吉田町常友 1188-1
	児童デイサービスからふる吉田	合同会社グラス	42-1171	吉田町常友 1422-3
	ぴあ・くらぶ	社会福祉法人ひとは福祉会	42-1144	吉田町吉田 723-1
	IEP スクール安芸高田	株式会社シーセブンアソシエイツ	47-1020	吉田町吉田 2393-1

(4) 児童福祉法に基づく相談支援

サービス名	事業所名	運営法人名	電話 0826-	住所 安芸高田市
障害児相談支援	相談支援事業所もやい	社会福祉法人ひとは福祉会	46-5760	向原町長田 1843
	安芸高田市障害者基幹相談支援センター	社会福祉法人清風会	47-1080	吉田町常友 1564-2

(5) 障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業所

サービス名	事業所名	運営法人名	電話 0826-	住所 安芸高田市
地域活動支援センター	貴船ハウス	特定非営利活動法人貴船	42-2967	吉田町吉田 1781
移動支援 (併設)	安芸高田市社会福祉協議会 訪問介護甲田事業所	社会福祉法人 安芸高田市社会福祉協議会	45-2941	甲田町高田原 1490-1
	安芸高田市社会福祉協議会 訪問介護吉田事業所	社会福祉法人 安芸高田市社会福祉協議会	42-2929	吉田町吉田 1324-1
	訪問介護事業所かがやき	社会福祉法人ちとせ会	46-7500	向原町坂 287-1
日中一時支援 (併設)	清風会吉田清風荘	社会福祉法人清風会	43-1026	吉田町竹原 1759-1
	清風会ワークセンター	社会福祉法人清風会	43-0611	吉田町竹原 967
	清風会サンプリエ	社会福祉法人清風会	47-2056	吉田町竹原 157
	清風会サンサンホーム	社会福祉法人清風会	43-0255	吉田町竹原 189
	共同ホームひとは・ひとは作業所	社会福祉法人ひとは福祉会	46-2960	向原町長田 1841-1
	ひとはぼっこ	社会福祉法人ひとは福祉会	45-2565	甲田町高田原 2500
福祉ホーム(併設)	清風会第2吉田寮	社会福祉法人清風会	43-0611	吉田町竹原 967

5 用語解説

	用語	解説	掲載ページ
あ行	あいサポートアート展	・広島県が開催する障害者が創作した芸術作品の展示会。障害者が、芸術活動への参加を通じて、生活を豊かにするとともに、県民の障害への理解と認識を深め、障害者の自立と社会参加の促進に寄与することを目的とする。	93,99
	安芸高田市障害者プラン推進協議会	・障害者計画、障害福祉計画の推進に関し、障害者や障害者福祉事業従事者、学識経験者、関係行政機関等の意見を反映させるために設置する安芸高田市の協議会。	8,101,102,104
	安芸高田市障害者ふれあいスポーツ交流会	・安芸高田市で開催されるスポーツイベント。障害者や関係者が、軽いスポーツやレクリエーションを通しての出会いとふれあいの場を提供することを目的とする。	99
	あじさい横丁	・福祉事業所で製造した商品の安芸高田市庁舎内販売会。障害者の就労支援と市民の障害者理解への啓発を目的とする。	89,94
	意思決定支援	・知的障害や精神障害等で自己決定に困難を抱える障害者が、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることが可能となるように、本人の意思の確認や意思及び選好の推定、最後の手段としての最善の利益の検討のために行う支援の行為及び仕組みのこと。	67
	一般就労	・障害者の就労形態の一つで、一般の企業などで雇用契約に基づいて就業したり、在宅就労すること。	4,7,41,44,45,56,70,80,88,89
	一般就労移行者	・目標設定における一般就労移行者とは、福祉施設利用者のうち、雇用契約に基づいて、企業等に就職した者及び在宅就労した者並びに自ら起業した障害者等のことを言い、就労継続支援A型の利用者は含まない。	44,45,80,81
	医療的ケア	・家族や看護師が日常的に行っている経管栄養注入やたんの吸引などの医療行為のこと。	37,47,89
	SDGs	・持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals)の略称であり、「誰一人取り残さない持続可能でよりよい社会の実現」を目指す国際社会共通の目標。	58
	NPO (Nonprofit Organization)	・継続的、自発的にボランティア活動などの社会貢献活動に取り組む民間の非営利活動組織の総称。特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した団体が、「NPO 法人(特定非営利活動法人)」とされている。	100
	か行	お太助ワゴン	・安芸高田市内を運行する予約制の乗り合いタクシーのこと。昼間に運行し、予約に応じて運行ルートが決定される。
お太助タクシーチケット		・安芸高田市内の指定協力業者で利用できる1枚500円のタクシーチケット。通院だけでなく、買い物などの外出にも利用できる。	51,53,98,99
親亡き後		・障害者をその親が介護している場合に、親が先に亡くなった後の障害者の生活や生じうる問題等の総称。親が亡くなった後も、障害者が継続して必要な支援や介護が受けられるよう体制づくりが求められている。	38,56,61
基幹相談支援センター		・地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、相談支援に関する業務を総合的に行うことを目的とする施設。	28,33,39,40,41,51,55,60,71,75,79,80,85,90,92,94,99
	共同受注窓口	・複数の障害福祉サービス事業所等が共同して受注等に取り組み、受注業務のあっせんまたは仲介等を行う組織のこと。	89

	用語	解説	掲載ページ
か行	グループホーム (共同生活援助)	・障害者総合支援法に基づくサービスの1つで、夜間や休日等に、共同生活を行う住居で、相談等の日常生活上の援助を行う。	5,37,39,41, 56,62,72,77, 89
	ケア	・介護や看護のこと。	34,77
	ケアマネージャー	・介護を必要とする人が介護保険サービスを受けられるように、ケアプランの作成やサービス事業者との調整を行う専門職のこと。	28,33
	権利擁護	・人の有する権利を守ること。福祉用語では、アドボカシーといい、自己の権利を表明することが困難な寝たきりの高齢者や、認知症高齢者、障害者の代わりに、代理人が権利を表明すること。	25,40,51,57, 59,66,67,86, 93,100,105, 106
	コーディネーター	・必要な支援が行えるよう、さまざまな専門職や機関等の調整を担当する人。	40,47,50,64, 68,83,84,91, 92
	高次脳機能障害	・交通事故や病気などによる後遺症や、脳損傷、脳血管障害等により脳に損傷を受け、その後遺症等として生じた記憶障害、注意障害、社会的行動障害などの認知障害等を指す。	60
	合理的配慮	・障害のある人が日常生活や社会生活を送る上で妨げとなる社会的障壁を取り除くために、状況に応じて行われる配慮で、過度の負担にならない範囲で提供されるべきものをいう。	2,66
	こども発達支援センター	・就学前の発達が気になる児童とその保護者に対し、相談や教室活動などの支援を行う機関。	19,28,33,61, 83,92
コミュニケーション	・複数の人間や動物などが、感情、意思、情報などを受け取りあうこと又は伝え合うこと。	7,75	
さ行	児童発達支援センター	・地域の障害のある児童が通所し、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行う施設。	46,63,83,84, 92
	児童福祉法	・児童の出生・育成が健やかであり、かつその生活が保障愛護されることを理念とし、児童保護のための禁止行為や児童福祉司・児童相談所・児童福祉施設などの諸制度について定めた法律。	1,3,5,6,55, 110
	市町村運営有償運送	・地域住民に必要な移動手段を確保するため、市町村が有償で行う住民の運送のこと。	99
	社会的障壁	・障害者が日常生活や社会生活を送る上で妨げとなるような、施設や設備、制度、慣習、考え方などのこと。	1,2,54,93
	社会福祉協議会	・社会福祉法に基づき、地域福祉の推進を図ることを目的とし、地域の社会福祉を目的とする事業や活動を行う機関・団体が参加する組織。	67,100
	住宅入居等支援事業	・障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の1つで、賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障害者を対象に、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障害を有する方の地域生活を支援する事業。	94
	重度障害者外出支援サービス	・外出支援が必要な重度の障害者に対し、安芸高田市内の指定協力業者で利用できるタクシーチケット(お太助タクシーチケット)を交付するサービス。	72
	就労継続支援	・障害者総合支援法に基づくサービスで、A型は事業所内で雇用契約に基づく就労機会を提供し、B型は雇用契約を締結せず、就労の機会や生産活動の機会を提供する。	5,48,56,71, 80,81,88, 108,109
	就労相談員	・就労に関係する機関と連携を図りながら、就労に関する情報提供や相談、活動支援を行う者。	80,94

	用語	解説	掲載ページ
さ行	手話通訳者	・派遣依頼を受けて、聴覚障害者等の日常生活上の初歩的なコミュニケーションの支援、市町村等の公的機関からの依頼による広報活動、文化活動等に協力する者。	42,52,75,76,93,95,96
	手話通訳者・要約筆記者派遣事業	・障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の1つで、聴覚障害者等が、日常生活上、手話通訳を必要とする場合や意思疎通を円滑にするため要約筆記を必要とする場合に、手話通訳者及び要約筆記者を派遣する事業。	52,95
	障害支援区分	・障害者等の障害の多様な特性その他心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すもの。	2,15,106
	障害者基本法	・障害者のための施策に関して、基本的な理念や、国、地方公共団体等の責務、障害者のための施策の基本となる事項を定めた法律。障害者の自立と社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動への参加を促進することを目的としている。また、この法律の中で県や市町村が障害者基本計画を策定することや障害者施策推進協議会を設置すること等も規定されている。	1,2,6,7,102
	障害者虐待防止法	・障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関することを定めた法律。国や地方公共団体、障害者福祉施設従事者等、使用者などに障害者虐待の防止等のための責務を課すとともに、障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者に対する通報義務を課すなどしている。	1,2,60,66,67
	障害者権利条約	・障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利の実現のための措置等について定める条約のこと。	1,2
	障害者雇用促進法	・障害者も障害のない人と同じように能力、適性に応じて雇用される社会の実現のため整備した法律。代表的なものとして、一般民間企業は法定された割合の障害者雇用が義務付けられている。事業主は年1回報告義務がある。この法定割合に達しない場合は納付金を徴収し、法定以上の雇用のある企業などには調整金、報奨金が支給される。	1,66,70
	障害者差別解消支援地域協議会	・障害を理由とする差別を解消することを目的に、障害者にとって身近な地域において、関係機関が地域の実情に応じた差別の解消のための取組を主体的に行うネットワークを組織するために設置されるもの。	66,105
	障害者差別解消法	・障害を理由とする差別の禁止に関する法律。障害者に対する差別を禁止し、被害を受けた場合の救済等を目的とする。	1,2,40,66
	障害者就業・生活支援センター	・障害者の職業的自立を実現するため、身近な地域で就労と生活について支援を一体的に行うことを目的とした事業。公共職業安定所、地域障害者職業センター、障害者雇用センター、生活支援センター、社会福祉施設、医療施設、特別支援学校等と連携をとりながら、障害者の就労及びそれに伴う生活に関する支援・助言などを行う。	44,70,71,80
	障害者就労支援事業所	・障害福祉サービスのうち、就労移行支援や就労継続支援、就労定着支援を提供する事業所。	80
	障害者就労振興センター	・障害者の福祉的就労の充実や一般就労への取組を推進し、自立や社会参加を促進することを目的に、就労に係る情報収集や提供、調査・研究、セルフ製品の開発や販路拡大等の事業を行う機関。	89

	用語	解説	掲載ページ
さ行	障害者自立支援協議会	・地域の支援体制に関する課題の情報共有、関係機関の連携の緊密化、地域の実情に応じた体制整備について協議を行う場。安芸高田市では、それだけにとどまらず障害者とその家族が安心して生活できる地域づくりを目的としている。	8,60,62,78,101,104,105
	障害者総合支援法	・応益負担を原則とする障害者自立支援法を改正し、制度の谷間のない支援の提供、個々のニーズに基づいた地域生活支援体系の整備等を内容とする法律で、平成 24(2012)年3月に成立。平成 26(2014)年4月完全施行。	1,2,4,5,6,64,86,107,109,110
	障害者優先調達推進法	・障害者就労施設で就労する障害者や在宅で就業する障害者の経済面の自立を進めるため、国や地方公共団体、独立行政法人などの公的機関が、物品やサービスを調達する際、障害者就労施設等から優先的・積極的に購入することを推進するために制定された法律。	2,70,71
	障害者理解	・障害ごとに、その特徴や生活するうえで支障となること、必要な配慮について理解すること。	41,51,69,74,76,80
	障害程度区分	・障害福祉サービスの必要性を明らかにするための、障害者の心身の状態を総合的に示す区分。平成 26(2014)年4月から障害支援区分に変更となる。	106
	障害福祉サービス受給者証	・障害者総合支援法や児童福祉法に基づいて運営をしている事業所のサービスを受けるために必要となるもので、受給者証の取得により行政からの給付金を受けながら福祉サービスを利用することができる。	20
	ショートステイ	・居宅において介護する人が疾病等の理由により一時的に介護ができない場合に、短期間、夜間も含めて施設に入所し、食事や入浴、排せつの介護等を行うサービス。	5,56
	小児慢性特定疾病医療費支給認定者	・子どもの慢性疾患のうち、費用が高額な治療を長期間にわたり継続しなければならない疾病について、医療費の自己負担分の助成を受ける認定を受けた者。	14
	職場体験実習	・自立支援協議会就労支援部会が中心となって取り組む、障害者が一般就労を体験する機会を提供するもの。	70,80,89
	自立支援医療(精神通院)	・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する統合失調症、精神作用物質による急性中毒、その他の精神疾患(てんかんを含む)を有する者で、通院による精神医療を継続的に要する病状にある者に対し、その通院医療に係る自立支援医療費の支給を行うもの。	5,13,14,64
	スキルアップ	・技術力を高めること。	63,64,90
	ストーマ装具	・人工膀胱や人工肛門を造設した際、腹部に作られたストーマ(手術によっておなかに新しく作られた、便や尿の排泄の出口のこと)から排泄される「尿」もしくは「便」を貯留するための装具のこと。	96
	成年後見制度	・認知症高齢者、知的障害、精神障害などで判断能力が不十分な人に対して、その財産の管理や処分などの意思決定を支援し、保護する制度。	2,5,40,51,54,67,93,95
相談支援専門員	・障害者が自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービスなどの利用計画の作成や地域生活への移行・定着に向けた支援、住宅入居等支援事業や成年後見制度利用支援事業に関する支援など、障害者の全般的な相談支援を行う者。	49,64,67,92,95	

	用語	解説	掲載ページ
た 行	たん吸引器	・気道がつまりないように痰等を吸引する装置。	96
	地域活動支援センター事業	・障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の1つで、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等により、障害を有する方等の地域生活支援の促進を図る事業。	5,93,97
	地域コミュニティ	・地域をより良くするために活動する住民同士のつながりや集まりのこと。	54
	地域生活移行者	・福祉施設の入所者が、施設を退所し、生活の拠点をグループホーム・福祉ホーム、公営住宅等の一般住宅へ移した障害者等で、家庭復帰した人を含む。	43,77
	地域生活支援拠点等	・障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能をもつ場所や体制のこと。居住支援のための主な機能は、相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門の人材の確保・養成、地域の体制づくりの5つを柱としている。	4,39,44,56,61,79,87
	地域共生社会	・制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すもの。	4,39,54
	地域包括ケアシステム	・要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される仕組みのことであり、精神障害にも対応した仕組みの構築が求められている。	4,44,78
	通級による指導	・小・中学校の通常学級に在籍する障害児の特性に合わせた個別の指導。ほとんどの授業を通常の学級で受けながら、障害の状態等に応じた特別な指導を特別な場(通級指導教室)で行う。	19,40,68
	特定医療費支給認定者	・厚生労働大臣が定める指定難病について、病態など一定の基準を満たしている人に対して交付されるもの。医療費の自己負担部分について一部公費負担を行う。	14
	特別支援学級	・小学校・中学校等に置かれる、教育上特別な支援を必要とする児童生徒のための学級。	19,20,40,68,69
特別支援学校	・障害による学習上又は生活上の困難を克服し、自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的としている学校。	19,20,56,69,70,80,89	
な 行	内部障害	・身体障害の種類で、呼吸器機能障害、心臓機能障害、じん臓機能障害、ぼうこう・直腸障害、小腸障害、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害、肝臓機能障害。	10,11
	難病	・原因不明、治療方法未確立、後遺症を残すおそれの多い疾病、経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するため、家庭の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病とされている。パーキンソン病、重症筋無力症などがある。	2,14,39,59,60,65
	ニーズ	・必要や要求のこと。マーケティングの基礎を成す根本的な概念。	1,3,8,20,35,39,40,43,46,47,49,50,55,59,60,62,65,68,69,70,80,84,85,92,97
	認定こども園	・保護者の就労状況に関わらず子どもを受け入れ、教育・保育を一体的に行う施設。子育て不安に対応した相談対応や親子の集いの場の提供など、地域における子育て支援を行う機能も持つ。	83,92

	用語	解説	掲載ページ
な行	ネットワーク	・様々な機関や団体、組織、個人などが相互に連携することにより新たな仕組みを生み出し、課題解決に役立つ機能を発揮する状態のこと。また、そのようなことを目指した、社会的・組織的つながりのこと。	60,67,68,73,77,80,87,90,100,105
	農福連携	・担い手の高齢化と減少が進む農業分野と、障害者や高齢者らの働く場の確保を求める福祉分野の連携を図ること。	41,71,89
は行	バックアップ体制	・必要な支援や相談対応を実施するため、二重に態勢を整えること。	90
	発達障害	・発達障害者支援法に基づく、自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害(LD)、注意欠陥／多動性障害(AD/HD)などの通常低年齢で発現する脳機能の障害。	4,18,39,51,61,67
	発達障害者支援法	・発達障害の早期発見・発達支援について定めた法律。国、地方公共団体、国民の責務を明らかにするとともに、発達障害者への学校教育における支援・就労の支援、発達障害者支援センターの設置や発達障害者を支援する民間団体への支援などを図ることにより、発達障害者の自立および社会参加に資することを目的とする。	2
	パブリックコメント	・自治体の基本的な計画等の策定にあたり、よりよい案を作成するため、政策や計画などを立案する際に、内容を住民に公表して意見を募集し、その意見を政策等に反映させる制度。	8
	バリアフリー	・高齢者や障害者等の生活の妨げとなるバリア(障壁)を取り除き、自由に活動できる生活空間のあり方。バリアには、たとえば移動を困難にする段差などがある。社会的・心理的な障壁や、情報面・制度面での障壁の除去という意味にも使われるようになっている。	22,36,37,41,69,72,76
	ハローワーク	・職業紹介・職業指導・失業給付などに関する事務を無料で行う国の行政機関。	16,17,41,44,66,80,87
	ピアサポート	・同じ問題を抱える者が集まり、それぞれの状況での自分の体験や行動、考えなどを披露し、互いに語り合うことにより支え合うこと。	93
	広島県障害者フライングディスク競技大会 in 安芸たかた	・安芸高田市で開催するフライングディスク競技大会。広島県内に在住するさまざまな障害者が一堂に会して交流し、競技を通じて、健康維持・体力増進・機能回復などを図るとともに、社会参加を促進し、障害者スポーツの一層の充実と発展を期することを目的とする。	99
	福祉的就労	・障害などを理由に、一般企業で働けない方へ、福祉施設で支援を受けながら訓練を兼ねて働く場を提供する福祉のこと。	59,71
	福祉ホーム	・住居を求めている障害者に対し、低額な料金で居室、その他の設備や日常生活に必要なサービスを提供する施設。	53,98,99,110
	ベビーマッサージ	・身体調和支援・マッサージ。子供の体を整え、動きやすく生活しやすい体作りを目指す技術。	19
	法定雇用率	・常用雇用者数に対する障害者の割合。障害者雇用促進法に基づいて、民間企業・国・地方公共団体は所定の割合以上の障害者を雇用することが義務付けられている。	70
	ホームヘルパー	・日常生活を営むのに支障のある障害者等の自宅を訪問し、身体介護や家事援助を提供する専門職。	28,33
	補装具	・身体の欠損または損なわれた身体機能を補完・代替する用具のこと。	5,62
	ボランティア	・住民一人ひとりの自発的な意志に基づいて、金銭的な利益などの見返りを求めることなく、地域社会を住みよくする活動や他者を支える活動などの社会的活動に携わること又は携わる人々を指す。	51,56,93,94,100

	用語	解説	掲載ページ
ま行	面的整備型	・緊急時の迅速・確実な相談支援の実施や、施設や親元からグループホーム、一人暮らし等への生活の場の移行をしやすい支援等を目的とする地域生活支援拠点等を整備するにあたり、必要な機能を複数の機関が分担して担う形式のこと。	44,61,79
	モニタリング	・サービス利用者の状態や生活状況を把握し、サービス等利用計画の見直しを行うこと。	90,91
や行	有効求職者数	・公共職業安定所へ申し込みをしている求職者の数で、新規求職者数に前月から繰り越された求職者数を加えたもの。	16,17
	有効求人数	・公共職業安定所で受け付けられた求人の数で、新規求人(求職)と、前月から繰り越された求人(求職)とを合計したもの。	16
	有効求人倍率	・有効求職者数に対する有効求人数の比率のこと。労働市場の需給状況を示す代表的な指標である。	16
	ユニバーサルデザイン	・年齢や障害の有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインすること。	59,69,72,73
	要約筆記者	・聴覚障害者等に話の内容をその場で文字にして伝える筆記通訳者のこと。話すスピードは書く(入力する)スピードより数倍早く、すべて文字化できないため、話の内容を要約して筆記することにより「要約筆記」という。	42,53,75,93,95,96
ら行	ライフステージ	・人間の一生を乳幼児期・学齢期・青年期・壮年期・高齢期などと分けた、それぞれの段階のこと、またその考え方。	50,55
	リハビリテーション	・障害者の身体的、精神的、社会的な自立能力向上を目指す総合的なプログラムであるとともに、それにとどまらず、障害者の自立と社会参加を目指すとの考え方。	64

第3次安芸高田市障害者プラン

《令和3（2021）年度～令和8（2026）年度》

障害福祉計画（第6期）・障害児福祉計画（第2期）

《令和3（2021）年度～令和5（2023）年度》

.....
発行年月：令和3（2021）年3月

発行：安芸高田市 福祉保健部 社会福祉課

〒731-0592 安芸高田市吉田町吉田 791 番地

電話：0826-42-5615

F A X：0826-42-2130